

保健福祉事業の概要

平成 30 年度



飯田市

【表紙の説明】

特別養護老人ホーム飯田荘及び介護予防拠点施設開所式

平成 30 年 1 1 月 19 日に、老朽化により建替工事を行っていた飯田荘（愛称「ゆとび い
いだ」）が開所しました。飯田荘には、介護予防教室などを開催する介護予防拠点施設（愛
称「おめでとうサロン」）を併設しています。

【 目 次 】

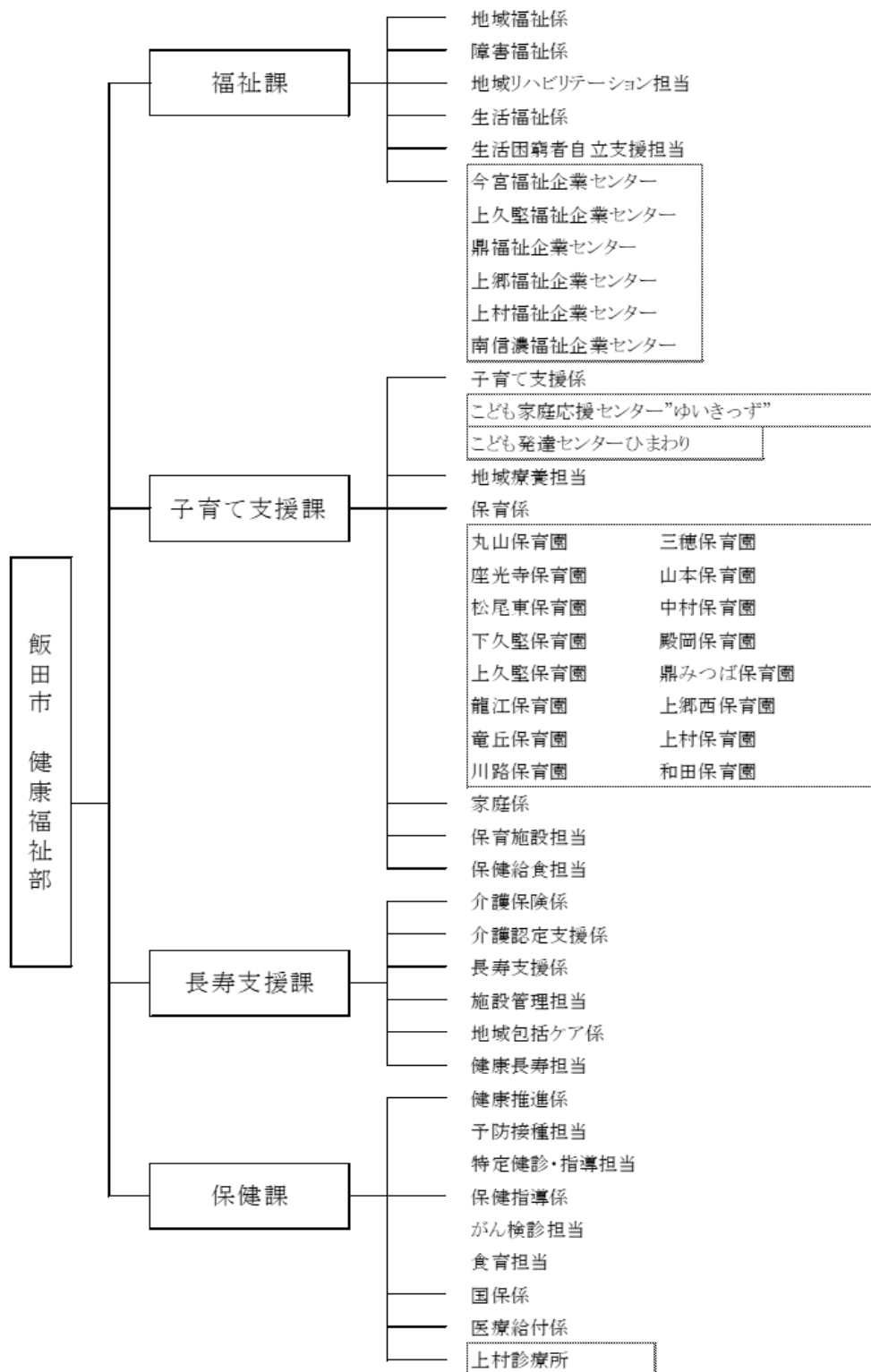
<u>1 健康福祉部</u>	1
1－1 健康福祉部機構図	2
1－2 健康福祉部の事務分掌	3
1－3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成 30 年度）	5
<u>2 福祉課</u>	9
2－1 地域福祉、更生保護、社会援護	10
2－2 民生委員・児童委員、福祉委員	12
2－3 障がい者福祉施策	16
2－4 生活保護関係	26
2－5 生活就労支援センター	30
2－6 住宅確保給付金	30
2－7 一時生活支援事業	31
2－8 家計相談支援事業	31
2－9 福祉企業センター	32
<u>3 子育て支援課</u>	33
3－1 児童福祉関係	34
3－2 児童手当関係	37
3－3 ひとり親関係	38
3－4 地域子育て支援関係	40
3－5 こども発達センターひまわりの現況	45
3－6 平成 28 年度子育て応援プランの進捗状況	47
<u>4 長寿支援課</u>	63
4－1 要介護（要支援）認定者数	64
4－2 介護保険料	65
4－3 介護保険給付決定状況	66
4－4 総合事業の状況	67
4－5 介護サービス利用料の軽減制度	68
4－6 高齢者等の在宅福祉サービス	71
4－7 地域包括支援センター	77

4-8	いいだシニアクラブと生きがい対策	78
4-9	統計資料	79
<u>5</u>	<u>保健課</u>	81
5-1	人口動態	82
5-2	母子保健	83
5-3	成人保健	86
5-4	介護予防事業	93
5-5	精神保健	97
5-6	栄養指導	98
5-7	歯科保健	99
5-8	献血	100
5-9	健康福祉委員等活動	100
5-10	食生活改善推進活動	101
5-11	救急医療対策事業	103
5-12	保健センターの概要	104
5-13	予防接種	105
5-14	不妊治療費助成事業	106
5-15	後期高齢者医療制度	108
5-16	医療給付事業	110
5-17	国民健康保険	114
<u>6</u>	<u>飯田市社会福祉協議会</u>	125
6-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	126
<u>7</u>	<u>保健・社会福祉施設等一覧</u>	131
7-1	市内保健福祉施設	132
7-2	介護保険事業者一覧	138
7-3	障がい福祉サービス事業者一覧	148

1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(平成30年4月1日現在)



【参考】

社会福祉法人

飯田市社会福祉協議会

総務課
 地域福祉課
 地域包括支援課
 介護福祉課
 飯田荘
 第二飯田荘
 遠山荘

1-2 健康福祉部の事務分掌

課名	係名	分 掌 事 務
福祉課	地域福祉係	1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 7 臨時福祉給付金の支給に関すること。 8 部内の庶務に関すること。 9 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 10 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係	1 身体障害者の福祉に関すること。 2 知的障害者の福祉に関すること。 3 精神障害者の福祉に関すること。
	地域リハビリ 担 当	4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
子育て支援課	生活福祉係	1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱に関すること。
	生活困窮者 自立支援担当	4 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	子育て支援係	1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 家庭児童相談に関すること。 3 児童虐待防止に関すること。 4 子どもの発達支援に関すること。 5 飯田市子ども家庭応援センターに関すること。
	保育係	1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 認定子ども園に関すること。 4 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	家庭係	1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療給付金の認定に関すること。
	保育施設 担 当	1 保育所の民営化に関すること。
	保健給食 担 当	1 保健・給食に関すること。

課名	係名	分 掌 事 務
長 寿 支 援 課	長寿支援係	1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホームに関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 高齢者の施設措置等に関すること。
	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	介護認定支援係	1 要介護認定に関すること。 2 特養入所申込みに関すること。
	地域包括ケア係	1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。
保 健 課	健康推進係	1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 献血に関すること。
	保健指導係	1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。
	国保係	1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。

1－3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成 30 年度）

（「平成 30 年度 飯田市当初予算（案）の概要」より抜粋）

1 平成 30 年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 458 億 6,000 万円（対前年比 0.30%）

■歳出予算の特徴

「いいだ未来デザイン2028」（飯田市総合計画）前期 4 年の 2 年目にあたる平成30 年度(2018年度)当初予算は、リニア開通の翌年2028年に描く飯田市の「くらしの姿」「まちの姿」実現に向けて、12 の基本目標における戦略計画の協議や「市政経営の 6 つの基本方針」を踏まえ、飯田の未来づくりへのチャレンジを着実に軌道に乗せる予算として編成しました。

平成30年度は、飯田市で人形劇の祭典が始まり40周年の節目を迎え、8 月には世界人形劇フェスティバルの開催（3 日～12日）、これに併せて人形劇のまちづくりを推進するAVIAMA（人形劇の友・友好都市国際協会）のアジア初となる総会（10日～11日）が開催されるとともに、フランスのシャルルヴィル・メジエール市との友好都市締結30周年を記念する行事も予定し、「小さな世界都市」への大きな一歩を進める大事な年になります。当初予算の目玉となるこれらの事業を起点に、訪日外国人旅行者の受入れ環境を段階的に整えながら、海外誘客を図っていくインバウンド元年ともなります。

また、人口減少と少子高齢化が進行し、コミュニティの活力維持が厳しい方向に向かいつつありますが、上村地区では小規模特認校の上村小学校で特色ある教育をスタートさせるなど、市内20地区それぞれに個性を生かし、多様な主体の共創による「田舎へ還ろう戦略」の展開が期待されます。行政としては、地区指定のふるさと納税の仕組みや移住定住施策等の拡充などで支援し、飯田の未来づくりを地域とともに着実に推進して行きます。

これらの取組を効果的に進めるための基盤整備として、地区の拠点である上郷公民館（自治振興センター）の改築をはじめ、リニア中央新幹線整備関連では、リニア駅周辺整備の基本設計や（仮称）座光寺スマートIC、リニア関連道路や三遠南信自動車道を基幹とする道路ネットワークの構築・強化などを図るとともに、特にリニア事業関連の代替地確保、整備に対する予算を確保しました。

2 飯田未来デザイン 2028 戦略計画の 12 の基本目標における平成 30 年度予算の特徴

■ 健康福祉部等の主要な事業

戦略計画及び予算額	特徴的な主な事業・取組
基本目標 5 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 平成 30 年度当初予算額 1,246,279 千円	◆ 信頼と絆で応援、安心・健康な子育てのまちづくりの推進 ・ 年度末の年齢が 18 歳以下の子どもを対象に、平成 30 年 8 月から、医療費の「現物給付方式＝窓口無料化（受給者負担金分を除いた保険診療分）」を行います。 ・ こども家庭応援センターを中心に、子育て・発達相談ニーズの調査分析を行い、関係機関と連携した地域ぐるみの支援モデルをつくります。 ・ 仕事を持ちながら子育てができる環境づくりを進めるため、公立保育園の特別保育について、地域の課題に即したモデル的事业を支援します。 ・ 地域や民間活力の協力を受け、上郷なかよし保育園の新園舎オープンなど地域の子育て支援・保育サービスの拡充を図ります。 ・ 地域ニーズに合わせた児童クラブの定員の拡大を準備していきます。 ・ ひとり親家庭の学習支援活動を行う市民活動団体を支援します。 ・ 関係機関の連携により、課題を抱える生活困窮世帯を早期に発見し

	適切な相談支援につなげます。 ・男女共同参画社会を目指し、ワークライフバランス推進のための事業所への働きかけを行い、事業主や従業員向けの効果的な研修を実施します。 ◆ 「飯田版！上質な子育て環境」づくり ・いいだ型自然保育・幼児教育の質を高め、子どもや親が自然体験、食農体験など“いのち”とのふれあいを持つことができる環境づくりを地域ぐるみで進め、飯田での子育てに幸せを感じることができるよう魅力づくりに取り組みます。 ・中山間地域等における保育園児の確保に向けて、豊かな自然環境を活かし「選ばれる保育園」となるような研究を深め、移住定住の促進につなげます。 ・市民公募の「みんなで子育て応援サポーター」と連携した情報発信機能（スマートフォンの活用等）を強化することで、利便性の向上を図るとともに、子育て環境の魅力や質の高さを全国に発信します。 ◆ 結婚したいと思う若者へのライフデザイン支援 ・若者に、結婚や子育ても含めた人生について考える（ライフデザイン）意識啓発の事業を実施します。 ・未来のパートナーとの出会いの機会をつくるため、各種イベントの開催や結婚相談員・結婚支援アドバイザーによる結婚相談を行います。 ・子どもを持ちたいと望む夫婦のため、不妊治療費の助成に加え不妊・不育の相談事業を実施します。 ・当地域で不妊治療が受けられる体制の整備を支援します。 ・人生の節目である婚姻届や出生届の際に、共に喜び合うという気持ちを込めて、ささやかな記念品を贈呈します。
基本目標 6 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす 平成 30 年度当初予算額 543,223 千円	◆ 地域、家族とともに進める健康づくり ・生活習慣病の予防として、働き盛り世代の特定健診未受診者への訪問・電話等による受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。 ・特定健診受診者で、生活習慣病重症化予防の対象者には保健指導を行い、医療機関の受療率の向上に取り組みます。 ・子宮頸がん検診について20、30歳女性と40、50、60歳の節目年齢で申込みのない方に再受診勧奨を行い、受診率の向上に取り組みます。 ◆ 介護予防の推進 ・地域で高齢者を支え、介護予防を進めるための介護予防サポーターを養成します。 ・高齢者が、介護が必要な状態にならないようにするため、いきいき教室での運動や、健脚大学、はつらつ運動塾などの介護予防事業への参加者を増やします。 ・地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携しながら、住民組織による介護予防教室を増やします。 ・現在実施している介護予防事業の評価を行うとともに、各地区の課題を把握、分析し、今後の介護予防の取組に活かすための調査を実施します。 ◆ みんなで食べよう楽しい食事（食育の推進）

	・20歳から30歳代の男性の朝食欠食率が高いことから、企業への出前健康教室や消防団の健康教室を行い、欠食率の改善を図ります。 ・朝食・夕食を家族と一緒に食べる「共食率」を向上させるため、結いタイムと連携した広報啓発や各地区で親子料理教室を開催して共食の周知を図ります。 ◆ 歩こう動こう プラステン（＋10分） ・今より1日10分、身体活動（生活における全ての動き）を増やすため、各地区での健康教室でプラステンの実践を広げます。 ・橋北地区を中心に、民間の包括ケア複合施設や地域と協働した運動講座を開催します。 ・家庭訪問や特定健診等を通じて、週1回以上運動をする市民の割合を増やします。 ◆ 歯と口の健康づくり ・歯と口の健康づくりが生活習慣病予防につながる大事な要素であるという知識と実践力を身につける必要があるため、乳幼児保健や健康診査等を通じて、歯科保健に取り組みます。 ・飯田下伊那歯科医師会と連携し、各種媒体を活用して、歯科保健に関する情報を啓発します。 ・高齢者の肺炎リスクを減少させるため、歯科衛生士により、いきいき教室の参加者に正しい歯磨き、口の体操等の口腔ケアの指導を行います。
基本目標 7 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる 平成 30 年度当初予算額 318,349 千円	◆ 多様な主体による日常生活における支援 ・住民支え合いマップを活用した日常生活における支援を推進します。 ・集積所までのごみ運搬が困難な世帯に対して、住民の共助に加え、廃棄物収集・運搬業許可を受けた社会福祉事業者による支援を進めます。 ・移動制約者の交通手段を確保するため、多様な主体による福祉有償運送の全市的な展開を支援します。 ・地域住民、社会福祉事業者や民間事業者等による社会全体による見守りネットワークの構築を進めます。 ・地域の支え合いを実践する住民と専門職（介護・医療・福祉等の専門機関やスタッフ）が連携し、地域の福祉課題を把握・共有し、協議する中から、高齢者が自宅で安心して暮らせる仕組みをつくります。 ・介護の人材不足が深刻なことから、介護人材確保のための具体策の検討を関係機関、関係団体と連携して取り組みます。医療や介護が必要となった高齢者が、可能な限り在宅での生活を送ることができるように、医療と介護の連携を推進します。また、在宅介護を支援するためにきめ細かに福祉サービスを実施していきます。 ◆ 認知症の人とその家族を支援する連携機能の充実 ・認知症疾患医療センターなどの認知症専門機関との連携を進め、認知症の人と家族を支援します。 ・認知症についての理解を進め、認知症の人を地域で温かく見守るため認知症サポーターを養成します。

	・ 認知症介護者のつどい、認知症カフェなど開催するほか、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターで介護者からの相談に対応します。 ・ 徘徊高齢者の早期発見のため、身体的特徴、よく出かける場所などを記した「高齢者安心おかえりカルテ」の普及と作成支援を行います。 ・ 認知症の人の権利擁護を進めるため、成年後見制度の講演会、研修会等を開催し制度の普及啓発を行います。 ◆ 地域とともに創る障がい児・者との共生社会の実現 ・ 障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携して 24 時間 365 日の相談体制の充実を図ります。 ・ 障がいを理由とした差別や虐待を防止するため、障がい児・者に対する正しい理解を深め、権利擁護を推進する障がい者理解啓発事業を展開します。 ・ 障がい児・者が働く場や文化・スポーツなど様々な分野において生きがいを持って活躍できる支援を進めます。
--	--

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

平成 28 年度に策定に至った「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、平成 29 年度から計画期間を 4 年間として開始された。多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を発揮して解決に向かうことが必要である。

市内 20 地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく。日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されえている。座光寺地区、松尾地区では新聞販売店等と見守り協定が締結されている。

平成 29 年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な、いわゆる「要援護者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要援護者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

2 保護司および“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。平成 30 年 10 月 1 日現在、当飯田地区では 45 名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内 9 団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市 P T A 連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年 7 月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第 67 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

- (1) 公開ケース研究会 7 月 3 日 (月)
会場：竜丘公民館 参加人数：122 名
- (2) 地区講演会 7 月 11 日 (火)
会場：座光寺公民館 参加人数：95 名
- (3) ミニ集会
7 月を中心に各地で全 113 回開催 参加人数：延べ 2,073 名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
◎竜東中学校で講話会を開催 7 月 5 日 (水) 参加人数：98 名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動” 長野県推進委員会が主催するコンテストに参加。
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生 596 点、中学生 530 点
入選数：小学生 最優秀賞 1 優秀賞 0 入選 6
中学生 最優秀賞 0 優秀賞 1 入選 8
- (6) 愛のはがき募金
募金総額 2,942,543 円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。平成 30 年 10 月 1 日現在で、国費帰国者は 29 世帯 40 人である。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多い。また、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。このようなことから、平成 19 年 11 月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は以下の（2）及び（3））

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - イ 交流事業支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）その他中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■ 概 況

民生委員は、民生委員法（昭和23.7.29施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展してきた。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、過去5回にわたる市町村合併や世帯増等により定数増が図られ、平成28年12月より237名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、平成28年12月現在では25名の委員が委嘱されている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■ 飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1 平成30年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

(1) 事業方針

人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの衰退等、厳しい社会情勢を背景に、育児、介護、障害、貧困、それらに同時に直面する家庭など、地域の福祉課題は多様化・複雑化しており、地域包括ケアシステムの構築が求められている。また、その他に災害時の要支援者への対応、消費者被害の増加も福祉課題としてあげられる。

こうした中、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設100周年である平成29年に新たに活動強化方策として「支えあう住みよい社会地域から」を掲げた。また、長野県民生委員児童委員協議会連合会では、平成30年度目標として、「支えあう住みよい社会地域から」～住民の笑顔、安全、安心のために～を掲げている。

平成29年度を初年度とする「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられている。

飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めていく。

(2) 重点事項

- ① 委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
- ② 民児協の組織強化
- ③ 関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④ 個別援助活動の強化
- ⑤ 地域福祉推進への取り組み
- ⑥ 地域の防災力強化への協力
- ⑦ 生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧ 地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ① 委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や 情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
 - カ 積極的に健診を受け、自らの健康管理
- ② 民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③ 関係機関との連携及び在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - オ 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - カ「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との3者における見守り協定の締結と支援に基づき、地域特性に応じて、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④ 個別援助活動の強化
 - ア 介護者の実態とニーズの把握
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化
- ⑤ 地域福祉推進への取り組み
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力

イ 日常の支え合い活動推進への協力

ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ

⑥ 地域の防災力強化への協力

ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力

イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備

ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦ 生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導

イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧ 子育て・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催

イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育て・子育てを支援。

ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力。

エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進。

オ 会長会において、主任児童委員会との関係を図り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

(4) 月別事業計画

月	飯田市民生児童委員協議会関連	長野県・全国民生委員児童委員連合会関連
4月	監査会(13日)、第1回正副会長会(13日)	県民児連理事会(26日)
5月	総会・研修会(11日)、民生委員児童委員の日(12日) 第1回会長会(18日)、飯田市長の1日民生委員(23日)	県民児連評議員・事務担当合同会議(15日)
6月	第2回正副会長会(28日)	関東ブロック民生児童委員活動研究協議会 (26～27日山梨)
7月	民児協サロン(17日)、第2回会長会(20日)	
8月	第3回正副会長会(29日)	県民児連理事会(9日) 民生児童委員会長研修(23日) 主任児童委員研修(31日)
9月	第3回会長会(21日)、敬老の日訪問	県社会福祉大会(12日塩尻市) 全国民生委員児童委員大会(27日～28日沖縄)
10月	研修旅行(2、3日) 第4回正副会長会(25日)、共同募金運動協力	民生児童委員研修(1期目)(18日)
11月	第4回会長会(16日)	民生児童委員研修(2期目以上)(7日)
12月	第5回正副会長会(20日)、歳末助け合い協力	
1月	第5回会長会(18日)	
2月	第6回正副会長会(18日)	
3月	第6回会長会(22日)	県民児連理事会(8日)

(5) 随時事業

- ① 地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ② 県社協・市社協、県民児協等他機関への協力
- ③ 独居老人友愛訪問事業への協力
- ④ ブロック研修会の開催
- ⑤ 「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 平成30年度飯田市民生児童委員協議会役員（H30. 12. 1現在）

会 長 椎 名 佑 平（上久堅地区会長）

副会長 伊 藤 力（伊賀良地区会長）

〃 奥 村 哲 也（東野地区会長）

〃 森 山 文 枝（千代地区会長）

ブロック	地区名	会長名	民生児童委員数			うち主任児童委員数
			男性	女性	合計	
A	橋北	辻 正隆	3	9	12	1
	橋南	樋口 昭三	4	7	11	1
	羽場	熊谷 清文	3	9	12	1
	丸山	夏目 健三	1	8	9	1
	東野	奥村 哲也	3	6	9	1
B	山本	吉澤 章	5	5	10	1
	伊賀良	伊藤 力	11	11	22	2
	鼎	多田 雅幸	11	12	23	2
C	松尾	佐々木 尚	10	10	20	2
	下久堅	佐藤 彰一郎	6	3	9	1
	上久堅	椎名 佑平	3	4	7	1
D	千代	森山 文枝	3	5	8	1
	龍江	林 宗吉	4	5	9	1
	竜丘	大倉 剛	6	7	13	2
	川路	伊藤 正司	1	5	6	1
	三穂	井上 貞孝	3	3	6	1
E	座光寺	上沼 明夫	4	5	9	1
	上郷	山口 幸造	7	19	26	2
F	上村	熊谷 貴美子	1	4	5	1
	南信濃	鈴川 正道	6	5	11	1
合計			95	142	237	25

2-3 障がい者福祉施策

1 概況

平成 29 年度末現在の障がい者数は、身体障がい者手帳保持者数 5,410 人、療育手帳保持者数 872 人、精神保健福祉手帳保持者数 694 人となっており、共通して障がい重い人が増え、高齢化の傾向にある。

2 主な事業

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 30 年 3 月、平成 30 年度から平成 34 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第 4 次障害者基本計画を策定した。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障がい者福祉制度の改革

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等に置ける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行される。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月から施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※国が定める対象疾病 H25.4.1：130 疾病、H27.1.1：151 疾病、H27.7.1：332 疾病、
H29.4.1：358 疾病、H30.4.1：359 疾病

イ 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

ウ 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

- エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）
- オ 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
- カ 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）
- キ サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）

その他関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24. 6	H25. 4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	・ 国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・ 調達方針の策定、実績の公表
H25. 6	H28. 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	・ 障がいのある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・ 障がい者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応ができることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26. 1		障害者権利条約の批准	・ 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

(2) 相談支援事業

- ・ 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別毎に支援センターが開設されてきた経過があったため、平成 19 年 4 月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成 29 年 4 月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

平成 29 年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

相談支援内容	飯伊圏域障がい者 総合支援センター	こども発達センター ひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	1,068	2
障がいや病状の理解に関する事	211	25
健康・医療に関する事	442	0
不安の解消・情緒安定に関する事	325	0
保育・教育に関する事	8	2,441
家族関係・人間関係に関する事	149	1
家計・経済に関する事	130	-
生活技術に関する事	54	-
就労に関する事	117	-
社会参加・余暇活動に関する事	79	-
権利擁護に関する事	34	-
その他	95	1
計	2,711	2,470

- ・ 計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成 27 年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児者は、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

- ・ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第 2 条）

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 就労支援に関する協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥ その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当(県)	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある20歳未満の児童を監護している者	月額1級51,700円、2級34,430円 年3回 4月、8月、11月に支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者	月額26,940円 年4回 5月、8月、11月、2月に支給。 施設入所や病院又は診療所に継続して3か月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児(20歳未満)	月額14,650円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障がい者手帳3級以上該当者 ・療育手帳A1、A2、B1該当者 ・自立支援医療(精神通院)該当者(精神通院分のみ対象) ・精神保健福祉手帳1級該当者(医療費は外来分のみ対象)	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者(県)	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限あり。

施 策 名	対 象 者	施 策 の 説 明	備 考
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
家庭介護者疲労回復事業(市単独)	常時介護を必要とする在宅の重度心身障身体障がい児者の介護者	家庭介護者が疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。 (介護保険対象者との重複分を除く。)	
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児者	家族が障がい児者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間 1 人 300 時間	食費その他実費負担有り
障害児者タクシー利用料金助成事業(市単独)	障がい程度が 3 級以上の身体障がい者手帳保持者(ただし 3 級の外部障がい者は前年分所得税非課税者)、A 1 ～ B 1 の療育手帳保持者・精神保健福祉手帳 1 級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成(年間 500 円券×30 枚) ただし自動車・軽自動車税の税減免を受けている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業(市単独)	特別児童扶養手当 1 級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1 / 2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項で市長が適当と認めた場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	

施 策 名	対 象 者	施 策 の 説 明	備 考
代読奉仕員 派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅におけるリハビリを行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅 改良促進事業	65 歳未満で障がい程度が 1 ～ 6 級までの身体障がい者手帳保持者（ただし 4 ～ 6 級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が 8 万円以下の世帯	障がいの程度に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに補助基準額 70 万円を上限に補助。（原則 1 割負担）	
障 害 者 余 暇 活 動 支 援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO 法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自 動 車 税 の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税が免除される。	

4 専門職の設置

理学療法士 1 名	<主な業務> 在宅での機能訓練 飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、 障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 障がい者・高齢者施設での機能訓練
手話通訳者 1 名	<主な業務> 庁舎窓口での手話通訳 庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 手話通訳者のコーディネート 要約筆記奉仕員への依頼・通知 聴覚障がい者の緊急時対応

5 障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・ 通報・届出の受理
- ・ 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 平成 29 年度 障がい者虐待の状況

養護者による虐待		虐待の種類 ※)	
相談・通報・届出件数	6 件	身体的虐待	1 件
事実確認調査件数	6 件	性的虐待	0 件
虐待と判断	3 件	心理的虐待	2 件
虐待ではない	3 件	放棄・放任	1 件
未確認	0 件	経済的虐待	1 件

※) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者の虐待		虐待の種類 ※)	
相談・通報・届出件数	4 件	身体的虐待	1 件
事実確認調査件数	4 件	性的虐待	0 件
虐待と判断 障がい者支援施設	0 件	心理的虐待	2 件
虐待と判断 障がい福祉サービス事業所	2 件	放棄・放任	1 件
虐待ではない	2 件	経済的虐待	0 件
未確認	0 件		

※) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

使用者による虐待		虐待の種類 ※)	
相談・通報・届出件数	0 件	身体的虐待	0 件
事実確認調査件数	0 件	性的虐待	0 件
虐待と判断	0 件	心理的虐待	0 件
虐待ではない	0 件	放棄・放任	0 件
未確認	0 件	経済的虐待	0 件

※) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

・ 飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 25 年度	目標額	2,500 千円	実績額	1,270 千円
平成 26 年度	目標額	2,500 千円	実績額	2,105 千円
平成 27 年度	目標額	3,800 千円	実績額	2,534 千円
平成 28 年度	目標額	3,800 千円	実績額	3,665 千円
平成 29 年度	目標額	3,800 千円	実績額	3,590 千円
平成 30 年度	目標額	3,800 千円		

7 障がい者の統計

（1）身体障がい者

① 障害別等級別障害者数（人）

（H30. 3. 31 現在）

障がい別等級別			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	男	女	率 (%)
視覚障がい			54	63	23	20	35	35	230	100	130	4. 15
聴覚障がい			－	89	107	71	－	466	733	318	415	13. 79
ろ う あ			－	5	－	－	－	－	5	3	2	0. 07
平衡機能障がい			－	－	2	－	1	－	3	2	1	0. 04
音声・言語機能障がい			－	－	20	10	－	－	30	21	9	0. 57
そしゃく機能障がい			－	－	－	6	－	－	6	1	5	0. 11
肢 体 不 自 由	上 肢	切断	1	2	20	24	10	5	62	43	19	1. 16
		機能障がい	24	223	140	141	78	56	662	360	302	12. 22
	下 肢	切断	1	－	15	22	－	2	40	27	13	0. 84
		機能障がい	43	95	536	847	221	72	1814	547	1, 267	33. 80
体幹機能障がい			131	195	141	－	73	－	540	268	272	9. 67
心臓機能障がい			557	－	83	56	－	－	696	361	335	12. 58
腎臓機能障がい			279	－	27	2	－	－	298	200	98	5. 31
呼吸器機能障がい			27	－	80	14	－	－	121	86	35	2. 39
ぼうこう・直腸小腸 機能障がい			1	－	15	144	－	－	160	88	72	3. 12
小腸機能障がい			－	－	1	1	－	－	2	1	1	0. 04
肝臓機能障がい			5	－	－	－	－	－	5	3	2	0. 09
免疫機能障がい			－	1	1	1	－	－	3	3	－	0. 05
計			1, 123	673	1, 201	1, 359	418	636	5, 410	2, 432	2, 978	100. 0
率 (%)			20. 23	12. 04	22. 57	25. 54	7. 63	11. 99	100. 0	44. 83	55. 17	100. 0

② 年齢別身体障がい者数（人）

（H30. 3. 31 現在）

等 級 別	合 計									備 考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	男	女	
0 歳～ 5 歳	6	1	10	2	1	0	20	9	11	19 歳未満 78 人 1.4%
6 歳～14 歳	13	8	6	5	1	2	35	15	20	
15 歳～17 歳	7	3	5	0	0	2	17	9	8	
18 歳～19 歳	6	3	2	0	1	2	14	10	4	
20 歳～39 歳	36	32	31	20	7	8	134	72	62	20～59 歳 602 人 10.8%
40 歳～49 歳	50	28	27	28	14	12	159	91	68	
50 歳～59 歳	75	47	55	61	33	20	291	171	120	
60 歳～64 歳	63	39	51	83	36	21	293	163	130	60 歳以上 4,917 人 87.8%
65 歳～74 歳	221	147	182	282	108	84	1,024	527	497	
75 歳以上	646	365	832	878	217	485	3,423	1,365	2,058	
計	1,123	673	1,201	1,359	418	636	5,410	2,432	2,978	

（2）知的障がい者

知的障がい者療育手帳所持者数（人）

（H30. 3. 31 現在）

区分 \ 年齢	18 歳未満			18 歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A 1	37 (9)	19 (8)	56 (17)	129 (25)	87 (18)	216 (43)	166 (34)	106 (26)	272 (60)
A 2	－	－	0	3	9	12	3	10	12
B 1	19	13	32	110	83	193	129	96	225
B 2	70	42	112	163	88	251	233	130	363
計	126	74	200	405	267	672	531	341	872

*（ ）の中には、重症心身障がい児（者）を再掲

（3）精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数（人）

（H30. 3. 31 現在）

	1 級	2 級	3 級	合 計
男	212	96	33	341
女	209	101	23	333
計	421	197	56	674

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業 (人)

(H29. 3. 31 現在)

サ ー ビ ス 名	延べ利用人数	実利用人数
居 宅 介 護	745	71
同 行 援 護	157	15
行 動 援 護	216	17
シ ョ ー ト ス テ イ	387	58
療 養 介 護	106	9
生 活 介 護	3,782	282
施 設 入 所 支 援	1,670	140
自 立 訓 練	236	24
グ ル ー プ ホ ー ム	1,904	165
就 労 移 行 支 援	335	38
就 労 継 続 支 援	3,259	286
計 画 相 談	1,262	596
地 域 移 行 支 援	0	0
地 域 定 着 支 援	33	3
計	14,092	1,704

(2) 地域活動支援センター (人)

(H29. 3. 31 現在)

事 業 名	延べ利用人数	実利用人数
地域活動支援センターⅡ型	467	58
地域活動支援センターⅢ型	747	75
計	1,214	133

(3) 地域生活支援事業 (人)

(H29. 3. 31 現在)

サ ー ビ ス 名	延べ利用人数	実利用人数
移 動 支 援	945	124
訪 問 入 浴	101	10
日 中 一 時 支 援	455	62
計	1,501	196

(4) 障がい児通所支援事業 (人)

(H29. 3. 31 現在)

サ ー ビ ス 名	延べ利用人数	実利用人数
児 童 発 達 支 援	349	48
放課後等デイサービス	2,537	233
保 育 所 等 訪 問 支 援	28	9
障 が い 児 相 談 支 援	514	226
計	3,428	516

2-4 生活保護関係

【生活保護の動向】

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和 26 年頃からほぼ一貫して減少してきたが、平成 4 年頃から保護率は 3 %前後で横這いとなった後、平成 9 年度からは再び減少に転じ、平成 12 年度には 2.5 %にまで減少した。その後、平成 13 年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後 3.3 %から 3.5 %で推移してきた。しかし、平成 20 年秋の世界同時不況後は上昇を続け、21 年 8 月には 3.81 %と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、平成 30 年 3 月末現在の被保護世帯は 386 世帯、被保護人員が 474 人、保護率は 4.65 %で、横ばい傾向にある。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が 52.5 %と全体の 5 割を上回り、保護世帯の高齢化が顕著である。他では、母子世帯が 2.6 %、障がい者世帯が 14.3 %、傷病者世帯が 16.1 %、その他世帯が 14.5 %となっている。

平成 29 年度における生活相談件数は、実人数 300 件、延べ 458 件となっており、横ばい傾向である。一方で、生活相談から、そのまま生活保護申請に至るケースが多く見受けられる。平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行され、飯田市が自立相談支援事業を飯田市社会福祉協議会に業務委託し、開設された飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」の活動が、生活保護の動向に影響をあたえているものと考えられる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

区分 \ 年度		S40 年度 (1965)	S50 年度 (1975)	S60 年度 (1985)	H7 年度 (1995)	H12 年度 (2000)	H17 年度 (2005)	H22 年度 (2010)	H27 年度 (2015)
被保護 世帯	実数	396	339	312	235	218	279	338	392
	指数	100	86	79	59	55	70	85	99
被保護 人員	実数	836	544	477	301	269	338	388	481
	指数	100	65	57	36	32	41	46	58
保護率 (%)	実数	10.5	6.8	5.9	2.9	2.5	3.2	3.7	4.6
	指数	100	65	56	28	24	30	35	44
保 護 費	生活 扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	112,728	161,205	183,232
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	24.8	27.5	30.5
	住宅 扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	27,263	43,439	55,051
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	6.0	7.4	12.0
	教育 扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	1,082	660	881
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.2	0.1	0.3
	医療 扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	251,206	278,842	378,094
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	55.2	47.7	51.7
	介護 扶助	支出額	-	-	-	-	1,147	17,005	19,064
		構成比	-	-	-	-	0.3	2.9	2.6
	出産 扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	423
		構成比	-	0.0	-	-	-	-	0.1

保 護 費	生業 扶助	支出額	334	66	60	-	31	-	113	937
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1
	葬祭 扶助	支出額	119	450	700	318	-	144	571	646
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	-	0.0	0.1	0.1
	小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	393,457	501,295	637,006	563,228
		構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	86.5	85.6	87.1	85.2
	保護施設事 務費及び委 託事務費	支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	61,313	84,168	94,017	97,802
		構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	13.5	14.4	12.9	14.8
	合計	支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	454,770	585,463	731,023	661,030
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2 飯田市保護率の状況（平成30年3月31日現在）

地区	区分	世帯数(A) (H30.3.31)	人口(B) (H30.3.31)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%) (D)／(B)×1,000
				停止中を含む(C)	停止中を含む(D)	
橋	北	1,481	3,064	22	28	9.14
橋	南	1,254	2,735	31	36	13.16
羽	場	1,942	4,824	62	67	13.89
丸	山	1,463	3,480	21	26	7.47
東	野	1,330	2,963	22	24	8.10
小	計	7,470	17,066	158	181	10.61
座	光寺	1,614	4,488	8	9	2.01
松	尾	4,975	12,968	55	69	5.32
下	久堅	986	2,934	3	3	1.02
上	久堅	501	1,312	1	1	0.76
千	代	593	1,688	2	2	1.18
龍	江	1,017	2,849	3	3	1.05
竜	丘	2,565	6,867	7	7	1.02
川	路	756	2,000	4	5	2.50
三	穂	454	1,423	1	1	0.70
山	本	1,714	4,858	20	27	5.56
伊	賀良	5,417	14,510	26	46	3.17
鼎		5,254	13,231	46	63	4.76
上	郷	5,507	13,991	40	45	3.22
上	村	197	415	2	2	4.82
南	信濃	722	1,424	10	10	7.02
新市	小計	32,272	84,958	228	293	3.45
上郷・上村・南信 濃を除く全市		33,316	86,194	334	417	4.84
全市	合計	39,742	102,024	386	474	4.65

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

（標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女）

（単位：円）

年度 扶助別	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H7年 (1995)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	171,960	173,659
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	31,800	41,300
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	4,710	5,540
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	208,470	220,499
1人当り平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	52,117	55,125
指数	100	394	811	1,181	1,242	1,259	1,332

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H22年7月 (2010)		H27年7月 (2015)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	148	43.5	199	51.8
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	6	1.8	15	3.9
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	82	36.9	55	20.8	63	18.5	58	15.1
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	80	23.5	59	15.4
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	43	12.6	53	13.8
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100	222	100.0	264	100.0	340	100.0	384	100.0

5 平成29年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月 平均
申請	5	8	2	2	3	5	5	7	5	8	3	3	56	4.7
却下	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	4	0.3
取下げ	1	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	6	0.5
開始	2	7	2	2	3	4	5	5	5	7	3	1	46	3.8
廃止	4	6	6	5	5	3	4	3	9	3	5	2	55	4.6

6 保護の原因別開始・廃止件数

(1) 保護開始

保 護 原 因 年 度	世 帯 主 の 疾 病	世 帯 員 の 疾 病	稼働者の死亡・離別・不在	老 齢 に よ る	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	合 計
H 2 (1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12 (2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H17 (2005)	24	1	-	4	3	5	11	4	52
H22 (2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78
H27 (2015)	19	2	-	4	21	6	19	5	76

(2) 保護廃止

理 由 年 度	世 帯 主 の 疾 病 治 癒	世 帯 員 の 疾 病 治 癒	死 亡 ・ 失 踪	稼働開始収入増加	働 き 手 の 転 入	年金・仕送りの増加	施 設 入 所	医療費等他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	合 計
H 2 (1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12 (2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17 (2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H22 (2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
H27 (2015)	-	-	22	12	-	6	9	-	4	14	67

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

項目 \ 年度	S 40 年 (1965)	S 50 年 (1975)	S 60 年 (1985)	H2 年 (1990)	H7 年 (1995)	H12 年 (2000)	H17 年 (2005)	H22 年 (2010)	H27 年 (2015)
来 所 者 数	28	21	28	26	29	67	33	12	-
電車賃等支給件数	26	21	28	24	28	54	27	12	-
食費代支給件数	12	18	17	17	19	27	6	-	-
宿泊代支給件数	4	-	-	1	1	2	-	-	-
行 旅 死 亡 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-5 生活就労支援センター

1 生活就労支援センターの業務内容

平成 27 年 4 月 1 日からの生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市社会福祉協議会へ業務委託し、飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」を設置しています。

＜市の委託事業＞

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 所在地：飯田市高羽町 6-1-3 コクサイビル 1F
- ・ 電話：49-8830、FAX：49-8692

2 生活就労支援センターの支援実績

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行った。

平成 29 年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
新規相談受付件数	23	18	19	10	10	15	18	12	11	13	7	15	171
プラン作成件数	10	18	11	11	3	7	6	10	8	9	4	10	107
就労支援対象者数	6	13	7	4	3	3	2	5	2	5	1	1	52
就労者数（一般）	4	3	2	2	2	2	1	3	4	1	2	1	24

2-6 住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

平成 29 年度の飯田市の支給状況は、下表のとおり。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
申請件数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
給付決定件数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2

2-7 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、平成 29 年度の飯田市の支援対象者はなかった。

2-8 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

平成 29 年度の飯田市の支援状況は、下表のとおり。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
申請件数	1	2	2	2	1	2	1	1	2	3	1	2	20
支援決定件数	1	2	1	3	1	1	2	1	2	3	1	2	20

2-9 福祉企業センター

市内6箇所に設置された福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上の理由または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

所名	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37. 4. 1	S36. 6. 1	S29. 12. 1	S37. 8. 1	S38. 10. 12	S38. 10. 20
分場	—	—	—	—	程野(休止) 中郷	—
定員	30名	20名	30名	30名	15名	20名
利用者数	25名	12名	28名	27名	9名	15名
身体障がい者	5名	2名	4名	3名	1名	2名
知的障がい者	5名	1名	8名	6名	2名	—名
精神障がい者	4名	—名	1名	3名	—名	1名
高齢者	8名	8名	6名	6名	6名	10名
その他	3名	1名	9名	9名	—名	2名
作業内容	菓子箱折・ 袋詰 電子部品仕 切組立 茶箱折 瓶蓋シール 圧着 水引工芸品 組立 熊手制作	水引 正月飾り 木工 破魔矢・熊 手制作 菓子詰 食品ポリ袋 シール貼り	抵抗器サシ 作業 換気扇部品 組立 スイッチケ ース組立 菓子・漬物 箱詰・箱折 ごみ袋証紙 貼り 圧力計部品 組立て	菓子箱折・ 袋詰 自動車用ハ ーネス組立 水引・金封 瓦屋根軒先 部品組立 野球関連グ ッズ加工	縫製 菓子箱詰・ 箱折 反物の裁断	菓子箱詰・ 箱折 工芸品 凍み豆腐縛 り 圧力計プレ ス ゴムバリ取 り（自動車 部品）
販売高（円）	7,180,669	2,669,952	12,440,589	7,933,660	2,789,324	4,310,161
工賃（円）	7,101,363	2,443,842	11,918,726	7,390,053	2,466,003	3,543,917
利用料（円）	13,594	150,934	14,444	342,794	186,097	278,851

※利用者数：平成29年度末現在の利用者数

※販売高：平成29年度受託事業収入

※工賃：平成29年度支払工賃総額

※利用料：平成29年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

平成30年4月1日現在の認可保育所は33か所（施設数は35か所）、幼保連携型認定こども園は6園、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は1園である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、平成29年度途中入所児童は317人余に及ぶ。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
26	18	1,710	21	1,933	39	3,643
27	17	1,380	23	2,506	40	3,886
28	17	1,380	24	2,541	41	3,921
29	16	1,345	25	2,611	41	3,956
30	16	1,345	27	2,651	43	3,996

*施設数に分園を含む。

*平成27年度より子ども・子育て支援新制度へ移行したことに伴い、平成27年度以降の定員は利用定員での表記とする。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(平成30年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				2	4	6	12			12	50
座光寺保育園	1	11	17	23	25	29	106	1	1	108	150
松尾東保育園		10	11	27	27	29	104			104	145
下久堅保育園		9	13	20	19	17	78			78	115
上久堅保育園				4	6	5	15			15	20
龍江保育園		9	6	23	13	20	71			71	90
竜丘保育園				20	21	30	71			71	75
川路保育園				15	13	12	40			40	45
三穂保育園		3	6	12	12	15	48			48	45
山本保育園		3	13	9	17	21	63			63	90
中村保育園		2	13	18	32	17	82			82	90
殿岡保育園		9	9	14	27	20	79			79	95
鼎みつば保育園	4	16	18	25	36	38	137	1		138	150
上郷西保育園		4	12	22	25	21	84			84	120
上村保育園				2	0	3	5			5	20
和田保育園		2	3	4	3	2	14			14	45
公立計	5	78	121	240	280	285	1,009	2	1	1,012	1,345
りんごっ子保育園			1				1			1	
喬木北保育園		1		1		1	3			3	
山吹保育園			1				1			1	

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
泰阜保育所				1	1		2			2	
大下條保育園	1		1				2			2	
片桐保育園				1			1			1	
市外公立委託計	1	1	3	3	1	1	10			10	
飯田仏教保育園	6	35	44	33	35	34	187	6		193	230
飯田中央保育園	2	17	20	18	29	25	111	8		119	150
飯田子供の園保育園	1	7	10	8	6	11	43	2		45	50
時又保育園	7	18	25	33	22	25	130			130	120
風越保育園	2	18	19	27	33	22	121	4		125	130
伊賀良保育園	5	19	26	36	39	40	165			165	150
育良保育園	2	10	19	20	35	37	123			123	140
慈光保育園	1	10	16	11			38	2		40	50
さくら保育園	4	9	15	11	12	21	72			72	60
さくら保育園久米分園			3	3	3	4	13			13	20
羽場保育園	1	10	11	16	14	17	69			69	70
明星保育園	1	16	22	31	25	25	120			120	120
高松保育園	2	6	12	16	18	18	72	1		73	90
あすなろ保育園	3	10	15				28			28	30
千代保育園	1	5	4	5	6	8	29	1		30	45
千代保育園千栄分園				3	3	7	13			13	15
慈光松尾保育園	9	24	35	52	53	62	235	1		236	250
上郷なかよし保育園	2	21	24	31	26	34	138	7		145	150
鼎あかり保育園		1	16	25	29	16	87			87	80
私立保育園計	49	236	336	379	388	406	1,794	32	0	1,826	1,950
慈光幼稚園	3	13	24	55	53	53	201	7		208	180
飯田ルーテル幼稚園			2	11	10	9	32	4		36	66
聖クララ幼稚園		7	11	38	37	34	127	1		128	120
入舟幼稚園・入舟保育園		10	12	48	26	31	127	5		132	110
勅使河原学園	2	19	17	33	35	30	136	16		152	145
ビバ・チャイルド		4	11	5	7	1	28	3	1	32	45
野あそび保育みっけ			3	7	3	5	18	3		21	25
私立認定こども園計	5	53	80	197	171	163	669	39	1	709	691
保育室コッコロ		3	2				5			5	10
市内私立計	54	292	418	576	559	569	2,468	71	1	2,540	2,651

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計				
みしま中央保育園		1				1	2			2	
博愛保育園		1					1			1	
市外私立委託計	0	2	0	0	0	1	3	0	0	3	
市内施設合計	59	370	539	816	839	584	3477	73	2	3,552	3,996
認可計	60	373	542	819	840	856	3,490	73	2	3,565	

3 私立幼稚園就園奨励費補助金交付状況

本事業は所得状況に応じ、飯田市外の私立幼稚園に在籍する飯田市に住所を有する児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。平成 29 年度交付状況は以下の通り。

なお、飯田市内の私立幼稚園 5 園は平成 27 年度より幼保連携型認定こども園に移行したため、本事業の対象外である。

所得階層区分	人数	交付金額
市民税非課税世帯	－	－
市民税所得割非課税世帯	－	－
所得割課税額 77,100 円以下	－	－
所得割課税額 211,200 円以下	1	29,000
市単独補助（同時入所第 2 子以降）	－	－
合 計	1	29,000

3-2 児童手当関係

1 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2 支給対象

中学校を卒業するまでの児童（15 歳到達後、最初の 3 月 31 日までの間にある児童）を養育している方。（平成 24 年 6 月以降 所得制限あり）

3 支給額（月額）

- 3 歳未満 15,000 円
- 3 歳から小学生の第 1 子、第 2 子 10,000 円（第 3 子以降 15,000 円）
- 中学生 10,000 円
- 所得制限を超過している方 児童 1 人につき 5,000 円

4 支給時期

毎年 2 月、6 月、10 月にそれぞれの前月分までを支給

5 児童手当の支給状況

平成 30 年 6 月支給実績	
平成 30 年 2 月～5 月	
支給件数	支給額（円）
7,041	550,945,000

3-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（平成30年4月から）

区 分	月 額	児 童 加 算 額	
		第 2 子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	42,500 円	10,040 円	6,020 円
一部支給の場合	所得額に応じ 42,490 円 ～10,030 円	所得額に応じ 10,030 円 ～5,020 円	所得額に応じ 6,010 円 ～3,010 円

※ 一部支給は所得に応じて月額42,490円から10,030円まで10円きざみの額。

（計算式） $\text{手当額} = 42,500 - (\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の場合の所得制限限度額}) \times 0.0187630$

10円未満四捨五入

(2) 支給方法

年3回（8月・12月・4月）支給

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
961人	966人	986人	997人	1,034人	1,020人	1,017人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

0名（平成30年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

・市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円

3 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
230 人	200 人	170 人	130 人	100 人	90 人	110 人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（平成 30 年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：ブルーベリー狩りとアップルパイ作り（平成 30 年 7 月実施）

イ 親と子の集い事業：上野動物園バスハイク 参加者 97 名（平成 30 年 5 月実施）

5 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励	飯田市	30,000 円
交通災害遺児見舞金	県社協	150,000 円

6 母子生活支援施設（平成 30 年 4 月 1 日現在）

飯田市北方寮の現状

(1) 所在地 飯田市北方

(2) 定員 18 世帯

(3) 入所人員 休止中

3-4 地域子育て支援関係

1 家庭児童相談

こども家庭応援センターが家庭児童相談を行っている。多様な職能スタッフ（保健師、発達臨床心理士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、教員 OB、ケースワーカー）によって、総合的専門的な相談に応じる。電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

（別資料）相談受付経路別件数

年齢別相談種類別受付件数
要保護児童の年齢別新規件数
被虐待者の年齢・相談件数
虐待相談の主な虐待者

相談受付経路別件数

経路	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会							
H29 相談件数	31	2	0	25	243	20	125	12	0	6	1	1	41	1	25	0	1	4	59	3	0	7	607
H29 虐待相談件数	9	0	0	3	4	0	13	3	0	0	1	0	1	0	4	0	0	0	4	0	0	0	42

年齢別相談種類別受付件数

	養護	相談	保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育相児・しつけ相談		児童虐待通告	いじめ相談	児童被害相談等
0歳	3	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	60	0	0	0
1歳	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	35	57	0	0	0
2歳	3	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	67	129	0	0	0
3歳	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	40	88	0	0	0
4歳	5	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	28	0	0	5	46	0	0	0
5歳	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	32	0	0	1	47	0	0	0
6歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	17	0	0	0
7歳	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	9	0	0	0
8歳	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0
9歳	5	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	23	0	0	0
10歳	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
11歳	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	9	0	0	0
12歳	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
13歳	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	8	0	0	0
14歳	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	14	0	0	0
15歳	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	0	0	7	0	0	0
16歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
17歳	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
18歳以上	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0
計	42	198	2	0	0	0	0	2	7	0	0	149	8	0	155	607	0	0	0

要保護児童の年齢別新規件数

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H25	13	15	10	12	13	13	7	35	14	52	184
受付	7.1%	8.2%	5.4%	6.5%	7.1%	7.1%	3.8%	19.0%	7.6%	28.3%	100.0%
H26	7	16	17	19	17	10	20	47	20	48	221
受付	3.2%	7.2%	7.7%	8.6%	7.7%	4.5%	9.0%	21.3%	9.0%	21.7%	100.0%
H27	51	11	14	17	15	16	8	36	8	42	218
受付	23.4%	5.0%	6.4%	7.8%	6.9%	7.3%	3.7%	16.5%	3.7%	19.3%	100.0%
H28	20	14	12	16	11	8	14	32	6	57	190
受付	10.5%	7.4%	6.3%	8.4%	5.8%	4.2%	7.4%	16.8%	3.2%	30%	100.0%
H29	3	2	3	9	5	0	4	12	3	1	42
受付	7.1%	4.7%	7.1%	21.4%	11.9%	0%	9.5%	28.6%	7.1%	2.3%	100.0%

要保護児童の年齢別新規件数

被虐待者の年齢・相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	4	0	5	8	17
4～6歳	3	0	4	2	9
小学生	3	0	4	2	12
中学生	1	0	2	0	3
高校生・その他	1	0	0	0	1
計	15	0	15	12	42

虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	14	3	25	0	0	42

2 保育所・幼稚園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士2、臨床心理士2、家庭児童相談員1、作業療法士2、言語聴覚士1、理学療法士1）の巡回訪問によって、発達につまずきのある児や支援を必要とする児の早期発見・早期支援を行う。保育所・幼稚園、その他の機関や親子に対して技術的援助を行う。

市内全保育所・幼稚園で個別の指導計画作成により保育士の資質向上を図り、また乳幼児健診→保育所・幼稚園→小学校の連携を促進し一貫した発達支援を行う。

＜巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数＞

(人)

	年長	年中	年少	未満	全体
要支援児童相談件数	55	72	81	44	252
個別指導計画作成実施児童数	51	41	46	—	138

3 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象に、今後体験する集団活動の中で必要となる日常生活のスキルを、学級活動を通して経験する。
ばなな・りんごクラブ 実施回数 82 回 延べ利用人数 606 人

4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童対策地域協議会（H17.10.14 設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集約する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- （1）虐待されている児童
- （2）虐待が疑われる児童
- （3）放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- （4）保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- （5）保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- （6）出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- | | | |
|-----------------------|----------------------------|-------------------|
| ・飯田医師会 | ・飯田下伊那歯科医師会 | ・長野県看護協会飯田支部助産師職能 |
| ・長野県助産師会飯下地区 | ・飯田市主任児童委員会 | ・飯田保健福祉事務所 |
| ・飯田児童相談所 | ・飯田警察署 | ・飯田広域消防本部 |
| ・市内保育所 | ・市内認定こども園 | ・市内の小学校及び中学校 |
| ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ | | ・こども発達センターひまわり |
| ・地域子育て支援センター | ・つどいの広場 | ・市内の児童養護施設、乳児院 |
| ・長野県飯田養護学校 | ・非営利特定活動法人飯伊圏域障がい者総合支援センター | |
| ・放課後等デイサービス事業所 | ・飯田市ファミリーサポートセンター | |
| ・飯田市教育委員会 | ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課） | |
| （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課 | | |

5 養育支援訪問

養育支援を要する家庭に対し、定期的継続的に家庭訪問を行い、もって児童虐待の発生を防止する。育児支援に関する技術的援助は、家庭児童相談スタッフが実施する。この訪問のほか育児家事援助は、保育士OBや子育てOB、通年研修によって養育支援訪問登録員を養成し、必要な家庭に派遣して育児・家事援助を行う。

・養育支援訪問登録員：H29 年度 25 人

・養育支援訪問件数

年度	育児家事援助		育児支援に関する技術的援助	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H25 年度	15	258	645	1,465
H26 年度	16	362	645	1,478
H27 年度	13	241	934	1,719
H28 年度	20	399	936	1,395
H29 年度	9	289	1,136	1,664

6 こども家庭応援センター「ゆいきっず」

(1) ゆいきっず広場

就学前の親子が寄り集まれる場として市役所りんご庁舎こども家庭応援センター内「キッズルーム」に簡易な遊具を置き、スタッフを常時配置する。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。H27.6.1 プレオープンから H30.3.31 までに合計 841 回広場を開催し、のべ 12,637 組の親子にご利用いただいた。平成 29 年度の一日あたり平均利用親子数は 16.7 組となっている。

(2) 子育てに関わる相談

市内在住の 18 歳未満の子ども・子育ての相談／来入学と小中学校在学中の就学相談／虐待の心配など広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。相談内容に応じて、さらに専門相談を予約・利用できる。受理した相談は必要に応じて関係機関との連携により適切に支援につなげる。

H29 年度 ゆいきっず全対応ケース 相談種別概要(新規件数および継続件数)

児童養護相談(464)					子育て・発達・教育相談	その他	合計
身体的	ネグレクト	性的	心理的	その他			
38	61	0	39	326	615	57	1,136

7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。
特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

平成 29 年度	実施曜日	実施時間	年間実 施日数	年間利用延べ数			1 日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	236	2,805	3,515	6,320	27
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	232	4,681	5,084	9,765	43
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	245	1,719	1,896	3,615	15
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～14:30	160	1,898	2,555	4,453	28
ひだまりサロン	火～木	10:00～15:00	155	1,194	1,456	2,650	18
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	156	626	825	1,451	10
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	188	624	760	1,384	8
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	50	229	258	487	10
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	231	3,570	4,259	7,829	34
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	234	958	1,100	2,058	9
KanKan リトルジャイアント	月火木	10:00～15:00	153	629	748	1,377	9
KanKan リトルスキッパー	水	10:00～15:00	51	252	322	574	12
計			2,091	19,185	22,778	41,963	21

平成 17 年度： 民営型 1 か所、公営型 2 か所 計 3 か所設置

平成 18 年度： 既存 3 か所の開設時間の拡大

新たに民営型 2 か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成 19 年度： 新たに民営型 1 か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成 20 年度： 新たに民営型 2 か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成 21 年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成 22 年度： 新たに民営型 1 か所増設（わいわいひろば）公営型 1 か所廃止

平成 23 年度： 機能拡充型として隔週 1 日開所の出張ひろば 1 ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成 24 年度： 民営型 1 か所廃止（カンガルークラブ）

平成 25 年度： 民営型 1 ヶ所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成 26 年度： 民営型 2 ヶ所増設（ゆるり飯沼、K a n K a n リトルジャイアント）

平成 28 年度： 出張型 1 ヶ所増設（K a n K a n リトルスキッパー）

3-5 こども発達センターひまわりの現況（H30.3.31）

1 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人一人に合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

（1）通園事業

ア 児童数 定員 36 名
登録児童数 45 名 （途中入退所含む）

イ 療育日数及び利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	21	23	22	20	21	22	20	21	20	20	19	247
延べ利用数	602	707	764	742	621	662	696	590	590	591	646	543	7,754

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	喬木村	豊丘村	下條村	飯島町	中川村	合 計	飯田市
27	2	7	3	2	2	1	1	45	27

エ 年齢登録別登録児童数

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
男	-	2	6	13	7	6	34
女	-	1	1	3	4	2	11
合計	-	3	7	16	11	8	45

オ 児の転園・卒園状況（14 名）

保育園・認定こども園	6
家居	-
小学校	5
特別支援学校	3

カ 他機関からの受け入れ

- ① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 103 名
- ② ボランティア受け入れ 年間 10 回
- ③ 他機関からの見学及び視察 年間 6 回 60 名

（2）相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	61 件	継続支援計画作成	101 件
--------	------	----------	-------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14 市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・療育グループ活動等を、関係機関との連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

（1）在宅児のグループ

らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計 4 グループ

実施回数 76 回 延べ利用人数 386 名

（2）地域グループへの支援

	飯 田 市
回 数	19
延べ人数	124

（3）療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 511 名 延べ利用者数 3,130 名

（4）保育園、認定こども園、学校、施設等訪問 105 回

3 重度心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。

（1）児童数

定員 一日 5 人程度

登録児童数 7 名 （途中入退所含む）

（2）療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	21	23	22	20	21	22	20	21	20	20	19	247
延べ利用数	17	21	22	28	21	24	17	11	19	20	23	20	243

（3）出身地別登録児童数

飯 田 市	松 川 町	高 森 町	阿 智 村	合 計
3	1	2	1	7

（4）年齢別登録児童数

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
男	－	1	1	1	1	－	4
女	－	－	－	1	2	－	3
合計	－	1	1	2	3	－	7

3-6 平成29年度子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子育て・子育てを応援する制度の充実

～家庭の子育て・子育てを応援するまちづくり～

①相談・支援体制の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	平成29年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子育て相談・支援体制整備事業	子育て相談・情報・支援の一体的な提供、切れ目ない支援を進めるため、市役所の組織見直しに努めます。福祉、保健、医療、学校教育、生涯学習、公民館、労働・農林商工業、男女共同参画、危機管理・交通安全・建設などの各分野が、市民と協働して取り組む子育て・子育て支援をさらに進めます。 また、家庭の相談、支援を切れ目なく一元的に行うため「飯田市子ども家庭応援センター」を設置します。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○家庭児童相談室設置 ○発達支援巡回指導機能の充実 ○(仮称)子ども家庭応援センターについては、本庁舎の建設に伴うりんご庁舎の体制整備に併せて平成29年度開設を目指して検討中	○飯田市子ども家庭応援センターの設置による、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制の強化、相談・支援体制の整備	○子育てに関する総合的な支援の中核施設として、飯田市子ども家庭応援センターを運営し子育て家庭が孤立せず安心して子育てができるよう、関係機関との連携強化を図った。相談後の対応は専門職や各機関へつなげることで社会全体で応援する仕組みづくりに努めた。 ○子育て支援ネットワーク協議会は代表者・実務者・個別会議により体制強化と個別ケースの進行管理を実施した。実務者会議は種別に分類することで、進行管理が十分議論できるよう会議自体の見直しを実施した。 ○就学相談委員会の新たな取り組みとして、特別な教育的配慮が必要な子どもに対する教育環境や支援について、保護者等を対象に就学相談説明会を3回実施し飯田市の教育支援実施について周知を行った。 ○保健課乳幼児健診時に(1歳6か月、2歳、3歳)心理専門職を派遣、健診会場において心理相談を実施した。 ○保育所、認定こども園に専門職を巡回訪問し、発達支援のコンサルタントを実施した。 ○子ども家庭応援センターに教育相談員(就学相談担当)を引き続き配置し、幼保からの連携を強化している。	—	○
	さらに市民参加の子育て・子育て活動を地域に広げるため、計画の実現に向けた事業を、市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ「みんなで子育て応援サポーター会議」設置	○継続実施	○継続実施 ○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」男性向け子育て応援情報誌「いまだんしゃナビ」を発行し、母子健康手帳交付時に配布した。また、いまだん子育てネットホームページの更新に向けた検討会議を実施した。	—	○
	また、日本語の理解が不十分な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園入園時に通訳を派遣している。また、重要文書の翻訳も実施している。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口での対応とともに、必要に応じて通訳派遣や翻訳を実施する。	○外国籍児童共生支援員を5人配置し支援している。(中国語2、ポルトガル語1、タガログ語1、日本語支援1) ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園・認定こども園での説明など、意思疎通困難時に通訳を派遣。なかの子育て家庭優待バスポート事業の通知等、重要文書の翻訳も実施した。	100%	○
【次世代育成】 結婚相談事業	結婚を希望する方が温かな家庭を築けるように支援します。	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録241名、イベント34回開催 延べ548名参加(地区開催含む) カップル成立96組 結婚成立17名	○カップル成立60組 結婚成立15名	○飯田市社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録221名、イベント開催28回 延べ436名参加(地区開催含む) ○カップル成立84組 このうち結婚成立15名	1%	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)		目標値 (平成 31 年度)		平成 29 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、要保護児童対策地域協議会に参画する、保健・福祉・医療・教育・警察など地域の子育て支援関係機関が協働して支援に取り組めます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)設置		○継続実施		○継続実施○子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めた。○新規相談受付件数 607 件、虐待受付件数 42 件(再掲)	—	○
【次世代育成】 幼保小連携事業	集団生活になじめない子どもや不登校児童対策として幼保小が連携して、早い段階から子どもの状況把握や予防対応などに取り組めます。発達に気になる子どもに対し、保育園・幼稚園から小学校へと途切れのない支援がされることを目指します。	○学区を中心にした連絡会の開催、情報交換 ○幼保小の連携に関わる実践研究を3園5校で実施		○継続実施		○継続実施 ○校長会主導委員会「幼保小連携推進委員会」の開催により、共通認識により途切れのない発達支援についての検討会を実施	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	29 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 利用者支援事業	「飯田市こども家庭応援センター」では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	—	量的指標	1か所	1か所	○子育て等に関する総合窓口として飯田市こども家庭応援センターを運営した。子育て支援事業等の情報提供及び相談等を行うとともに、各関係機関との連携を図りニーズに沿った支援に努めた。 ○H29 年度の児童養育相談及び子育て・発達・教育相談の対応総数は 1,136 件(新規 607 件、継続 529 件) ○親子が寄り集まれる場として、子育て広場「ゆい きっず広場」を開設し相談ニーズの早期対応及び専門職による相談体制を併存させることで多様なニーズに対応可能な体制を整えた。	100%	○

②在宅育児応援サービスの継続

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)		目標値 (平成 31 年度)		平成 29 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの利用料金については、利用しやすい単価の設定や利用料金の負担軽減策を検討し、利便性を高めます。また、協力会員の資質向上に努めます。	○ファミリーサポートセンター会員数 634 人 活動件数 1,731 件(高齢者・障害者生活支援分を除く) ○負担軽減策については、継続的に検討している。		○低所得世帯に対する負担軽減の検討		○飯田市ファミリー・サポート・センターの会員数 676 人(依頼会員 363 人、協力会員 285 人、依頼協力会員 48 人)活動件数 1,187 件 ○ファミリー・サポート事業を利用する、ひとり親家庭を対象に、利用料の半額(上限、月額 1 万円)を補助する制度を開始し、利用者の負担軽減策につなげた。	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	29 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
以下 3 事業の量的指標(合計)				1,928 人年	2,391 人年			
【子ども・子育て】 ファミリーサポートセンター事業	協力会員の拡大、市民の認知を広げるなど充実を図り、市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」を高めます。	1,731 人	量的指標	1,187 人	1,635 人	○仕事と家庭の両立支援を目的として、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっている。各会員の増加に向けポスターやチラシを制作した。チラシは保育所等を通じ保護者へ配布を行い周知に努めた。	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業 (在園児除く)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行います。	773 人	量的指標	739 人	755 人	○公立保育園全園、私立保育園 16 園、認定こども園 6 園において、園に在籍していない又は通っていない乳幼児を対象として、一時的に家庭での保育が困難となった場合に児童を一時的に預かり、必要な保護を行った。 年々園児の数が減少する中、目標値に対する一定の成果があった。	97.9%	○

【子ども・子育て】 養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援します。これにより、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組めます。	104 人	量的指標	9世帯	140 人	○こども家庭支援センター及び子育て支援ネットワーク協議会の連携により、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、安定した子育てができるよう支援した。また相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めた。 ○養育支援に関する専門相談は保健師、臨床心理士、家庭児童相談員(教員 OB)。 ○養育家事援助スタッフは保育士、子育て OB 等が養育支援家庭訪問登録員研修を受講し登録員として活動した。(訪問登録員 50 人)	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業 (在園児対象)	保護者が保育所等による一時預かり事業を積極的に利用していただけるよう、乳幼児健診・広報活動等で周知を行います。これにより、保護者の育児の行き詰まりを解消し、新たな気持ちで家庭での育児ができるよう支援します。また、保育所が行事日程などにより一時預かりできない日でも、他の保育所等へ行けば一時預かりが受けられるようにします。	20,726 人日	量的指標	45,437 人日	47,803 人日	○認定こども園6園において実施。 ○教育標準時間4時間をこえて園に在園している園児について一時預かりを実施。当地域の特性により教育標準時間が6時間ないし6時間30分で設定されてきた経過もあり、4時間で帰宅する園児はほとんどいない。	95.1 %	○

③子育ての経済的負担の軽減

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 29 年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 保育園・認定子ども園の保育料軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、保育所等保育料の軽減を継続して行います。	○保育料軽減率 34.26%(保育料基準額の引き下げと多子軽減の拡充)	○保育料軽減率約 30%	○平成 29 年度保育料軽減率:33.06% ○昨年度までの2・3号認定に対する階層拡大及び多子世帯軽減に加え、平成 29 年度より1号認定に対する国基準5階層から市基準9階層への階層拡大を開始した。	110%	○
		○幼稚園授業料に対し、保育所保育料とほぼ同額になるよう補助を継続		○平成 28 年度末をもって県幼稚園が県東保育園と統合・民営化し、県あり保育園となったため、幼稚園授業料への補助を終了した。	—	○
【次世代育成】 児童手当支給事業	子育て世代の負担軽減として児童手当を支給します。	○児童手当支給延べ数:165,404 人 児童手当支給金額:1,851,020 千円	○継続実施	○児童手当支給延べ数 154,106 人 児童手当支給金額 1,721,095 千円	—	○
【次世代育成】 就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・学校給食費等の一部を援助します。	○対象者 843 人/年	○継続実施	○対象者 923 人/年	—	○
【次世代育成】 奨学金貸与事業	経済的理由により進学が困難な若者に奨学金を貸与して、教育の機会均等を確保します。また、当地域へのＵターンを促進するため、償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には、償還金の一部を免除します。	○奨学金貸与者 60 人	○継続実施	○奨学金貸与者 58 人	—	○

④地域子育て支援拠点の充実

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	29 年度	31 年度 (見込み)	平成 29 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 地域子育て支援拠点事業	公共施設の空きスペースなどのほか、市民から提供していただく建物等を有効利用し、子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援します。人の子育てを見聞きし、相互に助け合いながら協働して子育てする中で「社会からの孤立感」を解消し「家庭・地域での育児の喜び」を実感できる環境をつくります。家庭での子育てを密室型から地域子育て型に転換し、子育ての行き詰まりの防止につなげます。落ち着かない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	34,215 人回	量的指標	41,923 人回	45,190 人回	○子育て地域拠点として常設型 10 カ所、出張型 2カ所において施設運営することができ目標は達成している。また、各施設において様々な工夫がされて運営されており、地域学生や高齢者など多様な世代との交流や取り組みなどが行われた。 ○子育てアドバイザーによる情報交換会を月 1 回定例開催した。講師を招聘しての研修会の開催や自らテーマ設定を行い、自主研修も実施することでスキルアップに努めた。 ○地域子育て支援拠点事業 (1)週 5 日型 5カ所 座光寺、わんわんひろば、親子であそぼ♪森っ、ゆるり飯沼 おしゃべりサラダ (2)週 3～4 日型 5カ所 くまさんのおうち、なかよし広場ぞうさん、ひだまりサロン、アイキッズスクエアくら、KanKan リトルジャイアント (3)出張型つどいの広場 2カ所、おしゃべりホトフ、KanKan リトルスキッパー	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)		目標値 (平成 31 年度)		平成 29 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場の開所日を増やすことについて、検討します。	○休日開所日の増、開所時間の見直しについて、検討している		○休日開所日の増		休日開所日を 1カ所、休日特別開館 4カ所を設置。 開所日数 121 日	—	○
【次世代育成】 乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	保護者の子育て学習の場として、乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児をもつ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて、地元の子育て家庭同士の交流を深めます。	○全 20 地区で実施地区の実態に合わせて対象や内容を決め実施している。		○20 地区で継続実施		○乳幼児学級を 20 地区で実施。 実施回数 590 回、登録親子 1,297 組、のべ参加者数 10,326 人 ○乳幼児教育支援事業 590 回 9,714 人(20 地区公民館)	100%	○
	すべての地区で 0 歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としていきます。	○すべての地区で 0 歳児を対象とした学級を実施している。 ○出生数が減少していることから、回数・参加数は減少傾向である。		○20 地区で継続実施		○0 歳児の親子を対象とした学級を 20 地区で実施	100%	○
	保健師、公民館、幼稚園・保育所等が連携をとり、それぞれの地区の実情に合わせた学級内容を展開します。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。	○乳幼児学級等公民館での講座を実施参加延数 20 地区計 17,573 人		○継続実施		○乳幼児学級を 20 地区で実施。保健課、公民館、保育所、主任児童委員、まちづくり委員会などの関係団体と連携して実施	100%	○

⑤教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	平成 29 年度		
		実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 教育・保育事業	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保を行います。これらの需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で検討を行います。	○1号認定(3歳以上教育ニーズ)の児童については、希望する認定こども園に入所できている。 ○2号認定(3歳以上保育ニーズ)の児童については、希望する住所地の保育所等に入所できている。 ○3号認定(3歳未満保育ニーズ)の児童については入所できている。ただし、第1希望の施設に入所できない場合がある。	100%	○
【子ども・子育て】 家庭的保育等事業 (地域型保育事業)	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保のため、需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で未満児を対象とする保育の拡大について検討します。 ①家庭的保育 5人以下の少人数で保育を行う事業 ②小規模保育 6人～19人までの保育を行う事業 ③事業所内保育 事業所内の施設で、従業員や地域の子どもと一緒に保育する事業 ④居宅訪問型保育 個別ケアが必要な場合など、保護者の自宅へ訪問しマンツーマンで保育する事業	○未満児保育のない地区において家庭的保育事業の学習会を提案し、地区内での検討会に参加している。 ○平成29年10月に事業所内保育施設「保育室コッポロ」を認可した。定員10名(従業員枠7名、地域枠3名)で運営を行っている。	—	○

☆基本目標2 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進 まちづくり～

～子どもの発達と親子の健康を支える

①一貫した発達支援体制の整備

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 29 年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、配慮が必要な子どもに対し、乳幼児期から18歳まで、一人ひとりの特性に合わせた途切れない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育各分野による協働体制をより充実させていきます。	○平成22年度より継続して地域健康ケア計画を推進。 ○保育所・幼稚園において「個別の指導計画作成」を81件実施 ○(仮称)こども家庭応援センターの設置に向けた準備	○飯田市こども家庭応援センターの設置により、地域の関係機関や市内関係部課との協働体制をさらに充実させ、より一貫した発達支援を目指す	○子育てに関する総合的な支援の中核施設として、飯田市こども家庭応援センターを通年運営した。関係諸機関との連携のもと、適切な社会資源へとつながるよう子ども子育ての相談対応に努めた。 ○市内関係部局と市立病院等から構成した、飯田市発達支援体制整備協議会を発足し、支援ニーズに対して適切かつ効率的に対応するための協議検討を実施。現況と課題の把握に努めた。(年4回開催) ○個別の指導計画を作成し、幼保小間との連携と取組を行い、発達課題に対する早期支援につなげた。 ○こども家庭応援センターに教育相談員(就学相談担当)を配置することで、幼少期から気になる子の情報を収集し、就学相談対応を実施することで円滑に学校生活に入れるよう努めた。 ○地域・ヘルプ担当による発達障害児支援の実施 保育士及び園児対象とした未満児保育支援 36回実施 保護者の心配事等への相談支援 随時対応	—	○
		○乳幼児健診・あそびの広場は、内容・体制を整え、継続実施	○乳幼児健診、あそびの広場事業の実施	○乳幼児健診130回 乳幼児相談139回 あそびの広場12回実施	—	○
		○児童福祉法・福祉型児童発達支援利用児童52人 ・放課後等デイサービス利用児童155人 ・計画相談利用児童184人 ・サービス事業所(児童発達支援6事業所、放課後等デイサービス12事業所、計画相談8事業所)	○サービスを利用する障害児の割合 70%	○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童32人 ・放課後等デイサービス利用児童209人 ・計画相談利用児童241人 ・サービス事業所(児童発達支援2事業所、放課後等デイサービス14事業所、計画相談10事業所) ○サービス給付を受けている障害児数/全障害児数88%	88%	○

【次世代育成】	引き続き産科問題懇談会を中心に安心して出産できる体制づくりに努力していきます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○市立病院に産科病棟・分娩部・NICU(新生児特定集中治療室)など、新たな周産期センターを整備し運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○分娩は、平成28年7月の産科医療機関の休診に伴い、里帰り出産を含め市立病院ですべてを受け入れている。妊婦健診は、地域内の産婦人科診療所でも対応することができ、連携協力して安心して出産できる環境を維持している。	—	○		
安心して出産できる体制づくり事業	産前産後ケアとしての助産師による相談体制の検討	—	○産後ケアの体制づくりの研究	○平成28.7月～授乳・育児相談助成事業を開始し、産後の乳房ケア・授乳・育児・心身の健康について助産師へ相談しやすい環境を整えた。(医療機関2か所・助産院5か所) 平成29年度利用件数 702件	—	○		
【次世代育成】	生後2か月頃を目安に、全乳児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。乳幼児の健やかな発育・発達の確認と、疾病、発達の遅れ・偏りなどの早期発見とその相談のため、各種の乳幼児健診等について、健診スタッフ、内容を充実させ、相談しやすい環境づくりをすることで一層高い受診率を目指します。また、健診の未受診者に対しては、必ず保健師の個別訪問や電話相談などにより、すべての乳幼児の健康管理を行います。さらに、健診日以外でも、普段から地区保健師に気軽に相談できるような信頼関係づくりに努めます。	○生後2か月児全戸訪問を実施 対象者 873 人中 862 人訪問実施率 98.7%	○生後2か月児全戸訪問の実施 目標実施率 100% ○乳幼児健診の実施 目標受診率95% 未受診者の把握	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象 799 人中 789 人 訪問実施率 98.7% ○乳幼児健診の実施 乳幼児健診受診率 96.1% 未受診者の全数把握の実施	98.7%	○		
新生児～2か月児訪問及び乳幼児健診等事業					101%	○		
【子ども・子育て】	新生児～2か月児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	同上	量的指標	789 人	825 人	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象 799 人中 789 人訪問 ・実施体制 :各地区担当保健師による訪問を実施 ・実施機関:飯田市保健課 ・実施時期 :4/1～3/31	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	実施状況		進捗率	評価	
【次世代育成】	障がいのある児童生徒の将来を見通し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要な支援を行うことなど特別支援教育の質的向上を図ります。	○就学相談委員 19人	○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施	○飯田市こども家庭応援センターにおいて継続実施。 飯田市教育委員会の諮問を受け、就学相談委員会を運営。 ○就学相談委員 19人 ○就学相談件数 147 件 ○判断数 来乳児 67 人、在学児 80 人		—	○	
就学相談・支援事業	①「就学相談委員会」	○就学相談件数 240 ○判断数 来乳児 68 人 在学児 172 人	○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施					
	②「特別支援教育支援員の配置および研修会」	○小中学校特別支援教育支援員数 42 人	○小中学校特別支援教育支援員数 42 人	○小中学校特別支援教育支援員数 42 人 ○特別支援教育支援員を対象にした研修会を開催		100%	○	
	③「特別支援教育コーディネーター連絡会議」	○コーディネーター 28 人 ○会議 3 回／年	○コーディネーター 28 人 ○会議 3 回／年	○下伊那校長会が主催。保小中高が連携して取り組む ○コーディネーター 28 人 ○会議 3回／年		100%	○	
事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	区分	29年度	31年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】	受診券方式により、厚生労働大臣の定める基準に従って、妊婦健康診査の受診を推進します。	○延べ受診者数 10,930 人	量的指標	9,720 人回	10,672 人回	実施場所：県内医療機関(相互乗り入れ契約締結医療機関)、個別契約医療機関 検査項目(補助内容)：一般14枚、超音波4枚、追加検査5枚に記載する検査項目 実施時期：4/1～3/31	100%	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 母子健康手帳 交付	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠から乳幼児期の健康に関する情報を管理する母子健康手帳を交付します。また、妊娠届の週数や妊娠・出産に関する不安や悩みを把握し、相談支援を行うとともに、妊婦健診やパパママ教室の受講を促進します。	○現在母子健康手帳の交付は市民課、自治振興センター窓口で行っており、保健師が対応して交付している方は少数である。	○母子健康手帳交付場所及び交付時の支援について検討	○平成 29 年 4 月からは自治振興センターでの交付についても予約制に変更したことで概ね 100%が保健師により交付となった。 子育て応援アンケートを実施したことで、より細やかな妊婦さんの不安や悩みを聞き取り、支援ニーズに繋げるよう取り組んだ。	—	○

②食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 食育活動推進事業	第2次飯田市食育推進計画に基づき、家族と共に(みんな)で食事をする「共食」を推進していきます。地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象として五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○共食の割合 朝食 60.2% 夕食 63.7%	○共食の増加 朝食 65%、夕食 75%	○共食の割合 朝食 58.6%、夕食 61.5% ○食育推進大会 開催 ○キッズキッチン開催 4 園 4 回 ○域産域消の食育店 新規認定 1 店舗(平成 29 年度末 20 店舗) ○ホームページ随時更新 ○親子料理教室 開催 2 回	朝食 90% 夕食 82%	—
		○食育推進大会 ○キッズキッチンの開催(3園4回) ○食育協力店の認定(H25 年度末 17 店舗) ○ホームページ更新 ○3歳児学級にてミニキャロットの種配布 ○親子料理教室の開催	○親子料理教室 年2回 ○キッズキッチン開催 4園4回	○共食の割合 朝食 58.6%、夕食 61.5% ○食育推進大会 開催 ○キッズキッチン開催 4 園 4 回 ○域産域消の食育店 新規認定 1 店舗(平成 29 年度末 20 店舗) ○ホームページ随時更新 ○親子料理教室 開催 2 回	朝食 90% 夕食 82%	—
		○学校給食の地元農産物利用率 52.2%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率過去4年間の平均 56.6%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進(農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進は継続実施 ○地域の農家と連携して、保育所(3 園)、小学校(4 校)における食農体験を支援した。 ○学校給食の地元農産物利用率(主要野菜 10 品目)45.4% ○公立保育園において地元農産物利用率は 43%。天候不順のため野菜の生育が悪く地元産が手に入りにくかった。各園で食農体験を実施することで食の大切さを学ぶことができた。	129% (学校) 82% (保育園)	○
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回	○継続実施	○わが家の結いタイム継続実施 ポスターコンクール実施 応募数 125 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,732 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 1 回	—	○
		○離乳食講座 前期実施回数 12 回、参加組数 200 組 後期実施回数 10 回、参加組数 152 組	○参加組数 前期240組 後期160組	○離乳食講座 前期:12 回、160 組参加 後期:10 回、109 組参加	67%	

③子ども医療費助成の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】子ども医療費給付事業	子どもたち誰もが安心して医療が受けられるよう、医療機関に支払った自己負担額を助成します。	○受給対象児童：中学3年生まで	○受給対象児童：高校3年生まで	平成 28 年度(平成 28 年4月1日)より、受給対象者を高3年齢(18 歳の年度末)までに拡大を行った。全対象者への申請書発送、申請の受付、受給者証の発送を実施。未提出者への再勧奨を行い、平成 30 年3 月末時点で対象者中 99.97%の受付および受給者証発送が完了した。	99%	○
【次世代育成】妊婦健診費助成事業	母体の健康確保と胎児期からの子育て支援のため、妊婦健診費を助成します。	○受診券基本健診 14 枚 追加検査5枚 超音波検査4枚交付 利用者数 1,402 人	○継続実施	○継続して実施した。利用者数 1,271 人	100%	○
【次世代育成】不妊治療費助成事業	不妊治療に掛かる高額な治療費の一部助成を行い、不妊に悩む夫婦を支援します。制度については、市民への周知を図ります。	○助成件数 98 件/年	○継続実施 ○対象者の検討	○継続して実施した。助成件数 92 件/年 ○制度について周知を図った。 ○市内で唯一特定不妊治療を行っている産科医療機関が、平成 28.7 月中旬から休診となり、平成 29.1 月～不妊・不育に関する専門相談日を開設し、相談、情報提供を行った。平成 29 年度開設日数 21 日	—	○

④子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】パパママ教室事業	妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるように、パパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう夫の参加を促進します。特にパパママ教室は、広報活動により対象者への周知を図るとともに、受講しやすい時間での開催や、魅力ある内容づくりに配慮します。また、夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため、家族の健康教育に取り組めます。	○パパママ教室 17 回、参加延人数 212 人(妊婦 154 人、夫 58 人)	○パパママ教室への、夫の参加者拡大	○パパママ教室の実施 夫が教室に参加できるよう毎月 1 回(年 12 回)日曜日に開催実施した。 参加延数 340 人(参加実人員妊婦 122 人 夫 110 人)	—	○
【次世代育成】乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業		基本目標 1 に掲載		基本目標 1 に掲載		
【次世代育成】乳幼児ふれあい体験事業	乳幼児健診の際には地元高校生と乳児とのふれあい体験を実施し、母子保健学習や、子どもと関わる喜びなどを体験する機会をつくれます。また、小中学生のうちから、小さな子どもとの接し方を自然な形で学べる機会を拡大していくよう、関係機関をつなぐ支援をします。	○高校 3 校、中学 1 校参加生徒数 65 人	○乳幼児ふれあい体験全高校で実施	○高等学校 5 校(飯田、飯田風越、OIDE 長姫、下農、飯田女子)で乳幼児ふれあい体験を 14 回実施した。参加生徒数 141 人 ○全ての中学校(9 校)において、乳幼児ふれあい体験として、生徒が乳幼児に触れる機会を計 24 回開催する。	—	○
	自分の成長や家族・家庭、幼児の発達と生活について関心と理解を深め、家庭生活をよりよくしようとする態度や自分の役割を果たそうとする意欲を育みます。 学童期から「家庭生活は夫婦が協力して行う」という自覚を育て、この地域で家庭を持つ希望を育みます。	○学校においては、キャリア教育や家庭科等の学習活動の中で取り組まれている。	○各校で実施		—	—

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	基本項目1に記載			—	—
【次世代育成】 食育活動推進事業	地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象として五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○学校給食の地元農産物利用率 52.2% (学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 過去4年間の平均 56.6% (子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進 (農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35% (学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60% (子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進は継続実施 ○地域の農家と連携して、保育所(3園)、小学校(4校)における食農体験を支援 ○学校給食の地元農産物利用率(主要野菜10品目)45.4% ○公立保育園において地元農産物利用率は43%。天候不順のため野菜の生育が悪く地元産が手に入りにくかった。各園で食農体験を実施し食の大切さを学んだ。	129% 学校 71% 保育園	—
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業	【基本目標3に記載】				—	—
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	【基本目標5に記載】				—	—

☆基本目標3 子どもが健やかに成長するための環境整備 ～子どもの育ちを支える教育・健全育成のまちづくり～

①放課後子どもプラン推進事業の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 放課後子どもプラン推進事業 (放課後子ども教室設置運営事業)	また「地域で子どもが健やかに育つ」ことを願い、その実現のため、学校開放の取り組みや学校施設等の有効利用と合わせて、地域と行政が協働して「放課後子ども教室設置運営事業」を拡充します。放課後子ども教室の運営に関しては、地域の人たちがお互いに協力し合う中で、自分の持っている知識や技術を子どもたちに伝えることにより、地域で子どもたちを育む活動への参加を促進します。そのため、地域でのコーディネーターや支援者を養成します。	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。	○6か所の開設	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。 ○児童クラブ定員と登録児童数 定員 930 名、登録児童 914 名 ○放課後児童クラブ等の開所時間を 18:30 までとし 30 分延長した。(上郷地区を除く)	83%	

②子どもたちの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子どもたちが自らしようとする活動、居場所づくり事業	学習・体験・遊びの場など、子どもたちの地域の居場所について意見を聞き、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現できるよう応援します。	○モデル事業「冒険遊び場」の実施	○公民館など地域の拠点における子どもの居場所づくりの検討	○子どもや親子を対象とした夏休み自然体験や寺子屋など、地域における子どもの居場所づくりとなる取組を実施した。	—	○
【次世代育成】 乳幼児ふれあい体験事業	基本目標2に記載			基本目標2に掲載	—	—

③地育力による子育ての応援の推進

地育力向上連携システム推進事業	【次世代育成】「地育力」とは「飯田の資源を活かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」のことです。地域の子どもたちを健やかに育むため、地域ぐるみで連携して子育てを支援していきます。 ① 体験活動	○校長会での説明や直接学校への働きかけを実施。H26 三穂小で実施。 ○体験活動実施校 小学校 5 校 131 人 中学校 1 校 87 人 高等学校 1 校 40 人 募集型農業宿泊体験 9 人	○農業宿泊体験実施校 11 校	○体験活動実施校 小学校 7 校 172 人 中学校 1 校 79 人 募集型農業宿泊体験 16 人	73%	×
	飯田の自然・歴史・文化などを活かし、感動をもたらすようなほんものの体験を通じて「生きる力」や「社会をつくり、運営し、より良く作り変えていく資質や能力」を高めます。 ② キャリア教育	○指導計画策定済み キャリア教育実施校 小学校 11 校 中学校 9 校(保育園・幼稚園での職場体験学習を含む)	○28 校で実施	○飯田 OIDE 長姫高校商業科との連携により、3年生 80 名が7地区において地域の課題解決に向けた取組を実施。述べ参加人数 1,600 人 ○飯田下伊那の高校生を対象とした高校生講座「カンボジアスタディーツアー」を実施し、15名の高校生が地域学習と現地学習を通じて、自身の生き方と地域の将来について考える機会を提供。述べ参加人数 112 人	100%	○

☆基本目標4 仕事と家庭生活の両立の推進 ～子育てと仕事の両立を支えるまちづくり～

①親の働きやすい環境づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	29 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 病児・病後児 保育事業	近隣に親族がいない家庭が増加しており、保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため、医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。	717 人年	量的指標	831 人	546 人	○社会医療法人健和会へ委託し、月曜日から金曜日までの平日の午前8時から午後4時(12/1から午前8時から午後8時までに変更)まで子どもの受け入れを行った。年間 240 日開所し、延べ 831 人(うち下伊那町 123 人)が利用した。 平成 22 年度の開所以来、地域に浸透されてきたことから、年間 700～800 人	170%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。	89 人年	量的指標	101 人	126 人	○市内の乳児院、児童養護施設の3カ所において継続実施。 ○養育をすることが困難となり、一時的に保護を必要とする児童に対し実施。緊急のため当日お預かりするケースが並び施設職員体制に苦慮した。 延べ日数 190 日 (2歳児未満 43 日、2歳児以上 147 日) 利用者 99 名 (2歳児未満 23 名、2歳児以上 76 名)	—	○
【子ども・子育て】 時間外保育事業	通常保育の保育時間は午前 8 時から午後 4 時です。一般的な長時間保育実施園では午前 7 時 30 分から午後 7 時まで実施しており、時間を延長した保育も実施しています。今後も保護者の勤務の都合などによるニーズに応じていきます。	553 人年	量的指標	1,219 人	673 人	○公立保育園 10 園、私立保育園 17 園、認定こども園 6 園、事業所内保育所 1 園で延長保育を実施。園により延長時間の違いはあるが、標準時間(11 時間保育)、短時間(8 時間保育)ともに朝・夕長保を実施。	100%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養護・保護を行います。	0 人	量的指標	2 人	1 人	○市内の乳児院、児童養護施設において継続実施。 ○仕事の都合により夜間に保護者がいないため児童の養護を行った。 延べ日数 1 日 利用者 2 名	—	○
【子ども・子育て】教育・保育事業	基本目標 1 に記載					基本目標 1 に記載		

【子ども・子育て】 家庭的保育等事業 (地域型保育事業)	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
【子ども・子育て】 放課後子どもプラン 推進事業 (児童クラブ設置運 営事業)	基本目標3に記載			基本目標3に記載		
【子ども・子育て】 【次世代育成】 ファミリーサポート センター事業	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗 率	評価
【次世代育成】 通常保育と保 育所・認定子 ども園の施設 整備事業	老朽化及び耐震改修等 が必要な施設の改修を 行います。	○施設改修・改築施設 6 か所	○継続実施	○各保育園・認定こども園の施設改修の要望を確認 し、それぞれの園の状況を確認したうえで年間整備計 画を検討し、改修および修繕を行った。 依然施設の老朽化、改修要望があるため優先順位を 検討し、施設の整備を計画的に実施した。	—	○
【次世代育成】 休日保育事業	現在実施している休日 保育の利用児童は、概 ね年間 20 人程度である ことから、現在の事業を 維持しつつ、休日保育 事業を広く周知する広 報活動を積極的に進め ます。	○実利用者数 22 人(延 べ利用者数 93 人)	○実施園 1 か所	○休日保育を実施している飯田中央保育園の平成 29 年度の実績は、実利用者数 15 人、延べ利用者数 97 人 引き続き事業の継続を維持しつつ、休日保育事業に ついて広く周知できるよう努めた。	100%	○
【次世代育成】 ひとり親自立 支援事業	ひとり親家庭は増加傾 向にあり、子育ての面 でも困難が伴うため、就業 支援や手当の支給によ り自立に向けた支援を 実施していきます。 ①児童扶養手当の支給 ②母子家庭自立支援給 付金事業 ③高等技能訓練促進事 業 ④母子寡婦福祉資金の 貸付	○H26.3 末現在の受給者 数 母子家庭 800 世帯、父子 家庭 71 世帯、その他 2 世 帯 ○なし ○支給人数 3 人 ○8 件 1,388,000 円	○登録者 1,000 人 ○継続実施 ○継続実施 ○継続実施	○平成 30 年 3 月末現在の受給者数 母子家庭 799 世帯、父子家庭 59 世帯、その他 0 世帯 ○支給申請には全件対応している。 ○継続実施 ○支給件数 0 件 ○申請に対しては全件対応している。 ○継続実施 ○支給件数 2 件(継続 2 件、新規 0 件) ○申請に対しては全件対応している。 ○継続実施 ○貸付件数 13 件 33,677,000 円 ○申請に対しては全件対応している。	85% — — —	— ○ ○ ○

②仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗 率	評価
「ワーク・ライ フ・バランス」 推進事業	子育て世代の生活を見 直し、仕事と家庭生活 の調和を図る「ワーク・ラ イフ・バランス」を普及す るため、事業所や労働者 への啓発活動に努めま す。また、従業員が 100 人に満たない事業所にも 特定事業主行動計画 の策定を促進し、事業 所が育児支援に組み 入るよう、事業所への支 援活動に取り組みます。	○ワーク・ライフ・バランス の重要性は、事業者側と しても認識。一般事業主 行動計画は 100 人以下の 事業所は、任意提出のた め提出のない事業所が多 い ○「市民つどい」を開催、 実践モデル事業所取組報 告を実施。「市民つどい」 参加者 450 名 ○南信労政事務所と連携 して企業訪問 4 社 市単 独訪問 7 社実施 ○広報、ホームページ、オ フトーク、いいだエフエム 等の媒体を利用し啓発実 施	○ワーク・ライフ・バランスを 推進するため、事業者向け に、改正育児・介護休業 法、次世代育成支援対策 推進法の広報啓発を進め る。 ○経営者・人事担当者など を対象としたセミナー等を 開催する	○「市民のつどい」を開催、表彰受賞者の取組報告を 実施した。「市民のつどい」への参加者 457 名 ○ワーク・ライフ・バランスを推進するため広報いいだ、 ホームページ、いいだエフエム、地域の新聞・情報誌 等の媒体を利用し啓発実施した。 ○経営者・総務担当者及び一般市民を対象としてワ ーク・ライフ・バランスセミナーを 2 回開催した。両セミ ナーとも中小企業診断士を講師に招き「社員のしあわせ と会社の発展を両立させる取り組み、仕事の充実につ いて」とのテーマを設定し意識改革、すぐ始める具 体的行動、生産性を高めて充実した家庭生活等の送り 方について学んだ。セミナーではグループワークを取 り入れることで自身の生活について再確認することが できた。また育児介護休業法にも触れ概要について 周知することができた。一般向けでは子育て世帯に多 く参加してもらったため託児を行った。参加者延べ人数 82 名 第 1 回 経営者、総務担当者向け「職場活性化とは」 第 2 回 一般向け「生活の充実を目指した仕事の充 実」	—	○

		○男女共同参画推進事業者等表彰制度は、ワーク・ライフ・バランスの取組に限らず、広く職域拡大や労働環境の整備について取組を進めている事業所を表彰。	○地域の中で、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業者を1社でも多く表彰するように、取組を進める。 ○毎年1事業所以上を表彰	○市内でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所を1者、女性の起業支援をしている団体を1者表彰。	100%	○
		○101人以上の事業所: 34事業所、100人以下の事業所: 24事業所	○計画策定についての周知・啓発の実施	平成29年度末、従業員101人以上の26事業所、100人以下の27事業所で計画書提出済み。	—	○
		○従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組む事業所: 県が登録を推進する「社員の子育て応援宣言」登録企業9社 ○実践モデル事業所1社を依頼し、講師を派遣。事業所内で実践活動を行い、市民のつどいのなかで、取り組んでいる中間発表を実施し、市民周知を実施	○「社員の子育て応援宣言」についての周知・啓発の実施	○従業員が仕事と家庭を両立できるような働きやすい職場環境づくりの取り組みを宣言する県の制度で、飯田市内では51社が登録している。新規登録に関しては企業訪問時において啓発のための資料を配布し概要を案内した。	—	○
		○教育委員会と協働し、お父さん応援講座を開催	○労働者を対象としたワーク・ライフ・バランス推進講座を開催	○ワーク・ライフ・バランスセミナーにおいて生活の充実を目指した仕事の充実についてテーマを設定し開催した。保育園等を通じて周知を行ったこともあり、託児を利用した家族の参加もあった。(3課合同)	—	○

☆基本目標5 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進
～子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり～

①地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 親・市民・地域・事業者等が自ら子育てを応援しようとする(むとす)事業	地域ぐるみで親・市民・事業者等が、自ら子育てを応援しようとする(むとす)活動を支援します。そのひとつとして、地域の様々な主体による、子どもの居場所づくりなどを応援します。	○市民公募により構成する「みんなで子育て応援サポーター」により、地域子育て応援情報冊子「みんなで子育てナビ」を編集・発行	○「みんなで子育てナビ」発行継続 ○モデル事業の実施	○みんなで子育て応援サポーター会議により企画・取材・編集作業を実施し、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」を継続発行した。掲載内容も父親向け情報誌「いもだんぱナビ」に合わせて制度手当等の情報を追記した。 ○いもだんぱナビも継続発行し、みんなで子育てナビ同様に母子健康手帳交付時に配布することができた。 ○子育てネットホームページのリニューアルに向けてサポーターとの意見交換を実施し、次年度に向けた事業の確認を行った。	—	○
		○不登校支援について「NPO 法人 フリーウイング」による事業を継続実施。	○不登校支援について「NPO 法人 フリーウイング」による事業を継続実施。	○教育支援指導主事を配置、関係機関と連携し不登校対策を実施。 ○NPO法人フリーウイングによる継続実施。	—	○
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	学校・PTA・育成会等の関係機関と連携し、子どもの教育の課題を地域ぐるみで解決するため、家庭教育に関する学級・講座・講演会等を実施します。また、子どもの養育環境の向上のため、親の意識啓発を促進し、子どもの生活習慣の定着を図るキャンペーン活動「わが家の結いタイム」を、学校・家庭・地域をあげて行います。	○家庭教育関連講座への延参加者数 5,946 人 ○基本的生活習慣が習得できている小学生の割合 57.5% ○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81 点 ○三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 ○PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回 ○みんなで子育てパワーアップ講座実施 全 6 回参加者 310 人	○家庭教育関連講座への延参加者数 6,000 人 ○基本的生活習慣が習得できている小学生の割合 70% ○継続実施	○家庭教育関連講座への参加者数 5,740 人 ○わが家の結いタイム継続実施 ポスターコンクール実施 応募数 125 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,732 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 1 回	—	○
		○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続 ○専門サイト「子育てネット」による情報発信 62 回	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続 ○専門サイト「子育てネット」等による情報発信の継続	○継続実施 都度更新はされているが、更新方法について検討を行った。 ○継続実施 ○子育てネットの改良及びスマートフォン対応に向け検討を開始。子育て応援サポーターや閲覧者からの意見を基に検討会議を実施した。	—	○
【次世代育成】 ながの子育て家庭優待パスポート事業	県全体で取り組む「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に参加し、子育て家庭の生活を地域全体で支える機運を高めます。	○協賛事業者:198 店 ○カード交付枚数:19,688 枚	○協賛店舗数 200 店以上	○飯田市ホームページに協賛店の申込要領や様式を掲載し募集が容易にできる環境を整えた。 ○子育て支援課と連携し協賛店舗情報の更新及び飯田市版リーフレットの作成を行った。 ○平成 29 年度末(平成 30 年 2 月現在)協賛店舗数:234 店舗	117%	○
【次世代育成】 地域振興住宅整備事業	民間借家が少ない地域へ住宅を供給し、地域との協働で子育て世代等に入居してもらい、地域の維持、活性化を図ります。	○中山間地域への住宅供給	○新築住宅 総計 55 棟	○中山間地域へ 1 棟の地域振興住宅を新築した。(年度計画 5 棟) 平成 29 年度末 42 棟	76%	○
【次世代育成】 やさしいまちづくり事業	子ども連れの親子の外出を支援するため、ベビーベッド付きの多目的トイレやベビーカーでの利用がしやすいよう歩道の整備・施設の段差の解消などの整備を進めます。	○H25 中央公園(吾妻)園路整備 L≒60m ○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L≒520m	○継続実施	○中央公園再整備事業について、中心市街地振興プロジェクト会議により整備方針の検討を進めた。○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L≒479.0m	—	○

②地域の連携による子育て応援の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—
【子ども・子育て】 【次世代育成】放課後子どもプラン推進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—

③安心安全のまちづくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 青少年育成センター運営事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成、青少年保護活動等を行うため青少年育成センターを運営します。また飯田市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、センターに青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員はセンター事務局と共に、地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの青少年健全育成活動を行い、青少年が健全に育つ環境整備に努めます。	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数 3回 ○情報共有のための全体会開催回数2回 ○有害な地域環境実態調査箇所 55 箇所 ○各地区、団体等との情報交換会実施回数2回 ○推進委員のための研修会実施回数 2 回 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)情報発信1回	○継続実施	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数 4回 ○情報共有のための全体会開催回数 2回 ○有害な地域環境実態調査箇所 23 箇所 ○各地区、団体等との情報交換会実施数 3回(全体会及び有害な地域環境実態調査と同一開催) ○青少年育成推進委員のための研修会実施回数 3回 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)情報発信2回	— — — — — 100%	○ ○ ○ ○ ○ ○
【次世代育成】 おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	生まれてきた子どもを地域で尊び、地域で子育てを応援していくため、生後4ヶ月ころに訪問します。必要に応じて、育児に不安のある家庭の発見と支援も行います。	○更生保護女性会・市社会福祉協議会の用意したプレゼント等を持参して、民生児童委員さんが訪問	○継続実施	○継続実施 ○民生児童委員・主任児童委員により、4カ月児のいる家庭に対し家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を実施。家庭訪問数 741 件	—	○

【次世代育成】 地域での子どもの見守り活動推進事業	地域では、まちづくり委員会生活安全委員会、飯田地区防犯協会連合会などが中心となって、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりを目標に、市、警察、福祉・教育関係機関やPTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアが連携し、防犯活動に取り組んでいます。今後、さらに、子どもたちが安心して地域で過ごせる環境づくりに向けて、子どもたちの見守りボランティア活動を地域へ拡大していくための普及啓発について、関係機関が協働して取り組んでいきます。そして、警察・学校等の安心メールなどの活用により、地域での不審者情報等を共有し、犯罪等が起きないように、地域全体で見守り活動を行っています。	○飯田警察署生活安全課と連絡調整を取りながら青パト講習を実施している。 ○ホワイトエンジェルスは現在 33 名で活動(見守りパトロール)実施している。 ○飯田市安全大会開催 1 回	○声掛け事案の発生や他県では授業時のみならず学校のイベント時へ不審者の侵入事案が後を絶たないため、継続実施する	○各まちづくり委員会等が、登下校の見守りや青パトによる警戒活動を実施。夕方から夜間にかけて、青パトによる警戒・広報活動を推進。 ○学校・地域・飯田警察署・飯田地区防犯協会と協力し、市内の小・中学校の児童や職員に向け不審者対応訓練・講習を実施。 ○情報発信ツールとして、安全・安心メールや長野県警のライブ君メールの登録促進啓発を実施。 ○人身に危害が及ぶような不審者情報を認知した場合、警察と協力し付近を警戒するなど被害防止に努めた。 ○日頃から飯田警察署等との連携を強化し、危険が危惧される事案の情報共有に努めた。 ○①青少年の健全育成について考える機会を市民に提供し②青少年の健全育成を推進③市民生活の安全を脅かす犯罪・暴力団排除・交通安全等について考える機会を市民に提供し④犯罪や交通事故の抑止と暴力団排除に向けた運動を展開⑤地震や風水害等の災害に強いまちづくりについて考える機会を市民に提供し災害に強いまちづくりを推進するため第 11 回飯田市安全大会を実施(約 400 名の参加)	100%	○
		○小中学校の安心メール登録 10,449 世帯	○継続実施	○平成 29 年度に新システムを導入○小中学校の安心メール登録 12,037 世帯	—	○
		○保育所・幼稚園の安心メール登録 2,606 世帯(H26.3.31 現在)	○継続実施	市内の全公立保育園及び希望している私立保育園・認定こども園、計 30 園で利用。平成 30 年3月末 2,905 世帯が登録。	—	○

4 長寿支援課

4－1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	29年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月
要支援1 第1号被保険者	568	568	577	587	593	590	593	598	599	606	631	639
要支援1 第2号被保険者	8	9	8	7	7	7	7	7	7	6	7	8
要支援1 計	576	577	585	594	600	597	600	605	606	612	638	647
要支援2 第1号被保険者	710	723	730	736	747	750	763	769	777	773	771	780
要支援2 第2号被保険者	10	11	12	11	11	11	11	11	11	11	12	11
要支援2 計	720	734	742	747	758	761	774	780	788	784	783	791
要介護1 第1号被保険者	1,360	1,375	1,361	1,371	1,378	1,373	1,369	1,369	1,359	1,340	1,353	1,375
要介護1 第2号被保険者	24	26	25	26	26	27	26	26	26	26	26	24
要介護1 計	1,384	1,401	1,386	1,397	1,404	1,400	1,395	1,395	1,385	1,366	1,379	1,399
要介護2 第1号被保険者	1,117	1,111	1,117	1,120	1,101	1,103	1,105	1,097	1,100	1,096	1,087	1,070
要介護2 第2号被保険者	15	14	14	16	15	14	14	14	13	14	16	15
要介護2 計	1,132	1,125	1,131	1,136	1,116	1,117	1,119	1,111	1,113	1,110	1,103	1,085
要介護3 第1号被保険者	818	816	826	811	792	806	797	807	812	807	801	794
要介護3 第2号被保険者	18	17	17	15	15	14	14	13	11	11	10	10
要介護3 計	836	833	843	826	807	820	811	820	823	818	811	804
要介護4 第1号被保険者	849	845	856	858	866	870	868	866	871	862	870	880
要介護4 第2号被保険者	8	9	9	8	10	10	9	9	8	7	7	8
要介護4 計	857	854	865	866	876	880	877	875	879	869	877	888
要介護5 第1号被保険者	762	754	753	749	759	752	745	735	733	731	733	739
要介護5 第2号被保険者	17	17	19	20	20	19	20	19	21	21	23	23
要介護5 計	779	771	772	769	779	771	765	754	754	752	756	762
合計 第1号被保険者(A)	6,184	6,192	6,220	6,232	6,236	6,244	6,240	6,241	6,251	6,215	6,246	6,277
合計 第2号被保険者	100	103	104	103	104	102	101	99	97	96	101	99
合計 計	6,284	6,295	6,324	6,335	6,340	6,346	6,341	6,340	6,348	6,311	6,347	6,376
第1号被保険者数(B)	32,196	32,172	32,183	32,182	32,145	32,156	32,144	32,176	32,180	32,215	32,207	32,230
認定者割合(A)／(B)	19.21%	19.25%	19.33%	19.36%	19.40%	19.42%	19.41%	19.40%	19.43%	19.29%	19.39%	19.48%

4－2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間（H30～H32年度）の介護保険計画に基づき事業開始年度に見直しをします。これにより平成30年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。

なお、当市では低所得者対策として、保険料の所得段階に12段階制を導入しています。これにより保険料基準額に比べて第1段階の軽減率が標準の0.5から0.35まで引き下げられ、低所得者の負担軽減が図られています。

所得段階	対 象 と な る 方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.35	25,560円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.60	43,824円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	54,792円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	65,748円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	73,056円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	87,660円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.40	102,276円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	116,880円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.85	135,144円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.95	142,452円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.05	149,760円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	160,716円

(2) 平成29年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特徴者数	普徴者数	併徴者数※1	調定額
第1段階	2,911	412	346	72,496,216
第2段階	2,360	60	145	93,366,672
第3段階	2,297	73	138	116,048,256
第4段階	3,761	300	267	250,588,536
第5段階	6,611	94	136	454,795,215
第6段階	4,919	320	351	438,238,458
第7段階	3,200	247	231	308,712,125
第8段階	1,816	146	161	204,758,152
第9段階	748	66	64	96,565,899
第10段階	501	42	52	69,631,695
第11段階	100	9	12	14,934,870
第12段階	353	66	37	58,558,920

※1 特徴者、普徴者に含まず

※2 滞納繰越分（過年度賦課分）を含まない

徴収方法別調定額と収納率

区 分	調定額	収入額	収納率
特別徴収	2,046,917,624	2,046,917,624	100.00%
普通徴収	136,984,734	132,997,501	97.09%
滞納繰越分	9,071,999	5,157,375	56.85%
合計	2,192,974,357	2,185,072,500	99.64%

4-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(平成29年度分)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	4,453,620	12,826,770	179,578,236	175,449,650	185,179,594	252,285,757	314,869,318	1,124,642,945
通所サービス	9,701,860	41,430,640	469,923,726	501,855,944	354,811,241	303,068,150	190,683,790	1,871,475,351
短期入所サービス	213,920	2,153,200	56,480,002	129,671,201	170,119,585	161,171,460	115,918,190	635,727,558
福祉用具・住宅改修サービス	16,579,991	33,059,569	65,854,968	104,079,485	78,936,137	90,276,617	77,694,972	466,481,739
特定施設入居者生活介護	1,560,330	1,397,330	38,528,974	38,106,263	46,471,127	69,061,214	61,878,248	257,003,486
介護予防支援・居宅介護支援	11,373,300	21,942,700	166,197,273	130,338,106	92,794,427	69,714,167	49,184,405	541,544,378
地域密着型(介護予防)サービス	2,194,190	4,305,670	318,612,118	435,307,216	420,850,640	331,990,977	186,714,220	1,699,975,031
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	193,608,008	190,761,026	96,126,280	51,309,387	19,323,670	551,128,371
認知症対応型通所介護	-	380,880	26,564,630	57,633,450	94,616,860	52,926,580	29,362,900	261,485,300
小規模多機能型居宅介護	2,194,190	3,524,920	34,080,450	44,697,220	64,990,020	54,619,120	40,137,120	244,243,040
認知症対応型共同生活介護	-	399,870	59,261,730	128,084,680	102,854,390	105,157,290	55,824,870	451,582,830
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	4,010,110	5,388,730	12,359,180	17,881,400	9,340,880	48,980,300
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,087,190	8,742,110	49,903,910	50,097,200	32,724,780	142,555,190
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	176,805,891	329,988,978	774,632,956	1,427,759,655	1,699,271,953	4,408,459,433
介護老人福祉施設	-	-	26,689,851	81,807,260	361,625,571	837,497,829	1,029,481,679	2,337,102,190
介護老人保健施設	-	-	148,810,130	242,724,968	388,146,985	471,368,966	302,305,374	1,553,356,423
介護療養型医療施設	-	-	1,305,910	5,456,750	24,860,400	118,892,860	367,484,900	518,000,820
合 計	46,077,211	117,115,879	1,471,981,188	1,844,796,843	2,123,795,707	2,705,327,997	2,696,215,096	11,005,309,921
支給額								
訪問サービス	3,923,915	11,430,644	159,829,165	156,477,547	165,214,171	224,963,097	280,653,455	1,002,491,994
通所サービス	8,599,455	36,915,576	419,529,643	447,640,666	316,499,713	269,988,928	170,070,371	1,669,244,352
短期入所サービス	188,796	1,926,194	50,188,315	115,826,926	151,805,967	143,993,222	103,442,850	567,372,270
福祉用具・住宅改修サービス	14,793,993	29,526,498	58,906,577	92,913,739	70,435,654	80,531,871	69,265,317	416,373,649
特定施設入居者生活介護	1,404,297	1,257,597	34,594,340	34,295,621	41,824,014	62,130,458	55,263,002	230,769,329
介護予防支援・居宅介護支援	11,373,300	21,942,700	166,197,273	130,338,106	92,794,427	69,714,167	49,184,405	541,544,378
地域密着型(介護予防)サービス	1,937,105	3,875,103	284,851,992	388,378,190	375,262,683	297,637,043	165,940,187	1,517,882,303
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	173,229,363	170,102,574	86,294,604	45,972,233	17,328,164	492,926,938
認知症対応型通所介護	-	342,792	23,735,892	51,313,733	83,981,839	47,324,651	26,263,583	232,962,490
小規模多機能型居宅介護	1,937,105	3,172,428	30,305,994	39,368,360	57,924,279	48,935,421	35,610,834	217,254,421
認知症対応型共同生活介護	-	359,883	53,210,721	114,875,767	91,746,740	94,467,216	50,062,645	404,722,972
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,391,551	4,849,857	10,793,645	15,968,269	8,406,792	43,410,114
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	978,471	7,867,899	44,521,576	44,969,253	28,268,169	126,605,368
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	157,644,319	295,801,293	692,833,556	1,277,035,941	1,518,984,965	3,942,300,074
介護老人福祉施設	-	-	23,736,924	73,075,941	323,140,195	750,201,999	922,763,480	2,092,918,539
介護老人保健施設	-	-	132,732,076	217,814,277	347,319,001	420,089,404	268,371,419	1,386,326,177
介護療養型医療施設	-	-	1,175,319	4,911,075	22,374,360	106,744,538	327,850,066	463,055,358
合 計	42,220,861	106,874,312	1,331,741,624	1,661,672,088	1,906,670,185	2,425,994,727	2,412,804,552	9,887,978,349

※サービスの内訳

訪問サービス:訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
通所サービス:通所介護・通所リハビリテーション
福祉用具・住宅改修サービス:福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2) 高額介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	17	354,506
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	416	3,571,314
	世帯合算無	9,416	113,686,858
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	642	5,968,106
	世帯合算無	4,350	22,418,281
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,353	11,068,325
	世帯合算無	1,786	24,919,339
⑤現役並み所得者	世帯合算有	68	955,672
	世帯合算無	163	2,438,704
合 計	18,211	185,381,105	

(3) 高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	872	24,084,768
高額合算医療・介護予防サービス等費	4	16,191
合 計	876	24,100,959

(4) 特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	9,408	200,997,973
居住費	7,655	125,226,540
合計	17,063	326,224,513

(5) 審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
169,442	58	9,827,636

4-4 総合事業の状況

1 給付の状況 (平成29年度分)

サービスの種類	支給額(円)
訪問型サービス（現行相当）	54,057,696
訪問型サービス A（緩和した基準による）	2,374,569
通所型サービス（現行相当）	173,506,760
通所型サービス A（緩和した基準による）	22,567,900
ケアマネジメント	23,746,300
合 計	276,253,225

2 その他のサービスの状況

通所型サービス B（住民主体によるサービス）

13 会場 242 名参加

通所型サービス C（短期集中型サービス）

5 教室 79 名参加

認知機能向上型通所サービス

4 会場 53 名参加

3 高額介護予防サービス費相当事業費

件数	給付額(円)
251	441,220

4 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費

件数	給付額(円)
16	87,180

5 審査支払手数料

件数	単価（円）	手数料(円)
22,524	58	1,306,392

4-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%、20%又は30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容															
社会福祉法人等による利用負担軽減制度 社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額	市民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。 ○ 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 ○ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 ○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○ 介護保険料を滞納していないこと。	サービスの利用料の 25%・食費及び居住費（滞在費）について 25%を減額（注 1）															
<対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所> ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、ホームヘルプかみさと、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <table><tr><td>いいだデイサービスセンター</td><td>デイサービスセンターおよりて</td></tr><tr><td>上郷デイサービスセンター</td><td>北方デイサービスセンター</td></tr><tr><td>北部デイサービスセンター</td><td>千代デイサービスセンター</td></tr><tr><td>かなえデイサービスセンター</td><td>南信濃デイサービスセンター</td></tr><tr><td>かわじデイサービスセンター</td><td>デイサービスセンターあぐりかなえ</td></tr><tr><td>竜東デイサービスセンター</td><td>デイサービスセンターあぐり山本</td></tr><tr><td>西部デイサービスセンター</td><td>デイサービスセンター杜のおんがっかい</td></tr><tr><td>中部デイサービスセンター</td><td>デーサービスセンター四季</td></tr></table> ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて			いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて	上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター	北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター	かなえデイサービスセンター	南信濃デイサービスセンター	かわじデイサービスセンター	デイサービスセンターあぐりかなえ	竜東デイサービスセンター	デイサービスセンターあぐり山本	西部デイサービスセンター	デイサービスセンター杜のおんがっかい	中部デイサービスセンター
いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて																
上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター																
北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター																
かなえデイサービスセンター	南信濃デイサービスセンター																
かわじデイサービスセンター	デイサービスセンターあぐりかなえ																
竜東デイサービスセンター	デイサービスセンターあぐり山本																
西部デイサービスセンター	デイサービスセンター杜のおんがっかい																
中部デイサービスセンター	デーサービスセンター四季																

（注1） 老齢福祉年金受給者は50%を減額。生活保護受給者は、特養（入所・短期入所）の個室の居住費のみ100%を減額。

制度の種類	対象となる方		減額等の内容																																							
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方		通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給																																							
<対象となる通所系サービス> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護																																										
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、 高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険サービスの利用者負担は、原則 1 割負担となっており、総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給します。	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 ・一般（上記及び下記以外） ・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合）	基準額 15,000 円 基準額 15,000 円 基準額 24,600 円 基準額 37,200 円（～H29.7） 44,400 円（H29.8～） 基準額 44,400 円	1 か月の利用料が基準額を超えた部分を支給 （注 1）																																							
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯 <table><tr><th>国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）</th><th>被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）</th><th>限度額</th></tr><tr><td>901 万円超</td><td>83 万円以上</td><td>212 万円</td></tr><tr><td>600 万円超 901 万円以下</td><td>53 万円～79 万円</td><td>141 万円</td></tr><tr><td>210 万円超 600 万円以下</td><td>28 万円～50 万円</td><td>67 万円</td></tr><tr><td>210 万円以下</td><td>26 万円以下</td><td>60 万円</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>市民税非課税者等</td><td>34 万円</td></tr></table> ○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者 <table><tr><th>所得区分</th><th>平成 30 年 7 月までの限度額</th><th>平成 30 年 8 月からの限度額</th></tr><tr><td>課税所得 690 万円以上</td><td>67 万円</td><td>212 万円</td></tr><tr><td>課税所得 380 万円以上</td><td>67 万円</td><td>141 万円</td></tr><tr><td>課税所得 145 万円以上</td><td>67 万円</td><td>67 万円</td></tr><tr><td>一般</td><td>56 万円</td><td>56 万円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>31 万円</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>19 万円</td><td>19 万円</td></tr></table>		国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	限度額	901 万円超	83 万円以上	212 万円	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円	210 万円以下	26 万円以下	60 万円	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円	所得区分	平成 30 年 7 月までの限度額	平成 30 年 8 月からの限度額	課税所得 690 万円以上	67 万円	212 万円	課税所得 380 万円以上	67 万円	141 万円	課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円	一般	56 万円	56 万円	低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円	低所得者Ⅰ	19 万円	19 万円	1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 （注 1）
国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	限度額																																								
901 万円超	83 万円以上	212 万円																																								
600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円																																								
210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円																																								
210 万円以下	26 万円以下	60 万円																																								
市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円																																								
所得区分	平成 30 年 7 月までの限度額	平成 30 年 8 月からの限度額																																								
課税所得 690 万円以上	67 万円	212 万円																																								
課税所得 380 万円以上	67 万円	141 万円																																								
課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円																																								
一般	56 万円	56 万円																																								
低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円																																								
低所得者Ⅰ	19 万円	19 万円																																								

（注 1）介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
介護保険負担限度額認定制度 介護保険施設入所（入所及び短期入所）者の食費、居住費の軽減	以下の①～③すべてに該当する方 ① 世帯全体の方が市民税非課税 ② 配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者が市民税非課税 ③ 被保険者および配偶者の預貯金等の合計が 2,000 万円以下。配偶者がいない場合は 1,000 万円以下。				限度額を超えた部分を給付
	要件	部屋の種類	居住費限度額 (注 1)	食費限度額 (注 1)	
	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	多床室（相部屋）	0 円	300 円	
		従来型個室(特養等)（注 2）	320 円		
		従来型個室(老健、療養等)（注 3）	490 円		
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
	・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下	多床室（相部屋）	370 円	390 円	
		従来型個室（特養等）	420 円		
		従来型個室（老健、療養等）	490 円		
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超	多床室（相部屋）	370 円	650 円		
	従来型個室（特養等）	820 円			
	従来型個室（老健、療養等）	1,310 円			
	ユニット型準個室	1,310 円			
	ユニット型個室	1,310 円			

（注 1）限度額は 1 日あたりの金額。 （注 2）「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

（注 3）「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

4-6 高齢者等の在宅福祉サービス

平成 30 年 4 月現在

1 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1 回につき 1,500 円分、年 2 回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1 回につき 500 円分、年 5 回まで利用できます。 但し、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療 1 回につき 1,500 円を超えた分、または入浴 1 回につき 500 円を超えた分
29 年度実績	マッサージ利用者数：42 人 利用回数：68 回 入浴利用者数：235 人 利用回数：955 回

2 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年 2 枚まで利用できます。
利用者負担	なし
29 年度実績	利用実人数：147 人 利用回数：261 回

3 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。1 回につき 1,000 円、年 6 回まで利用できます。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
29 年度実績	利用実人数：82 人 利用回数：224 回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。 （該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。 但し、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 人当たり、1 回につき 7 日以内の利用日数とし、年 6 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
29 年度実績	利用者数：185 人 利用回数：411 回

5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障害者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障害者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。 但し、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用
29 年度実績	利用実人数：10 人 利用回数：29 回

6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）
29 年度実績	受給者数：（高齢者）149 人、（重度心身障がい児者）22 人

7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護 4・5 の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に 3 回、5,000 円の購入券を 4 枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
29 年度実績	対象者数：28 人

8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	自己負担 1 割（7 万円を上限とする）
29 年度実績	該当件数：1 件

9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 50 歳以上の高年齢者等
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の 30%で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
29 年度実績	助成件数：130 件

10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
29 年度実績	利用数：34,930 回

11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
29 年度実績	延利用者数：1 人 利用日数：18 日

12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
29 年度実績	相談件数：3 件 申立件数：1 件

13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障害者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
29 年度実績	派遣時間：69 時間

14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
29 年度実績	新規設置：33 台 廃止：54 台 29 年度 3 月末設置数：241 台

15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
29 年度実績	新設：3 台 累計（平成元年から）：661 台

16 介護保険外特別ホームヘルプ

対 象 者	要介護・要支援高齢者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方にヘルパーを派遣します。1 日 1 回以内。 内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言 ⑦排泄介助
利用者負担	利用 1 回当たり 身体介護 30 分未満 生活介護 45 分未満 生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方： 0 円 0 円 社会福祉法人等の減免の要件に該当する方 120 円 90 円 所得税課税世帯： 480 円 360 円 上記以外の世帯： 250 円 190 円
29 年度実績	利用実人数：3 人 利用回数：家事援助 171 回、身体介護 71 回

17 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して 100 日間の短期入所を認めています。（12 月～3 月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
29 年度実績	利用者数：1 人 利用日数：5 日

18 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,000 円、独居の見守り 45 分未満 1,710 円)
利用者負担	家族不在時 交通費を含む必要経費から補助金を除いた額 独居 介護保険同様の 1,900 円の 1 割
29 年度実績	利用者数：1 人 利用時間：6.5 時間

19 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,000 円と、交換用バッテリー代 2,100 円を支援します。
利用者負担	機器の利用料として月 540 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
29 年度実績	利用者数：8 人

20 独居高齢者世帯配食サービス事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (500 円～680 円)
29 年度実績	利用者数：7 人 配食数：883 食 認定利用者数：92 人 配食数：15,301 食

21 介護予防事業：一般介護予防事業「はつらつ運動塾」

対 象 者	65 歳以上の方
内 容	身近な施設で、筋力向上やバランスを中心とした運動教室を開催します。
利用者負担	実費 200 円/回 程度
29 年度実績	4 教室 48 回 実参加者数：64 人

22 介護予防事業：一般介護予防事業「はつらつ料理塾」

対 象 者	65 歳以上の男性
内 容	基本的な料理ができるよう教室を開催します。
利用者負担	実費 300 円/回 程度
29 年度実績	1 教室 6 回 実参加者数：14 人

23 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね65歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実施施設	デイサービス : 上郷、いいだ、北部、竜東、かなえ、南信濃 宅老所 : ひだまり、さろんあやめ、よつば 老人福祉センター : 山本、南信濃 ふれあいセンター : 上村
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400円 生活保護世帯 0円 昼食等 : 実費(全員)
29年度実績	利用者数 : 53人 利用回数 : 1,040回

24 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者(要介護3・4・5)、 重度心身障害児者(身体1・2級、及び療育A・精神1級)の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
29年度実績	参加人数 : 日帰りふれあい相談事業 404人

25 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	88歳 (市)あいさつ状、5千円 (社協)祝品、敬老新聞 100歳 (市)あいさつ状、1万円、市長訪問 (社協)祝品、敬老新聞 (県)祝状、紙筒 (国)祝状、銀杯、紙筒 最高齢者(3名) (市)あいさつ状、5千円相当の祝品 (社協)祝品、敬老新聞
29年度実績	訪問者数 : 806人

4-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、介護支援専門員及び社会福祉士が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

＜市の委託事業＞

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方が介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワーク作りを行います。

2 地域包括支援センターと担当地区

いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	Tel 56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・上郷		Fax 56-5505
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 28-2361
担当地区：山本・伊賀良・鼎		Fax 28-2362
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 27-5023
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

4-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況(平成30年4月1日現在)

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	20人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	55
座光寺	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	30
松尾	—	—	—	—	—	1	—	—	1	3	332
下久堅	—	—	—	—	—	1	1	2	—	4	344
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	59
竜丘	—	—	—	1	2	2	—	—	—	5	340
鼎	—	—	—	—	1	2	1	—	1	5	401
上郷	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	104
上村	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	166
南信濃	2	—	2	3	—	—	—	—	—	7	274
計	2	1	2	11	4	6	2	2	2	32	2,105

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業(平成30年度計画)

事業	内容	
県老人クラブ連合会 南信ブロック研修会	6月21日	おかや総合福祉センターにて 15名参加 講演会「特殊詐欺等消費者被害防止・交通事故防止」 100万人会員増強運動の総括 いいだシニアクラブ連絡会より駄科高齢者クラブ楽生会の事例発表
グラウンドゴルフ実技講習会	6月29日	飯田市総合運動場にて 25名参加 グラウンドゴルフ実技講習会
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月3日	豊丘村交流学習センターにて 女性会員34名参加 講演会「健康長寿のために一軽運動を中心として」 実技講習「簡単にできる布バック」
県老人クラブ連合会 大会及び視察研修	10月11日～ 12日	上田交流文化芸術センター 各クラブ会長等代表 14名参加 各種表彰、主張発表 講演「転倒予防 いきいき毎日」
いきいき活動研修会	11月28日	鼎公民館にて 各クラブ役員等参加予定 80人程度 講演会「認知症サポーター養成講座」 囲碁ボール実技講習
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業として平成元年度～２年度に国の補助を導入して「ハイカラ学校」を開校。高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催しているほか、新規教室の立ち上げを支援している。

4－9 統計資料

	地 区	総人口	市 内 高 齢 者 人 口				H30. 4. 1現在		
			60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位
1	橋 北	3,062	1,424	46.5%	1,238	40.4%	770	25.1%	5
2	橋 南	2,735	1,237	45.2%	1,054	38.5%	619	22.6%	7
3	羽 場	4,824	1,812	37.6%	1,516	31.4%	804	16.7%	15
4	丸 山	3,480	1,358	39.0%	1,121	32.2%	625	18.0%	14
5	東 野	2,962	1,219	41.2%	1,014	34.2%	603	20.4%	11
6	座 光 寺	4,487	1,767	39.4%	1,446	32.2%	759	16.9%	13
7	松 尾	12,965	4,095	31.6%	3,315	25.6%	1,810	14.0%	20
8	下 久 堅	2,934	1,268	43.2%	1,042	35.5%	580	19.8%	10
9	上 久 堅	1,311	697	53.2%	606	46.2%	340	25.9%	3
10	千 代	1,688	837	49.6%	708	41.9%	443	26.2%	4
11	龍 江	2,849	1,335	46.9%	1,120	39.3%	678	23.8%	6
12	竜 丘	6,867	2,384	34.7%	1,904	27.7%	1,018	14.8%	18
13	川 路	2,000	911	45.6%	755	37.8%	470	23.5%	8
14	三 穂	1,423	645	45.3%	525	36.9%	299	21.0%	9
15	山 本	4,858	1,953	40.2%	1,637	33.7%	828	17.0%	12
16	伊 賀 良	14,510	4,829	33.3%	3,952	27.2%	2,019	13.9%	19
17	鼎	13,230	4,807	36.3%	3,969	30.0%	2,230	16.9%	16
18	上 郷	13,988	5,067	36.2%	4,173	29.8%	2,318	16.6%	17
19	上 村	415	249	60.0%	223	53.7%	158	38.1%	2
20	南 信 濃	1,424	930	65.3%	834	58.6%	532	37.4%	1
	全 市	102,012	38,824	38.1%	32,152	31.5%	17,903	17.5%	
	飯田市	103,023	38,883	37.7%	32,088	31.1%	17,787	17.3%	H29. 4. 1
	飯田市	102,744	38,802	37.8%	32,051	31.2%	17,794	17.3%	H29. 10. 1
	長野県	2,076,377	773,235	37.2%	641,228	31.1%	340,316	16.5%	H29. 10. 1
	全 国	126,706,000	42,957,000	33.9%	35,152,000	27.7%	17,482,000	13.8%	H29. 10. 1

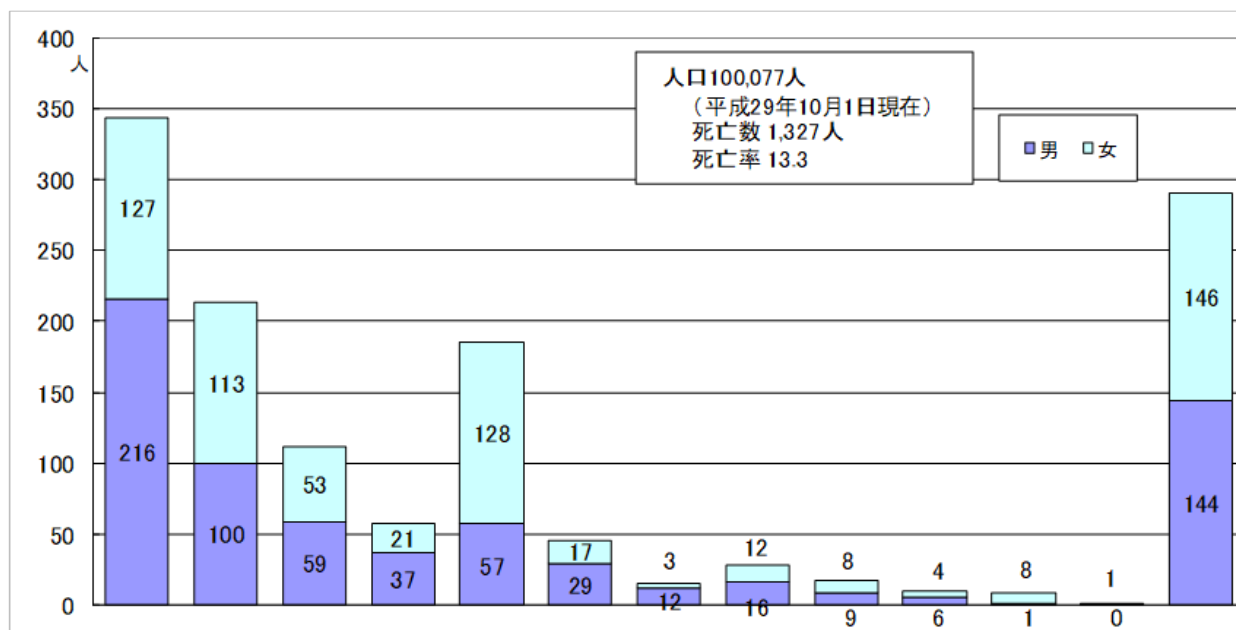
介護保険要支援・要介護認定者			H30.3.31現在					単位:人	独居高齢者・高齢者世帯数H30.4.1	
地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	独居高齢者	高齢者世帯
橋北	32	33	51	52	29	33	18	248	235	180
飯田荘・第二					9	31	32	72		
橋南	23	34	61	40	25	27	13	223	211	146
羽場	38	36	61	57	37	23	32	284	244	208
丸山	13	32	46	40	21	12	19	183	211	179
東野	26	34	74	37	20	25	17	233	170	117
座光寺	27	26	46	48	28	36	16	227	159	175
松尾	52	64	150	113	74	61	59	573	373	419
きりしま邸苑				1	5	15	27	48		
ゆめの郷			6	2	6	18	21	53		
下久堅	16	32	44	45	21	19	11	188	87	118
上久堅	15	10	26	22	17	15	14	119	67	84
千代	14	24	49	25	16	10	13	151	76	107
龍江	19	28	54	36	15	25	12	189	113	104
ゆいの里				3	5	14	20	42		
竜丘	48	46	75	64	32	36	24	325	216	240
川路	13	22	24	17	8	14	13	111	61	99
ハートヒル川路		2	10	7	2	5	5	31		
三穂	4	14	24	17	15	14	7	95	42	56
山本	27	39	63	50	34	31	17	261	164	165
ヴィラ緑風苑	3	3	10	3	1			20		
伊賀良	63	75	139	98	77	56	56	564	384	481
かざこしの里				7	21	31	25	84		
陽だまりの丘				3	9	11	8	31		
たまゆら			1	1	6	13	6	27		
県	76	108	144	125	93	67	63	676	504	495
信濃寮			2	4	4	13	1	24		
やまりきの郷				1	9	14	7	31		
上郷	82	88	162	116	76	73	54	651	530	591
ケアハウス上郷	2	7	5	3		1	1	19		
笑みの里				2	13	26	20	61		
上村	11	4	14	6	2	7	6	50	56	41
南信濃	34	27	44	29	22	21	7	184	165	151
遠山荘				1	4	12	21	38		
住所地特例者	3	1	11	10	45	80	97	247		
計	641	789	1,396	1,085	801	889	762	6,363	4,068	4,156
※この数値は市保有データから作成したものであり、あくまで参考値です。確定した数値については欄外の国保連データを参照ください。										
								単位:人		H29. 4. 1
									3,882	4,151
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
(参考:H29.9.30現在)	596	761	1,398	1,115	819	881	771	6,341		
(参考:国保連データ)	647	791	1,399	1,085	804	888	762	6,376		

5 保健課

5-1 人口動態

年	人 口	出 生				合計特殊 出生率	死 亡				自然 増加	備 考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
15	107,107	553	500	1,053	9.8	1.66	530	496	1,026	9.6	27	人口 10.1 現在
16	106,835	537	476	1,013	9.5	1.62	559	462	1,021	9.6	△ 8	〃
17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	〃
18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃

◎死因別死亡統計(平成29年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自 殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死 亡 数	343	213	112	58	185	46	15	28	17	10	9	1	290
死亡率 (人口10万対)	342.7	212.8	111.9	58.0	184.9	46.0	45.0	28.0	17.0	10.0	9.0	1.0	289.8
死 亡 割 合(%)	26%	16%	8%	4%	14%	4%	1%	2%	1%	1%	1%	0%	22%

引用: 長野県「毎月人口異動調査」
厚生労働省「人口動態調査」

5-2 母子保健

1 平成 29 年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20 歳未満	20 歳以上 25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 35 歳未満	35 歳以上 40 歳未満	40 歳以上
初妊婦数	347	3	46	126	111	42	19
経産婦数	482	1	28	96	189	135	33
総届出数	829	4	74	222	300	177	52

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	妊婦の受講		夫の受講		妊婦内訳（再掲）	
		実人員	延人員	実人員	延人員	第 1 子	第 2 子以上
H24	24	88	297	52	61	76	12
H25	20	76	153	58	58	67	9
H26	20	76	164	60	60	62	14
H27	20	83	198	67	76	74	9
H28	18	67	136	62	70	61	6
H29	12	115	178	105	159	114	1

3 平成 29 年度 授乳・育児相談助成事業

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
実施数 延 702 (520)	初産婦	経産婦	1 回 目	2 回 目	1 か 月未 満	1 か 月～ 6 か 月未 満	6 か 月～ 12 か 月未 満	乳房 ケア	授乳 相談、 育児 相談	産後 の 健康 相談
	358	344	495	207	499	122	81	679	614	439

4 平成 29 年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼児		母子相談 電話・面接
実施数	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
	27	36	1	1	787	815	101	120	1346

5 先天性股関節脱臼検診状況

年 度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
受診数（人）		男 438 女 402	男 403 女 417	男 428 女 384	男 404 女 376
受診率（％）		97.9	98.1	99.3	97.5
要治療者	男（人）	1	1	－	－
	女（人）	1	1	－	2

6 平成 29 年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数 (率)	フォロー児数 (率)
4 か月児健診	48	800	774	96.8	5 (0.6)	23 (3.0)
7 か月児相談	48	820	799	97.4	11 (1.4)	64 (8.0)
12 か月児相談	48	823	796	96.7	13 (1.6)	36 (4.5)
1 才 6 か月児健診	42	871	835	95.8	13 (1.6)	55 (6.6)
2 才児相談	43	864	823	95.2	35 (4.3)	139 (16.9)
3 才児健診	40	853	810	94.9	16 (2.0)	13 (1.6)

7 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	29 年度参加者の主訴
H25	29 (継続 11、新規 18)	83	発達の遅れ 29 母乳相談・離乳食・体重増加 2
H26	45 (継続 11、新規 34)	145	
H27	48 (継続 11、新規 37)	129	
H28	38 (継続 15、新規 23)	100	
H29	32 (継続 6、新規 26)	86	

8 平成 29 年度 高校生乳児ふれあい体験学習

	内 容	スタッフ
事前学習	乳幼児健診についてや、乳幼児の発育・発達についての学習。 体験学習の際の注意点について。赤ちゃん人形を使用した、抱っこと着替えの体験、妊婦ジャケットを使用した、妊婦体験。	学校教諭 保健師
体験学習	7 か月児相談・12 か月児相談に参加し、お母さんの話を聞いたり、実際に抱っこや着替え、離乳食の試食などを体験する。 実施期間：29 年 5 月から 30 年 3 月 実施会場：松尾公民館・伊賀良公民館・鼎保健センター	保健師 栄養士 学校教諭
まとめの学習	体験学習をもとに感想文をまとめる	学校教諭

*実施校 5 校 (下農、長姫、風越、飯田、飯田女子) 14 回 141 名

9 乳幼児学級 (平成 29 年度)

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加述べ組数
橋北 橋南 東野 (3 館合同)	0 歳児学級	0 歳	8	14	77
	1 歳児学級	1 歳	18	31	309
	2 歳児学級	2 歳	18	16	149
	3 歳児学級	3 歳	18	9	126
羽場	0、1 歳児学級	0～1 歳	20	28	204
	2、3 歳児学級	2～3 歳	19	14	127
丸山	すくすく学級	0～1 歳	18	15	141
	2・3 歳児学級	2～3 歳	20	16	154

伊賀良	0歳児学級	0歳	19	65	270
	1歳児学級	1歳	20	29	128
	2歳児学級	2歳	20	26	265
	3歳児学級	3歳	23	31	367
山本	なかよし広場	0～1歳	19	24	153
	ちびっ子広場	2～3歳	11	12	83
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	11	14	97
鼎	0歳児学級	0歳	6	34	122
	1歳児学級（りんご学級）	1歳	12	33	174
	1歳児学級（いちご学級）	1歳	11	28	155
	2歳児学級（たんぽぽ学級）	2歳	17	42	262
	つくし学級	3歳	21	24	234
竜丘	0歳児学級	0歳	6	27	92
	1歳児学級	1歳	11	28	126
	2・3歳児学級	2～3歳	11	32	171
川路	すくすく学級	0～3歳	12	33	145
松尾	0歳児学級	0歳（4～9月生）	5	32	100
	1歳児学級Aチーム	1歳（4～9月生）	9	37	178
	1歳児学級Bチーム	1歳（10～3月生）	9	45	261
	いちごクラブ	2歳	9	17	79
	いちごクラブ	2歳	9	20	61
	どんぐりクラブ	3歳	9	25	119
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	23	9	103
下久堅	ぽっかぽかいちご	0～1歳	11	22	84
	ぽっかぽかあひる	2～3歳	11	12	68
千代	ちよっ子クラブ	0～3歳	16	12	119
龍江	0・1歳児学級（りす）	0～1歳	11	21	126
	2・3歳児学級（ぞう）	2～3歳	12	17	139
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	13	23	137
	2・3歳児学級	2～3歳	15	22	181
上郷	0歳児学級	0歳	5	30	97
	1歳児学級	1歳	10	55	244
	2歳児学級	2歳	2	26	79
	3歳児学級	3歳	9	14	40
上村	ひよこちゃんの日	0～3歳	10	3	24
南信濃	すこやか学級	0～3歳	10	4	24
合計	29年度		577	1,071	6,394
	28年度		653	1,144	7,322
	27年度		693	1,198	8,048
	26年度		708	1,267	8,773
	25年度		685	1,391	9,054

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
胃検診	4,425	4,091	4,008	4,007	4,038	3,681
子宮頸がん検診	2,015	1,831	2,141	1,636	1,670	1,945
乳房検診	4,103	4,226	4,582	4,450	4,879	4,940
肺がん検診	8,359	8,023	7,794	7,920	8,217	7,945
大腸がん検診	8,508	8,552	8,923	9,196	9,031	8,614

*子宮頸がん検診、乳房検診、大腸がん検診（23年～27年度まで）は、がん検診推進事業を含む。

（1）子宮がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H24	2,015	44(2.2)	－	18	13	2	11
H25	1,831	46(2.5)	－	19	21	1	5
H26	2,141	55(2.6)	4	11	26	6	8
H27	1,636	22(1.3)	2	11	5	1	3
H28	1,670	34(2.0)	1	9	12	8	2
H29	1,945	29(1.5)	2	8	10	7	2

*22～29年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

（2）乳房検診

ア 乳房検診(エコー検診)

年度	受診者数 (人)	要検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H24	1,513	53(3.5)	－	5	－	5	16	4	10	13
H25	1,629	38(2.3)	－	1	－	12	11	1	5	8
H26	1,736	47(2.7)	1	11	－	17	11	3	4	－
H27	1,873	56(3.0)	1	10	－	10	20	3	4	8
H28	2,192	58(2.6)	3	15	7	14	9	6	2	2
H29	2,202	45(2.0)	0	22	4	15	7	4	0	1

イ マンモグラフィ検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H24	2,590	95(3.7)	6	9	6	4	10	33	27
H25	2,597	107(4.1)	3	16	14	6	15	46	7
H26	2,846	99(3.5)	5	16	20	6	16	31	5
H27	2,577	115(4.5)	6	25	20	9	21	25	9
H28	2,687	91(3.4)	10	11	7	5	11	45	4
H29	2,738	57(2.1)	4	18	15	5	5	10	1

*22～28年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。 *23年度より偶数年齢を対象。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精 密 検 査 結 果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H24	2,605	184(7.1)	1	1	136	25	21
H25	2,546	112(4.4)	6	1	74	11	20
H26	2,514	159(6.3)	5	1	104	16	33
H27	2,578	177(6.9)	2	–	125	24	26
H28	2,742	123(4.5)	2	0	81	12	27
H29	2,734	182(6.7)	5	1	132	33	11

*24 年度より対象年齢が 40～74 歳になる。 *23 年度より偶数年齢を対象。

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精 密 検 査 結 果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H24	5,754	91(1.6)	6	45	20	–	–	20
H25	5,477	97(1.8)	5	45	24	–	–	23
H26	5,280	135(2.6)	7	58	46	–	–	24
H27	5,342	111(2.1)	6	58	33	–	–	14
H28	5,475	160(2.9)	4	73	57	–	15	11
H29	5,211	105(2.0)	1	51	39	6	1	7

*17 年度より 65 歳以上の方を対象に、結核検診と併用して全市で実施。

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精 密 検 査 結 果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H24	8,508	711(8.4)	6	123	82	–	84	416
H25	8,552	672(7.9)	17	181	87	–	135	252
H26	8,923	748(8.4)	20	241	89	–	211	187
H27	9,196	645(7.0)	13	230	93	–	142	167
H28	9,031	794(8.8)	19	284	121	36	147	187
H29	8,614	823(9.6)	20	323	114	46	191	129

(5) 胃検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精 密 検 査 結 果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H24	4,425	581(13.1)	5	416	42	－	118
H25	4,091	422(10.3)	1	315	17	－	89
H26	4,008	434(10.8)	1	327	29	－	77
H27	4,007	484(12.0)	3	383	33	－	65
H28	4,038	480(11.9)	5	423	56	9	67
H29	3,681	469(12.7)	9	356	52	18	34

(6) 平成 29 年度がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診 (20 歳)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成 8 年 4 月 2 日～平成 9 年 4 月 1 日生	478	50	10.5%

イ 乳がん検診 (マンモグラフィ検診) (40 歳)

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日生	617	275	44.6%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	内訳 (B+C 精密検査)		
H27	40 歳	1,511	448	集団検診	309	A 244 人	B+C 65 人	(21.0%)
	45 歳	1,297		個別検診	139	A 114 人	B+C 25 人	(18.0%)
H28	40 歳	1,357	419	集団検診	294	A 232 人	B+C 62 人	(21.1%)
	45 歳	1,303		個別検診	125	A 104 人	B+C 21 人	(16.8%)
H29	40 歳	1,232	393	集団検診	287	A 212 人	B+C 75 人	(26.1%)
	45 歳	1,427		個別検診	106	A 80 人	B+C 26 人	(24.5%)

*H25 年度より実施。H26～基準値を変更。

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 受診状況 平成 28 年度

	男性	女性	計
対象者数	7,705	8,388	16,093
受診者数	2,464	3,442	5,906
受診率	32.0	41.0	36.7

イ 特定保健指導実施状況

特定保健指導は、特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し規定された内容および方法により継続支援を行い、6か月後実施評価を実施する。

	平成 28 年度
対象者数	503
終了者数	395
終了率	78.5%

終了者：特定保健指導実施方法に規定された内容および方法により6か月後の実績評価まで完了した者

- (9) 生活保護受給者、被支援者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付)に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、健康増進法の厚生労働省令で定める健康増進事業として市町村が実施することになっている。福祉課に対象者の抽出を依頼し、特定健診(集団)に合わせて実施している。

平成 29 年度受診者数：2 人

- (10) 後期高齢者健康診査

平成 20 年 4 月から長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療保険の加入者を対象として健康診査を実施している。

平成 29 年度受診者数：138 人

2 健康教育

- (1) 実施回数と参加人数(平成 29 年度)

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	146	22	85	0	17	0	270
参加延人員	2,346	989	1,075	0	449	0	4,861

個別健康教育の実施状況(平成 28 年度)

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託
高 血 圧	236	0	228	1	145	0	123	0
脂質異常症	471	0	416	2	172	0	158	0
糖 尿 病	443	0	421	0	135	0	133	0
喫 煙	1	0	1	0	3	0	3	0
計	1,151	0	1,066	3	455	0	417	0

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15 年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16 年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17 年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18 年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19 年開始）

イ 対象者：65 歳以上の一般市民

ウ 内容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的を実施。

現在は、自主活動グループで活動している

エ 参加状況（平成 29 年度）

地 区	実施回数	実人員	参加延べ人数
橋北	44	12	339
橋南	34	8	118
羽場	47	21	628
丸山	92	25	1113
東野 1	22	15	211
東野 2	20	10	153
伊賀良	23	20	232
山本	50	11	369
鼎	41	30	893
竜丘	47	20	777
川路	22	12	93
松尾	47	11	316
下久堅	45	10	242
上久堅	24	14	192
千代	41	9	187
龍江	50	21	580
上郷	36	26	542
座光寺	44	11	259
計	729	286	7244

(3) 消防団健康教室（平成 29 年度）

ア 対象

第 14 分団（上久堅地区消防団）

第 16 分団（上郷地区消防団）

第 17 分団（上村地区消防団）

イ 会場・内容

毎回、血圧の測定を行う。（初回は体組成・腹囲測定も実施）

地 区	上久堅	上郷	上村
会 場	上久堅公民館	飯田市役所	上村公民館
第 1 回目	咬合力測定・歯周病の話 朝食・栄養について 生活習慣病について	咬合力測定・歯周病の話 朝食・栄養について 体組成について	咬合力測定・歯周病の話 朝食・栄養について 生活習慣病について
第 2 回目	プラステンについて 運動（腰痛予防）	プラステンについて 運動（腰痛予防）	プラステンについて 運動（体幹を鍛える）

ウ 参加状況

	上久堅	上郷	上村（消防団員）
実 人 員	16	32	15
延べ人数	27	41	20
1 回平均人数	13.5	20.5	10

エ スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

(4) 広報活動

ア いいだ FM「かごこし歳時記 健康いいだ」月 1 回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日： 毎月第 4 木曜日

イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年 12 回

健康づくりに取り組む市民の紹介。

ウ 健康いいだ 2 1 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントの PR、健康情報のお知らせ。

(5) 「健康いいだ 2 1 フェスティバル 2017」

ア 開催月日： 平成 29 年 10 月 21 日（土）

イ 場 所： 県公民館、県文化センター

ウ 参加延べ人数： 約 900 人

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 平成 29 年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高 血 圧	253	2,955
	脂 質 異 常 症	1	1
	糖 尿 病	3	48
	歯 周 疾 患	11	159
	骨 粗 鬆 症	2	50
	女 性 の 健 康	1	21
	病 態 別 (肥満、心臓病等)	5	91
総 合 健 康 相 談		110	993
計		386	4,318

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 220 日

相談延人員 14,842 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）平成 29 年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39 歳以下	3	5
	40～64 歳	439	466
	65 歳以上	64	71
	計	506	542
個別健康教育対象者	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	14	18
	65 歳以上	0	0
	計	14	18
閉じこもり予防	39 歳以下	1	1
	40～64 歳	1	4
	65 歳以上	4	5
	計	6	10
介護家族	39 歳以下	1	2
	40～64 歳	1	1
	65 歳以上	10	13
	計	12	16
寝たきり者	39 歳以下	0	0
	40～64 歳	1	1
	65 歳以上	2	2
	計	3	3
認知症の者	64 歳以下	0	0
	65 歳以上	25	45
	計	25	45
その他	39 歳以下	1	2
	40～64 歳	69	82
	65 歳以上	10	20
	計	80	104
合 計		646	738

5-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【目的】

老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。

＊高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）

＊高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）

＊支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65 歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、調理実習、季節の行事、

保育園児等との世代間交流

（1）平成 29 年度実施状況

	地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1 回平均参加数	者（再掲） 介護保険認定	実人員の年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64 歳以下	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳以上
1	橋北	橋北公民館	11	19	-	19	3	133	12.1	1	2	-	7	4	3	3	-
2		小伝馬町 1 自治会館	12	13	-	13	-	129	10.8	-	2	-	2	5	2	1	1
3		東中央通公民館	12	18	2	16	3	135	11.3	-	1	-	1	4	6	4	2
4		浜井町自治会館	11	11	-	11	-	70	6.4	-	1	-	-	-	2	4	4
5		大王路自治会館	11	11	-	11	-	98	8.9	2	1	-	1	-	4	4	1
6		江戸浜町公民館	12	18	-	18	2	129	10.8	3	-	-	5	4	6	2	1
7	橋南	保健センター	19	15	-	15	8	99	5.2	3	-	-	-	6	7	2	-
8		りんご庁舎	19	12	-	12	1	130	6.8	3	-	-	-	2	4	5	1
9	羽場	正永町 2 丁目集会所	11	13	-	13	1	93	8.5	2	-	1	1	7	1	3	-
10		第一公会堂	12	10	-	10	1	108	9.0	1	-	-	3	2	3	2	-
11		羽場公民館	12	9	-	9	-	91	7.6	3	-	-	-	1	5	3	-
12	丸山	今宮 2 丁目集会場	11	18	-	18	5	135	12.3	-	-	1	6	3	4	1	3
13		丸山 2 丁目集会場	12	18	2	16	4	170	14.2	-	1	3	2	4	4	4	-
14		丸山 4 丁目集会場	20	11	-	11	-	200	10.0	-	-	1	4	3	3	-	-
15	東野	東野自治会館	22	9	-	9	2	144	6.5	2	-	-	-	-	6	3	-
16		東野公民館	20	15	-	12	3	219	10.6	5	-	-	2	2	4	5	2
17	鼎	一色公民館	12	16	-	16	-	161	13.4	1	-	-	3	4	5	3	1
18		切石会館	19	12	-	12	-	172	10.1	3	-	-	-	3	5	4	-

	地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員の年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
19	鼎	上茶屋公民館	17	12	-	12	-	137	9.8	3	-	-	-	1	3	4	4
20		中平公民館	19	12	-	12	1	162	9.0	4	-	-	1	1	5	1	4
21		下山福祉センター	22	17	-	17	2	193	10.7	-	-	2	1	6	5	2	1
22		西鼎公民館	12	10	-	10	3	99	8.3	-	-	1	1	1	3	4	-
23		東鼎公民館	23	10	-	10	-	141	8.3	1	-	-	1	3	-	5	1
24		名古熊公民館	12	16	-	16	-	118	11.8	2	-	-	1	-	7	3	5
25	伊賀良	大瀬木コミュニティセンター	17	15	-	15	-	174	10.2	2	-	-	1	2	3	8	1
26		中村会館	20	22	-	22	2	263	13.2	2	-	-	1	6	12	3	-
27		北方会館	11	17	-	17	-	102	10.2	-	-	-	-	3	8	6	-
28		育良町記念会館	12	15	-	15	-	104	9.5	-	-	-	2	3	7	3	-
29		下殿岡公会堂	20	15	-	15	1	197	9.9	-	-	-	-	3	11	1	-
30		上殿岡集会所	21	17	-	17	8	234	11.7	-	-	2	1	7	2	4	1
31	山本	西の原集会所	19	13	-	13	4	177	8.9	1	1	1	1	6	3	1	-
32		久米会館	20	10	-	10	-	140	7.0	1	-	-	2	3	2	2	1
33	松尾	箱川郷づくり研修センター	19	12	-	12	2	158	8.3	2	-	-	1	3	3	4	1
34		常盤台集会所	19	35	3	32	1	650	34.2	5	-	1	8	11	9	4	2
35		毛賀公民館	18	26	7	19	3	267	16.6	3	-	1	2	4	11	5	3
36		松尾公民館	20	17	-	17	-	220	11.0	1	-	1	2	6	4	4	-
37		代田公民館	14	33	4	29	3	264	18.9	1	-	1	4	7	8	11	2
38		久井集会場	17	13	2	11	5	193	11.3	4	-	-	-	1	9	3	-
39		上溝集会所	19	12	1	11	-	175	9.2	1	-	-	1	3	3	3	2
40		清水コミュニティ消防センター	10	16	-	16	-	127	12.7	-	-	-	-	8	6	2	-
41	下久堅	新井コミュニティ消防センター	19	29	5	24	2	366	19.2	4	-	-	7	9	9	3	1
42		下久堅公民館	18	15	-	15	-	156	8.7	1	-	-	2	3	5	4	1
43		虎岩交流センター	16	10	-	10	1	126	7.9	-	-	-	1	7	1	1	-
44		下虎岩公民館	18	16	1	15	-	170	9.4	2	-	-	-	3	9	4	-
45		柿野沢区民センター	18	10	-	10	-	132	7.3	-	-	-	-	2	3	4	1
46	上久堅	南原区民センター	17	14	1	13	-	164	9.6	1	-	-	1	4	4	3	2
47		越久保センター	21	19	8	11	-	263	12.5	1	-	1	-	3	6	7	2
48		小野子下集会所	9	11	-	11	1	62	6.9	1	-	1	1	4	4	1	-
49		原平集落センター	24	13	-	13	-	195	8.1	3	-	-	1	2	6	4	-
50	千代	大鹿区民センター	11	5	-	5	-	43	3.9	2	-	-	-	-	3	-	2
51		野池公民館	18	18	-	18	-	203	11.3	3	-	-	1	5	5	7	-
52		下村公会堂	18	11	-	11	1	129	7.2	1	-	1	1	3	5	1	-
53		米川公会堂	18	23	-	23	2	180	10.0	1	-	1	6	12	3	1	-
54		大郡農事集会所	10	16	-	16	3	128	12.8	-	-	4	2	7	2	1	-
55		米峰・毛呂窪ふれあいセンター	8	12	-	12	1	71	8.9	1	-	1	1	5	3	2	-
56		芋平公民館	11	6	-	6	-	58	5.3	1	-	-	1	2	2	1	-
57	千代	法山振興センター	14	22	9	13	4	140	10.0	-	-	1	4	8	4	5	-

	地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員の年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
58	龍江	1区公民館	22	19	-	19	2	289	12.6	-	-	-	-	3	8	5	3
59		龍江公民館	19	13	-	13	3	137	6.9	-	-	-	2	4	4	3	-
60		3区公民館	15	10	-	10	-	120	8.6	-	-	-	-	1	6	3	-
61		尾科公民館	12	13	-	13	-	110	10.0	-	-	-	1	4	3	4	1
62	竜丘	時又ふれあいセンター	11	15	-	15	-	137	11.4	3	-	-	1	6	4	3	1
63		上川路公民館	11	14	-	14	3	151	13.7	3	-	-	1	3	3	4	3
64		駄科区民センター	11	22	-	22	2	181	16.5	1	-	2	2	4	9	4	1
65		駄科集落センター	11	11	-	11	-	98	8.9	1	-	-	-	-	6	2	3
66		長野原区民センター	12	21	1	20	-	176	14.7	1	-	-	2	6	5	8	-
67		竜丘公民館	12	40	3	37	5	285	25.9	-	-	1	3	14	11	10	1
68	川路	2・3区公民館	11	20	-	20	-	128	11.6	-	2	3	2	5	6	2	-
69		5区公民館	6	18	6	12	4	78	13.0	-	-	4	6	7	1	-	-
70		6区コミュニティセンター	12	16	1	15	-	175	14.6	-	-	-	3	7	5	1	-
71		竜峡会館	12	11	1	10	-	73	6.0	2	-	-	2	1	4	3	1
72		8区公民館	11	20	1	19	-	125	11.4	3	-	-	-	4	7	8	1
73	三穂	北伊豆木(第2集会所)	11	11	-	11	6	85	7.7	1	-	-	-	2	5	4	-
74		第5集会所	11	10	-	10	-	91	8.2	2	-	-	1	-	4	3	2
75		立石第11集会所	12	9	-	9	-	72	6.5	-	-	-	-	1	6	2	-
76		悠愛館(下瀬)	9	15	1	14	-	77	8.5	1	-	3	3	6	-	2	1
77	上郷	黒田研修センター	12	11	-	11	2	74	6.2	-	-	-	-	1	3	6	1
78		下東消防コミュニティセンター	12	9	-	9	-	79	6.6	1	-	-	-	5	2	2	-
79		御殿山コミュニティセンター	10	13	-	13	2	107	10.7	2	-	-	-	4	6	2	1
80		多世代交流プラザ	12	10	1	9	-	88	7.3	1	-	-	-	4	3	3	-
81		上黒田集落センター	17	17	-	17	4	193	11.4	4	-	-	2	5	4	5	1
82		南条集落センター	12	11	-	11	-	104	8.7	-	-	-	-	3	6	2	-
83		楽寿会	10	23	9	14	6	124	12.4	1	-	-	2	7	5	6	3
84		城東3号公園	10	8	-	8	-	55	5.5	-	-	-	-	2	4	1	1
85		別府上コミュニティセンター	19	13	4	9	2	210	11.1	-	-	2	2	4	3	2	-
86		別府児童館	11	10	-	10	1	88	8.0	1	-	-	5	4	1	1	-
87		丹保研修センター	11	20	-	20	1	160	14.5	2	-	-	-	5	10	4	1
88		北条振興センター	18	11	-	11	-	161	8.9	1	-	-	-	5	2	2	2
89		飯沼南自治会館	19	13	-	13	-	155	8.2	2	-	-	-	3	2	3	5
90	座光寺	2区会所	12	6	-	6	-	55	4.5	-	-	-	1	-	-	4	1
91		恒川・清水会所	12	7	-	7	1	46	3.8	1	-	-	2	1	3	1	-
92		北市場会所	12	6	-	6	-	47	4.2	1	-	-	-	1	2	1	2
93		原・宮崎会所	17	15	-	15	-	144	8.4	-	-	-	1	2	7	5	-
94		宮の前会所	17	12	-	12	-	141	8.8	-	-	-	3	2	2	4	1
95		大堤会所	18	11	-	11	-	136	9.1	-	-	-	-	4	4	1	1

(2) 参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者数(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H25	99	1,537	1,539	16,523	10.8	126	20	52	212	379	534	272	70
H26	100	1,526	1,499	15,768	10.3	118	14	52	229	359	485	283	77
H27	97	1,458	1,440	15,551	10.7	101	10	47	196	345	466	281	95
H28	96	1,417	1,423	14,633	11.0	93	4	51	165	355	466	302	80
H29	95	1,399	1,397	14,052	10.0	119	11	41	144	361	438	311	91

2 健脚大学フォロー教室

【目的】 体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】 概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】 セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】 橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H25	5	108	152	2,079	19.3
H26	5	108	147	1,846	17.1
H27	5	109	135	1,805	16.6
H28	5	107	120	1,878	17.6
H29	6	116	140	1,657	14.3

(2) 参加者アンケート結果 回答数：90 人

健脚大学に参加して、何らかの効果があつたと答えた方は、100%であり運動の効果を感じている。
教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	72
体力がついた	61
関節の痛みが減った	42
その他	7

5-5 精神保健

1 精神訪問指導

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
精 神 保 健	170	150	90	87	62

2 こころの相談窓口

＊ 実施日 毎月第 2 月曜日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分（予約制）

＊ 会 場 りんご庁舎

＊ 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 相談支援専門員

＊ 実施状況（平成 29 年度）

① 実施回数 9 回

② 相談実人数 9 人

③ 相談延べ人数 9 人

④ 相談者の年齢内訳

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
相談者	1	2	0	2	1	1	2	9
対象者	2	2	0	1	2	0	2	9

⑤ 本人からの相談 6 人、家族からの相談 3 人

3 こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

① ホームページの作成

② 自殺予防週間（9 月）

リーフレット「気づいてくださいこころのサイン」の設置

FMいいだ

③ 自殺対策強化月間（3 月）

パンフレット「みんなで守りましょう大切な『いのち』」の各戸配布

のぼり旗・ポスターの掲示

（2）研修会・講演会の開催

① 民生児童委員会における研修（1 会場）

② こころの健康講座（ゲートキーパー講座）

5-6 栄養指導

1 母子保健（平成 29 年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
離乳食講座	初期	12	160	—	—	乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	10	109	—	—	
乳 児	4 か月児	48	776	48	333	離乳食の開始と進め方
	7 か月児	48	802	48	456	離乳食中期の正しい在り方・1 日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ 3 回食にむけて、離乳食試食
	12 か月児	48	798	48	420	1 日の目安量・実物展示
幼 児	1 歳 6 か月児	42	835	42	458	幼児食について おやつの与え方・噛むことの大切さ
	2 歳児			43	827	個別相談、むし歯予防とあごの発達をふまえたおやつの工夫
	3 歳児	40	811	40	410	食育への意識づけ
乳 幼 児		55	685	19	55	乳幼児学級 食事とおやつの指導
学童・生徒 小学生、中学生 高校生		2	44			食事づくり体験を通し食への関心を高める正しい食習慣を実践できるようにふれあい体験学習
そ の 他		6	202	12	13	その他、乳幼児食指導・乳幼児訪問 ばくばくキッチン
合 計		311	5,222	300	2,972	

2 生活習慣病予防及び健康増進（平成 29 年度）

対 象 者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
健 康 教 室（継続）		—	—			栄養・運動・休養の学習
男 性 健 康 教 室		6	87			消防団への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特 定 保 健 指 導		—	—	541	541	特定健診時に食事調査を行い結果報告
健 康 増 進 教 室 （講座・単発の事業）		51	1,263			栄養・運動・休養 食生活全般 高齢者・男性他
まちづくり委員会 健康福祉委員会等		1	20			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員		353	14,148			伝達講習会、文化祭
そ の 他				3	3	訪問指導、健康相談
合 計		411	15,518	544	544	

5-7 歯科保健

1 母子歯科保健（平成 29 年度）

対 象 者	回数	延人数	内 容
妊 婦	6	151	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1 歳 児	48	796	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1 歳 6 か月児	42	835	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
2 歳 児	43	823	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳 児	40	810	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6 歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小 学 校 歯科保健指導	13	1,865	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
そ の 他	19	160	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合 計	211	5,440	

歯科検診結果

	該当児 数 (人)	受診児 数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1 人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1 人当たり むし歯本数 (本)
1 歳 6 か月児	871	835	95.9	9	1.1	53	5.9	0.06
3 歳児	853	810	95	99	12.2	335	3.4	0.4

2 成人歯科保健（平成 28 年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	14	189	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にペリオスクリーン検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	38	1,216	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性
合 計	52	1,405	

3 高齢者歯科保健（平成 28 年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	23	276	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	4	64	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防
合 計	27	340	

5－8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
飯伊献血実績	2,813	2,720	2,477	2,401	2,316

飯田市実績	2,124	2,076	1,816	1,834	1,699
200ml 献血者 (構成比)	307 14.5%	236 11.4%	75 4.1%	2 0.1%	13 0.8%
400ml 献血者 (構成比)	1,817 85.5%	1,840 88.6%	1,741 95.9%	1,832 99.9%	1,686 99.2%

※ 現在、成分献血は移動献血車では実施せず、県内では長野献血ルーム（T O i G o）・松本献血ルーム（サントビューネ）・長野県赤十字血液センター諏訪出張所の3箇所のみで実施している。

5－9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは、飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が、市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 616 人が活動している。

＜各地区健康福祉委員等人数＞（平成 29 年度）

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	12	三 穂	20	竜 丘	9	松 尾	36	座光寺	40
	橋 南	40	山 本	21	川 路	18	下久堅	18	上 郷	93
	羽 場	16	伊賀良	89	鼎	84	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	14					千 代	32	南信濃	10
	東 野	31					龍 江	21		

2 健康福祉委員等研修会

各地区の代表者連絡会を開催し、統一して取り組む課題について研修会を行っている。

全市	平成 29 年 8 月 2 日	飯田市健康福祉委員等研修会 演題 健康無関心層を減らそう！ ～健康寿命を延ばせるエビデンスとは～ 講師 筑波大学大学院 人間総合科学研究科教授 久野 譜也 氏	参加者 健康福祉 委員等 170 名
	平成 29 年 5 月 29 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 地域健康ケア計画 2017 について 乳がんについて 歩こう動こうプラステン (+10 分)	20 名
各地区	通年	・ 全市統一課題 1 歩こう動こうプラステン (+10 分) 2 乳がんについて ・ その他各地区に応じた内容	

5-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

13 支部から 2 名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいだ 21 の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

合 同 研 修 会	平成 29 年 4 月 13 日	講演「からだと脳を使って健康づくり」 講師 南信教育事務所飯田事務所 野竹 国雄 先生	参加者 68 名
飯田市伝達講習会①	平成 29 年 6 月 8 日	・「調理実習の基本」 ・旬の地元食材を使った料理・郷土食を伝えよう	26 名
飯田市伝達講習会②	平成 29 年 7 月 11 日	・「脱水・熱中症予防」 ・域産域消 こうや豆腐を使ったレシピ	26 名
飯田市伝達講習会③	平成 29 年 10 月 13 日	・「食中毒を予防しよう」 ・生活習慣病とロコモ予防 ～乳製品を使ったレシピ～	23 名
飯田市伝達講習会④	平成 30 年 1 月 16 日	・「知っておきたい 高齢期の食事について」 ・旬の地元食材を使って低栄養予防	24 名
県推進大会 (塩尻市長野県総合教育センター)	平成 29 年 10 月 11 日	・ 第 49 回長野県食生活改善推進大会	20 名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数（人）	参加会員延数(人)
伝達講習会	51	721	248
地区活動	41	647	421
7か月相談試食補助	46	763	48
子ども・親子料理教室	72	1,638	235
いきいき教室・高齢者教室	16	547	63
文化祭（準備含む）	18	4,890	124
分館事業 各種教室・団体料理教室 その他（フォーラム等）	109	4,942	696
合 計	353	14,148	1,835

5-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制
在宅当番医制事業 (第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後3時
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分
	〔眼科当番〕
休日夜間急患診療 所運営事業 (第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） および 午前9時～午後0時30分 診療時間 夜間（年間） 午後7時～午後10時 (平成30年10月1日変更)
病院群輪番制病院 運営事業 (第2次救急医療体制)	診療科目 内科・外科
	病院群輪番制協定病院名
	飯田市立病院 輝山会記念病院 飯田病院 慶友整形外科病院 健和会病院 市瀬整形外科
	郡 下伊那赤十字病院 下伊那厚生病院
休日夜間テレフォ ンセンター	紹介時間 24時間体制 (午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内)

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月
（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

年度 区分		25	26	27	28	29
休 日	診療日数	74	74	73	73	74
	利用者数	1,703	1,816	1,597	1,564	1,651
	1 日平均	23.0	24.5	21.9	21.4	22.3
夜 間	診療日数	365	365	366	365	365
	利用者数	4,373	4,360	4,372	4,725	4,465
	1 日平均	12.0	11.9	11.9	12.9	12.2

5-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3092-9
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	
床面積 1 階	218.35	433.32	
2 階	219.11	(庁舎と併設)	
3 階	219.11		
延床面積	656.57	433.32	
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 59 年 5 月 10 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	158,813 千円
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	21,415 千円
県費補助金	—	8,000 千円	8,000 千円
起債	168,600 千円	192,400 千円	102,100 千円
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	27,298 千円
合計	177,714 千円	436,410 千円	158,813 千円

5-13 予防接種

平成 29 年度 実施状況 ※1									接種済率 ※3	
		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数 (飯田市実施 分)※2	接種済率 (%)	基準 日年齢
集団 接種	児 童	ジフテリア 破 傷 風 (二種混合)	2 期	809	808	99.9	—	808	96.8	13 歳
個別 接種	乳 幼 児	B型肝炎	1 回目	810	767	94.7	23	790	94.9	1 歳
			2 回目	810	698	86.2	83	781		
			3 回目	810	350	43.2	393	743		
		H i b 感染症	初回	2,430	2,106	86.7	257	2,363	98.4	4 歳
			追加	813	717	88.2	85	802		
		小児の肺炎 球菌感染症	初回	2,430	2,107	86.7	260	2,367	98.3	4 歳
			追加	813	721	88.7	82	803		
		ジフテリア 百日せき 破 傷 風 急性灰白髄炎 (四種混合)	1 期 初回	2,430	1,928	79.3	454	2,382	97.3 (三種及び 四種混合)	8 歳
			追加	848	643	75.8	190	833		
		急性灰白髄炎	1 期 初回	0	—	—	9	9	97.4	8 歳
			追加	0	—	—	18	18		
		結核 (B C G)		810	579	71.5	218	797	98.1	1 歳
		麻しん 風しん (MR)	1 期	813	715	87.9	78	793	97.6 (麻しん) 97.5 (風しん)	2 歳
			2 期	890	860	96.6	0	860	96.5	6 歳
		水痘	1 回目	813	706	86.8	80	786	92.3	3 歳
			2 回目	848	605	71.3	217	822		
		日本脳炎	1 期 初回	1,676	1,466	87.5	222	1,688	91.6	8 歳
			追加	853	657	77.0	196	853		
			2 期	725	311	42.9	648	959		
	児 童	ジフテリア 破 傷 風 (二種混合)	2 期	78	45	57.7	4	49	96.8	13 歳
		ヒトパピローマウイルス 感染症		0	—	—	0	0	0.0	16 歳
高 齢 者		高齢者のインフルエンザ		32,489	20,500	63.1		20,500		
		高齢者の肺炎球菌感染症		1,332	395	29.7		1,029		

※1 平成 20 年度実施分より接種率の算出方法を、平成 26 年度実施分より表示方法を一部変更。

※2 地域保健・健康増進事業報告より（高齢者肺炎球菌は、飯田市独自の対象者も含めて計上。）

※3 県による接種済率調査より、罹患者を含めて計上。（平成 30 年 3 月 31 日を基準日として、基準日に基準日年齢の居住者が予防接種を何%済ませているかを表す。）平成 29 年度より追加。

5-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦及び妊娠はするけれど流産、死産などを繰り返し不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- (1) 夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日含む前1年以上飯田市に住んでいること。
- (2) 法律上の夫婦であること。
- (3) 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月の申請については前々年所得）の合計が730万円未満であること。
- (5) 長野県が指定する指定医療機関において、不妊治療を受けていること。
- (6) 夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記(1)、(2)、(4)、(6)のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

- (1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。

ア 不育症の診断に係る検査

イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

- (2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額

特定不妊治療1回につき（1回の妊娠に係る不育症検査及び治療につき）、その医療費（自己負担額）の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は10万円（不育症は5万円）を上限とする。なお、他団体（長野県等）から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費（自己負担額）を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

夫婦一組につき、1年度当たりの助成回数は、2回を限度とする。（年数の制限はなし）

2 申請実績

《不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H18	31	31	2,866,114
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357
H26	61	93	8,312,079
H27	70	117	10,270,756

H28	57	84	6,981,337
H29	60	92	7,874,309

《不育症治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H29	2	2	88,938

3 平成 29 年度不妊・不育相談

＊ 実施日（予約制）

13 時～17 時：4/4、5/2、6/6、7/4、8/1、9/12、10/3、11/7、3/6

15 時～19 時：4/18、5/16、6/20、7/18、8/8、9/19、10/17、11/21、12/19、1/23、2/20、3/20

＊ 会 場 市保健センター 2 階相談室

＊ 相談員 体外受精コーディネーター

＊ 実施状況

① 実施回数 21 回

② 相談数 37 組（夫婦 6 組・妻のみ 31 組・夫のみ 0 組）

＊ 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45 歳～	計
人数	0	4	9	7	16	1	37

② 妊娠の経験 あり 15 組 なし 22 組

③ 治療の経験 あり 27 組 なし 10 組

＊ 相談内容（複数実施あり）

（15 件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（7 件）病院へ行くタイミングについて

（11 件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（19 件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（19 件）医療機関について（対応できる治療、診療時間等）

（8 件）治療と仕事との両立について

（15 件）不妊治療費、助成制度について

（4 件）流産・不育症について

（8 件）年齢と妊娠率について

（13 件）気持ちの整理がしたい

（11 件）その他

- ・通院中だが高速通院が辛い
- ・理由がなくても妊娠しないことはあるのか
- ・赤ちゃんの異常の確立が気になり、治療をすすめるかどうか
- ・死産経験あり、今後の妊娠・出産のリスクについて
- ・第 2 子希望で断乳について
- ・通院中だが担当医師とのコミュニケーションが上手く取れずつらくなってしまった
- ・夫の飲酒と薬の、妊娠への影響について
- ・妊娠しやすくなると宣伝されているサプリメントについて
- ・染色体異常、新出生前診断、羊水検査について
- ・特別養子縁組について
- ・治療卒業の決断について

5-15 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

後期高齢者医療のポイント

医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。

すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。

保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。

保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。

資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。

窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

保険料のしくみ

保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

平成29年度の保険料額

均等割額 40,907円	+	<table border="1"><tr><td colspan="2">所得割額</td></tr><tr><td>前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33万円）</td><td>× <table border="1"><tr><td>所得割率 8.30%</td></tr></table></td></tr></table>	所得割額		前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33万円）	× <table border="1"><tr><td>所得割率 8.30%</td></tr></table>	所得割率 8.30%	=	1人当たりの 保険料
所得割額									
前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33万円）	× <table border="1"><tr><td>所得割率 8.30%</td></tr></table>	所得割率 8.30%							
所得割率 8.30%									

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

8.5割軽減 → 33万円を超えない世帯（世帯内の被保険者が年金収入のみで、それぞれが80万円以下の場合は9割軽減）

5割軽減 → 33万円＋27万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯

2割軽減 → 33万円＋49万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、「均等割額」が7割軽減され、所得割額負担はありません。

2 高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計			75 歳 以上	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当	受給者数	伸率	対人 口比
	人	伸率 %	対人 口比 %					
22 年度	17,021	0.7	15.8	16,542	479	311,637	1.7	14.5
23 年度	17,148	0.7	16.0	16,727	421	316,130	1.4	14.8
24 年度	17,241	0.5	16.2	16,851	390	320,453	1.4	15.0
25 年度	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4
26 年度	17,429	0.4	16.7	17,084	345	325,789	0.6	15.5
27 年度	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8
28 年度	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
29 年度	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6

3 後期高齢者医療の状況（平成 29 年度）

（1）医療費

	総医療費	医療給付費			再掲(千円)			
	(千円)	(千円)	うち 7 割分	うち 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	15,082,223	13,880,547	631,230	13,249,316	13,545,470	50,016	158,722	117,169
長野県	283,002,331	260,222,826	11,103,871	249,118,955	254,284,501	1,003,427	2,427,539	2,311,989

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1 人当り 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,078	53,900	17,954	840,048
長野県	20,332	1,016,600	342,120	827,202

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
648,583	648,583	－	100.00	391,430	390,315	1,115	99.72

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
1,040,013	1,038,898	1,115	99.89

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
2,213	2,019	31	163	91.23

5-16 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0～18歳年度末)と、障がい者のうち0～満18歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書ごとに500円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担 区分	一部 負担
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等		
子ども					
入院 0歳～中学校3年 外来 0歳～小学校就学前	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 中学校卒業後～満 18 歳年度末 外来 小学校 1 年～満 18 歳年度末		なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳 1・2 級	福祉課 障害福祉係	特別障がい 者手当準拠	特別障がい 者手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳 3 級		所得税 非課税者			
		特別障がい 者手当準拠 (所得税非課 税者除く)			
療育手帳 A 1・A 2・B 1	保健課 医療給付係	特別障がい 者手当準拠			
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当					
精神保健福祉手帳 1 級 (通院のみ)	福祉課 障害福祉係	所得税 非課税者		県 1/2 市 1/2	
精神保健福祉手帳 2 級 (精神通院のみ)		特別障がい 者手当準拠 (所得税非課 税者除く)		市 100	
精神通院 (精神保健福祉手帳 1、2 級を除く)		特別障がい 者手当準拠			
母子家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養 手当準拠 (一部支給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養 手当準拠			
父母のない子					

* 一部負担「あり」の負担額は、1レセプトあたり500円

* 障がい者のうち、満18歳年度末までは所得制限なし。負担区分県1/2、市1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧（H29.4.1 現在）

（1）障がい者に対する所得制限

特別障がい者手当 (障がい者本人に支給)	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

児童扶養手当 (母子家庭の母等に 支給)	扶養親族等数	本人 (母又は養育者)	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所得額	所得額
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人）①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等）①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

単位：給付額 円、対象者 人

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
給付額	167,825,451	172,594,725	172,197,222	213,108,548	207,705,632
県費	41,393,000	40,104,000	42,465,000	49,673,000	49,859,000
市費	126,432,451	132,490,725	129,732,222	163,435,548	157,846,632
対象者	14,113	13,892	13,662	16,041	15,890

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000 円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10 日以上入院については所得制限なし)
ただし、10 日未満の入院は市単で実施
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300 万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450 万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200 万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2 割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300 円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当の限度額を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当＋所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～中学校就学前児まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300 円→500 円(飯田市は 300 円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度まで拡大(平成 22 年 4 月診療分から適用)
- H22. 10. 1 制度変更 受給者負担金 500 円(平成 22 年 10 月診療分から適用)
- H28. 4. 1 0歳～18歳の年度末まで拡大(平成 28 年 4 月診療分から適用)

4 平成 29 年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	81,876,158	20,856	1,065	99.5	100.1
市 単	6,650,921	5,175	300	112.5	87.2
県 単 65 歳以上国民年金別表該当	152,659,824	61,672	2,385	103.4	97.9
合 計	241,186,903	87,703	3,750	102.3	97.6

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単 就学前の入院・外来 小1～中3の入院	85,212,929	67,350	15,775	88.3	98.3
市 単 小1～高3の外来 高1～高3の入院	122,492,703	86,926		105.1	
合 計	207,705,632	154,276	15,775	97.5	98.3

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	36,876,992	21,018	2,203	102.1	94.3

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	3,048,448	1,421	180	117.0	95.7

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	488,817,975	264,418	21,908	100.2	97.8

5-17 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況に陥っている。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に加入できない高齢者や保険税負担能力の比較的低い人が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、国保制度創設以来の大改革として、平成 30 年 4 月から都道府県も保険者となる新制度が施行され、国・県の支出金が見直されると共に市町村間の共助が求められている。

飯田市国民健康保険でも新制度への対応を検討し、平成 30 年度の国民健康保険税について、基礎課税分の資産割を廃止し、あん分率を平均 3.4%引き下げる改定を行った。

2 保険給付等の状況

(1) 被保険者の一部負担金

① 自己負担割合(病院窓口等での負担割合)

70 歳以上 75 歳未満の 現役並み所得者	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 1 割または 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。
昭和 19 年 4 月 1 日以前の生まれで 75 歳未満	1 割	
昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれで 75 歳未満	2 割	
義務教育修学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前）	2 割	
上記以外	3 割	

② 入院時の食事代の標準負担額（1 食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担）

一 般（下記以外）		1 食 460 円	住民税非課税世帯等の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。申請月の初日より認定証を発行。 長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90 日までの入院	1 食 210 円	
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院	長期該当 1 食 160 円	
低所得者Ⅰ		1 食 100 円	

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（１食当たり）	居住費（１日当たり）	住民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 申請月の初日より認定証を発行。
一 般（下記以外）	460 円 （一部医療機関では 420 円）	370 円 （難病患者は 0 円）	
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	210 円		
低所得者Ⅰ	130 円		

(2) 療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担。その後申請し、審査で決定すればあとで保険者負担分（年齢等による負担割合）である7割から9割を支給。

- ・不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けた。
- ・旅先での事故や急病により保険証を持たずに診療を受けた。
- ・骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた。
- ・海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。

（医師が認めた場合だけの適用）

- ・手術などで輸血に用いた生血代（親族から血液を提供された場合を除く）。
- ・治療上必要なコルセットなどの補装具代。
- ・はり、灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が自己負担限度額を超える場合に、申請をして認められれば限度額を超えた分を支給する。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。

ア 70歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算する。
- ・入院・外来の場合は別計算。また、同じ医療機関でも歯科は別計算。

○平成27年1月1日から

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降	世帯合算
ア	国保税課税所得が 901万円を超える	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1%	140,100円	それぞれ 21,000円 以上
イ	国保税課税所得が 600万円を超え 901万円以下	167,400円 + (医療費－558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	国保税課税所得が 210万円を超え 600万円以下	80,100円 + (医療費－267,000円) × 1%	44,400円	
エ	国保税課税所得が 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

○世帯合算：ひとつの世帯内で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。

○多数該当：過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上になれば、多数該当として、4回目以降の限度額を適用する。

イ 70歳以上75歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・外来は個人単位で計算し、入院を含む場合は世帯単位で計算する。
- ・病院、診療所、診療科の区別はなく、少額の自己負担、調剤薬局の自己負担も含めて合算する。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

○平成 30 年 8 月 1 日から

70 歳以上 所得区分	外来＋入院（世帯単位）		
	外来（個人）		4 回目以降
現役並 み所得 者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円
一 般	18,000 円（8 月～翌年 7 月 の年間限度額は 144,000 円）	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

○現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。昭和 20 年 1 月 20 日以降生まれの 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。

○低所得者Ⅱとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人に当たる。

○低所得者Ⅰとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人にあたる。

○外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳未満と以上に分け、70 歳以上の外来（個人単位）をまず計算する。その後、入院を含んだ場合は世帯単位の限度額で計算し、これに 70 歳未満の医療費（21,000 円以上の自己負担額）を合算して 70 歳未満の国保世帯全体の限度額にあてはめる。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を病院の窓口に提出すれば、毎月の自己負担限度額は 10,000 円（70 歳未満の慢性腎不全の方のうち上位所得者は 20,000 円）となる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できる。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）に支給基準額（500 円）を加えた額を超えたときは、その超えた分が支給される。

○平成 30 年 8 月以降の自己負担限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満		70 歳以上 75 歳未満	
ア	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
イ	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
ウ	670,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
エ	600,000 円	一般	560,000 円
オ	340,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円
		低所得者Ⅰ	190,000 円

○低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金 420,000 円

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。
（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・
経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の合算額で課税される。（介護納付金課税額については 40 歳から 64 歳までの方）

(2) 国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する（飯田市では平成 29 年度賦課まで）。
- ③ 均等割額 被保険者 1 人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の 1 世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

・賦課限度額は、医療分 580,000 円、支援金分 190,000 円、介護分 160,000 円。

(3) 軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。（所得の申告がない場合は軽減の適用外）

総 所 得 金 額	軽減率
33 万円以下のとき	7 割
(27 万 5 千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33 万円以下のとき	5 割
(50 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33 万円以下のとき	2 割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が 1 人残された状態を継続する世帯は申請により、5 年経過する月までを特定世帯、以降 8 年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。（①と併用）

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	二分の一
特定継続世帯	四分の一

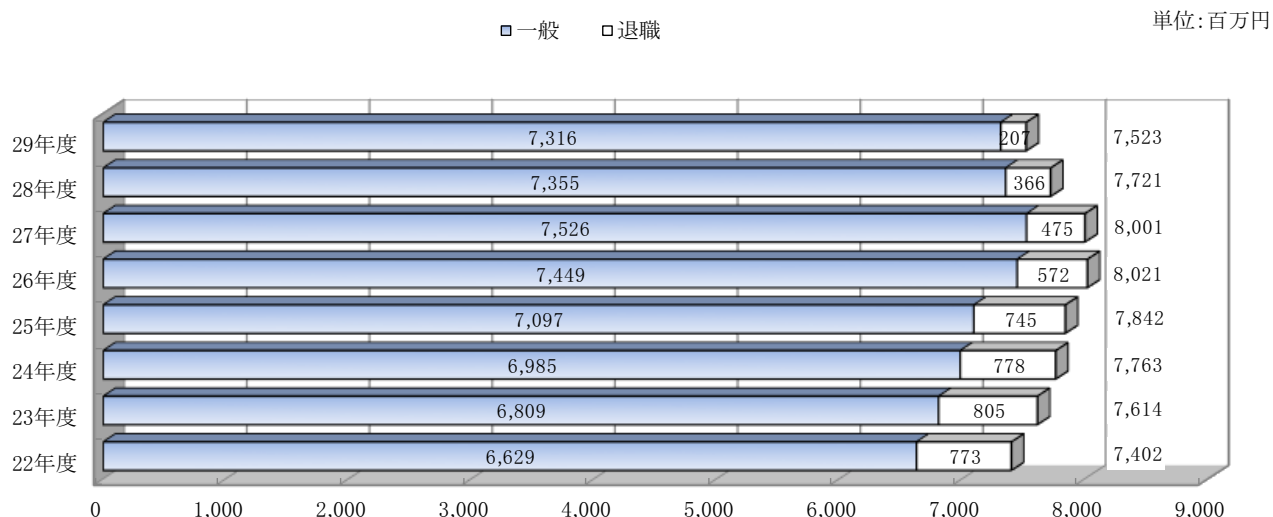
③ 非自発的失業者（65 歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を 30/100 とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。（①②と併用）

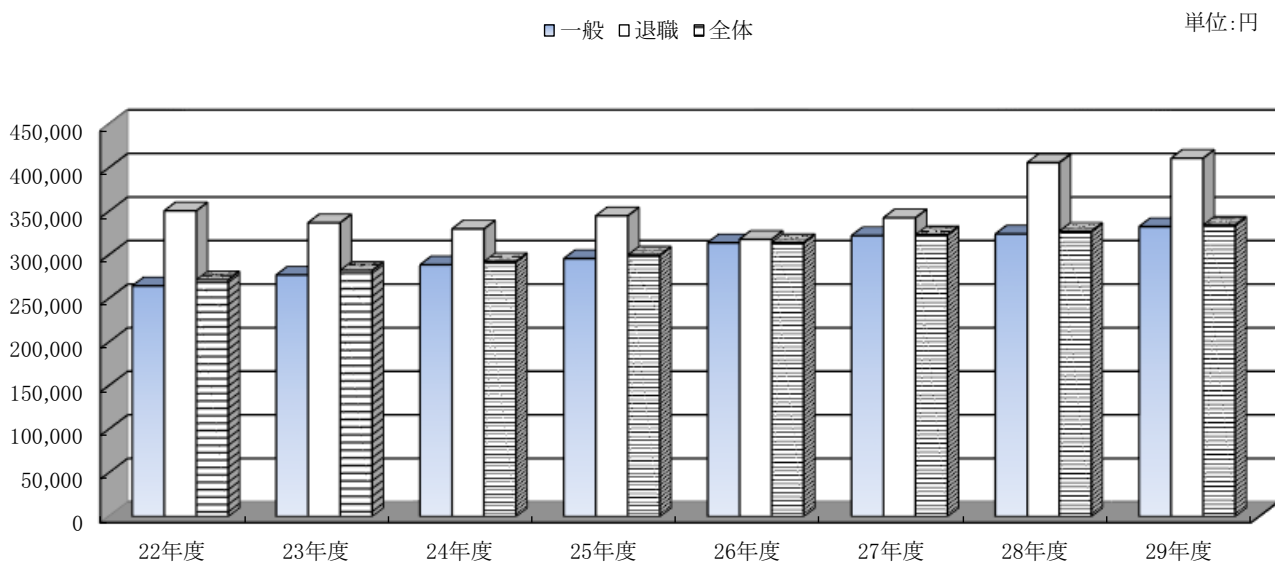
4 被保険者等の状況

年 度	世帯数			全 市 人 口 (年度平均)	国 保 被 保 険 者 (年度平均)	加 入 率 %	老人（再掲）		退職 被保険者等 （再掲）		介護第 2 号 被保険者 （再掲）	
	(年度平均) 全 市	(年度平均) 国 保 世 帯	加 入 率 %				(年度平均) 被 保 険 者	割合 該 当 %	(年度平均) 被 保 険 者	割合 該 当 %	(年度平均) 被 保 険 者	割合 該 当 %
20	37,797	15,830	41.9	106,480	27,831	26.1	—	—	2,479	8.9	10,003	35.9
21	37,819	15,307	40.5	105,782	27,711	26.2	—	—	2,069	7.5	9,934	35.8
22	37,931	15,023	39.6	105,255	27,246	25.9	—	—	2,204	8.1	9,862	36.2
23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	—	—	2,387	8.9	9,893	36.7
24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	—	—	2,357	8.9	9,606	36.2
25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	—	—	2,160	8.3	9,154	35.0
26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	—	—	1,798	7.0	8,688	34.1
27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	—	—	1,386	5.6	8,252	33.4
28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	—	—	901	3.8	7,632	32.4
29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	—	—	503	2.2	7,126	31.7

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療費



7 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全体		一般		退職	
	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)
22年度	271,680	4.4	264,710	3.4	350,877	11.6
23年度	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9
24年度	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1
25年度	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
26年度	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
27年度	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
28年度	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
29年度	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年 度	入 院			入 院 外			歯 科			計		
	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用 額(円)	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用額 (円)	受診率	1件当 たり日数 (日)	一人当 たり費用額 (円)	受診率	1件当 たり日数 (日)	一人当 たり費用額 (円)
22	18.3	15.2	94,072	730.7	1.6	100,326	135.0	2.4	18,723	884.0	2.0	213,121
23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073

(2) 保険者負担額

年 度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢 者支援金 (千円)	前期高 齢者納 付金 (千円)	老人保健 医療費拠 出金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件 数 (件)	給付額 (千円)	件 数 (件)	給付額 (千円)	件 数 (件)	給付額 (千円)				
22	355,778	5,290,497	16,598	99,906	9,220	647,224	1,101,649	1,779	20,418	462,806
23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	—	518,273
24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	—	543,380
25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	—	561,456
26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	—	567,828
27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	—	510,102
28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	—	484,180
29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	—	481,003

9 平成 29 年度保健事業

事業名	内 容
1 特定健康診査等事業	(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を平成 29 年度までに 25%減少することを目標として実施。 ① 40～74 歳の国保被保険者 17,756 人（H29.4.1 現在） そのうち対象者 15,545 人 ② 助 成 額 ア 集団健診（主に 40～64 歳） 5,992 円（自己負担額 2,000 円） 40 歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に 65～74 歳） 6,488 円（自己負担額 2,000 円） 非課税世帯は自己負担額なし ③ 受診者数 6,018 人 (2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。 ① 情 報 提 供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。 ② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1 回以上の面接による支援と 6 か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 416 人 ・6 か月後評価終了者 332 人 ③ 積 極 的 支 援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後 3 か月以上の継続的な支援を行い、6 か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 141 人 ・6 か月後評価終了者 89 人

2 歯 科 健 診 事 業	(1) 歯科健診費用助成 ① 対 象 者 20 歳～64 歳の国保被保険者 ② 助 成 額 5,480 円 (自己負担額 1,000 円) ③ 受診者数 59 人
3 健 康 フ ェ ス テ ィ バ ル 等	(1) 健康いいだ 21 フェスティバル 健康で明るいまちづくりを進める一環として、市民が直接見たり、体験したりすることを通じて、自らの健康に対する意識を高めることを目的に、健康いいだ 21 フェスティバルを「歯と口の健康を守る郡市民大会」にあわせて開催。 ① 期 日 10 月 21 日 (土) ② 会 場 県文化センター、県公民館 ③ 内 容 ア 各種展示 (国民健康保険制度改正、特定健診受診率、後期高齢者医療制度など) イ 体験コーナー (体組成チェック、ゲームコーナー) ウ 食育推進大会 (食育コーナー、展示)
4 医 療 費 適 正 化 事 業	レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。 (1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3 回 (4～6 月、7～9 月、10～12 月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいだへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など
計	49,795 千円

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2 所在地

飯田市東栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3 運営

(1) 組織及び議決機関（平成 30 年 4 月 1 日現在）

ア 執行及び議決機関

会長	1 名	監事	2 名
副会長	2 名	理事(会長、副会長、常務理事を含む)	12 名
常務理事	1 名	評議員	17 名

イ 部会、委員会の設置

- ① 専門部会（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）
社協の活動推進を図るため、専門的な調査、研究を行う。
- ② 生活福祉資金調査委員会
- ③ 善意銀行運営委員会
- ④ 結婚相談員会
- ⑤ ボランティアセンター運営委員会

ウ 職員体制 255 名（常勤職員のみ。他非常勤 249 名）

社協総括 常務理事		1 名
総務課	事務局	職員 8 名
地域福祉課	事務局	職員 14 名
	いいだ成年後見支援センター	職員 4 名
	飯田市生活就労支援センター	職員 4 名
地域包括支援課	いいだ地域包括支援センター	職員 12 名
	かわじ地域包括支援センター	職員 8 名
	かなえ地域包括支援センター	職員 7 名
	南信濃地域包括支援センター	職員 1 名
介護福祉課	事務局	職員 4 名
	ヘルパーステーション	職員 25 名
	デイサービスセンター	
	上郷デイサービスセンター	職員 16 名
	竜東デイサービスセンター	職員 13 名
	竜東知久平デイサービスセンター	職員 3 名
	北部デイサービスセンター	職員 11 名
	いいだデイサービスセンター	職員 8 名
	南信濃デイサービスセンター	職員 3 名
	訪問入浴サービス	職員 3 名
	介護相談センター	職員 11 名
特別養護老人ホーム飯田荘		職員 31 名
特別養護老人ホーム第二飯田荘		職員 38 名
特別養護老人ホーム遠山荘		職員 29 名
南信濃障がい者活動支援センター		職員 1 名

(2) 事業（平成 29 年度実績）

ア 地域福祉部門

事業区分		主な事業内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動推進事業	・地域福祉活動推進研修会の開催
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域支え合い活動推進事業	・17 地区で支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業（1 泊 実施なし） ・家庭介護者ふれあい相談事業（日帰り 404 名参加）
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 8,984 食
	⑦有償移送サービス事業	・高齢者・障がい者等歩行困難な要援護者に対する移動を援助する事業 10 地区で実施 年間 4,449 回
	⑧小地域福祉活動事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援（ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、合同研修会、有償サービス立上げ支援等）
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立を目的に介護と育児援助を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 1,089 名 延べ 3,083 回
	⑩母子・父子事業	・文集「ははこ草」発行支援 ・1 日バス旅行、いきいき講座支援
	⑪身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「福祉のつどい」「障がい者スポーツ大会」「身障協運動会」等支援
	⑫地域介護予防活動推進事業	・通所介護 B 事業の推進 9 地区 11 会場で実施 ・おマメで健康教室（地域住民を対象とした介護予防研修会）年 11 回 延べ 227 名
相談・貸付事業	①特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 198 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	②法律相談事業	・相談延べ件数 96 件 ・相談員 17 名（弁護士会の協力による）
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 100 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 7 件 5,504,000 円 ・生活つなぎ資金 38 件 1,176,000 円 ・善意銀行（払出し 500,000 円、預託 5,436,941 円）
共同募金配分事業	①まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分 ・公園の遊具修繕配分
	②民間福祉施設配分	・私立保育園 7 園、障がい者施設 7 カ所、児童福祉施設 1 園に配分
	③歳末激励配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④地域福祉推進事業配分 市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 4 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（敬老の日事業、ボランティア推進事業、福祉教育推進事業他）
	⑤児童福祉配分	・市内小中学校図書整備助成 33 校に配分

イ ボランティア部門

福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ 576 名 ・高校生を対象として夏休みに東日本大震災被災地支援活動を実施 参加者 13 名
	②福祉活動実践校事業	・小学校 9 校、中学校 1 校、高校 1 校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障がい）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ 174 名の講師を派遣
ボランティア活動推進に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・45 のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・点訳、朗読、要約筆記、手話奉仕員、傾聴ボランティア養成の各講座を実施 受講者 71 名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成事業	・被災時のボランティア需給調整役となる災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座 13 名 ・災害救援ボランティアコーディネーター修了者のフォローアップ講座 16 名
	④声の広報・点字広報等提供事業	・「広報いいだ」等の情報を視覚障がい者向けに朗読（カセットテープ、CD 収録）、点訳をし、提供する。
	⑤ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・ボランティア相談のコーディネート 年間 275 件 ・備品、車両の貸出
	①障がい者支援事業	・障がい者料理教室 2 教室 10 名 ・障がい者趣味教室（アロマキャンドル・フラダンス・お菓子作り教室）34 名
	②介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者 24 名 ・介護予防サポーターフォロー講座 85 名

【 関係団体等の支援 】

区 分	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長野県支部飯田地区（わたの実会）	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

【 赤い羽根共同募金実績（平成 28 年度の募金額） 】

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（％）	備 考
戸別募金	10,700,000	10,239,576	95.70	目安額 1 戸 650 円
法人募金	2,900,000	2,984,000	102.90	市内約 1,100 社
街頭募金	700,000	799,539	114.22	赤十字奉仕団等の奉仕等で実施
学校・職域・その他の募金	250,000	251,635	100.65	市内小学校、中学校、高校、市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	250,000	295,250	118.10	歳末たすけあい、各団体・個人等
合 計	14,800,000	14,570,000	98.45	

ウ 飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成 8 年 12 月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、（社福）長野県知的障がい者育成会Ｌサポート「あいあい」、ＮＰＯ法人飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっと すまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

平成 29 年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数	福 祉 会 館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
347 日	4,505	36,630	832	37,462
前年度比	106.6%	98.0%	137.3%	101.4%

7 保健・社会福祉施設等一覧

7-1 市内保健福祉施設

1 保健センター

(H30.4.1 現在)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 保 健 セ ン タ ー	大久保町 2534 番地	市		22-4511
鼎 保 健 セ ン タ ー	鼎上山 1890 番地 1	〃		22-7100
上 郷 保 健 セ ン タ ー	上郷飯沼 3092 番地 9 飯田市上郷公民館内	〃		24-7744

2 診療所（市立分のみ）

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
休日夜間急患診療所	東中央通 5 丁目 96 番地	市		23-3636
千代診療所	千代 932 番地 5	〃		59-2014
三穂診療所	伊豆木 4321 番地 1	〃		27-4139
上村診療所	上村 844 番地 2	〃		0260-36-2050
上村歯科診療所	上村 846 番地	〃		0260-36-2089

3 授産施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
今 宮 福 祉 企 業 セ ン タ ー	今宮町 4 丁目 5608 番地 9	市	30	22-3536
上 久 堅 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上久堅 7513 番地 1	〃	20	29-7026
鼎 福 祉 企 業 セ ン タ ー	鼎中平 1961 番地	〃	30	22-2901
上 郷 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上郷飯沼 1743 番地 1	〃	30	22-4039
上 村 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上村 605 番地	〃	15	0260-36-2069
南 信 濃 福 祉 企 業 セ ン タ ー	南信濃和田 1541 番地	〃	30	0260-34-2246

4 老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員		電話番号
			入所	ショート	
信濃寮	鼎一色 551 番地	(社福) 萱垣会	80		22-1338
ハートヒル川路	川路 3457 番地 1	(社福) ゆいの里	100	2	27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
ヴィラ 緑 風 苑	山本 6719 番地	(社福)綿半野原積善会	50	25-3960
ケアハウス かみさと	上郷飯沼 477 番地 1	(社福)八反田	30	53-7728

(3) 老人福祉センター

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
山本老人福祉センター	箱川 22 番地 1	市	25-2277
南信濃老人福祉センター	南信濃和田 2326 番地 2	〃	0260-34-2249

(4) 介護予防拠点施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014 番地	市	22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106 番地 1	〃	25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2835

5 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

名 称	所 在 地	担 当 地 区	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 堀端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、丸山、 東野、座光寺、上郷	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	鼎、伊賀良、山本	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	松尾、下久堅、上久堅、千代、 龍江、竜丘、川路、三穂	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村、南信濃	0260-34-1066

(2) いいだ成年後見支援センター

名 称	所 在 地	摘 要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 堀端ビル 2 階	成年後見制度の相談窓口	53-3187

6 児童福祉施設

(1) 乳児院

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
風 越 乳 児 院	丸山町 4 丁目 7490 番地 3	(社福)飯田風越 福 祉 会	10	22-4127

(2) 母子生活支援施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 北 方 寮	北方 297 番地 5	市	18	22-2788

(3) 児童養護施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員	電話番号
風 越 寮	丸山町4丁目7537番地10	(社福)飯田風越福祉会	50	22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町305番地6	(社福)長姫福祉会	30	22-3875

(4) 児童発達支援事業(重心)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員	電話番号
飯田市こども発達センター ひまわり	松尾新井5933番地2	市	5	23-6097

(5) 保育所

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員	電話番号
丸 山 保 育 園	今宮町2丁目113番地2	市	50	22-2077
座 光 寺 保 育 園	座光寺1716番地	〃	150	22-1147
松 尾 東 保 育 園	松尾寺所5645番地1	〃	145	52-2289
下 久 堅 保 育 園	下久堅知久平940番地2	〃	115	29-8055
上 久 堅 保 育 園	上久堅7606番地	〃	20	29-7053
龍 江 保 育 園	龍江4680番地	〃	90	27-3681
竜 丘 保 育 園	桐林378番地	〃	75	26-8417
川 路 保 育 園	川路3467番地2	〃	45	27-3202
三 穂 保 育 園	伊豆木5451番地14	〃	45	27-3774
山 本 保 育 園	山本3340番地2	〃	90	25-2440
中 村 保 育 園	中村1840番地1	〃	90	25-7217
殿 岡 保 育 園	下殿岡1020番地	〃	95	25-3707
鼎 み つ ば 保 育 園	鼎名古熊2339番地	〃	150	53-3277
上 郷 西 保 育 園	上郷黒田1488番地	〃	120	22-2441
上 村 保 育 園	上村856番地18	〃	20	0260-36-2143
和 田 保 育 園	南信濃和田2596番地	〃	45	0260-34-2306
飯 田 仏 教 保 育 園	箕瀬町1丁目2453番地	(社福)たちばな会	230	24-0402
飯 田 中 央 保 育 園	中央通り2丁目9番地	(社福)白 鳥 会	150	22-4134
飯田子供の園保育園	馬場町3丁目501番地1	(社福)子 供 の 園	50	22-1389
時 又 保 育 園	時又329番地	(社福)松 美 会	120	26-9208
風 越 保 育 園	丸山町2丁目6728番地	(社福)和 順 福 祉 会	130	22-2389
伊 賀 良 保 育 園	大瀬木1103番地	(社福)笠 松 会	150	25-7123
育 良 保 育 園	北方130番地	(社福)白 鳥 会	140	23-5873
慈 光 保 育 園	宮の前4410番地1	(社福)慈光福祉会	50	23-1390
さくら保育園	山本600番地1	(社福)洗 心 会	60	28-1050
さくら保育園久米分園	久米858番地10	〃	20	25-3801
羽 場 保 育 園	白山通り3丁目351番地2	(社福)和 順 福 祉 会	70	23-1388
明 星 保 育 園	鼎切石3928番地	(社福)明 星 会	120	24-8020
高 松 保 育 園	上郷黒田236番地	(社福)伊那福祉会	90	22-4095

あすなろ保育園	育良町3丁目15番地2	(社福)あすなろ会	30	23-4656
千代保育園 千代保育園千栄分園	千代932番地5 千栄1526番地7	(社福)千代しゃくなげの会 〃	45 15	59-2144 59-2005
慈光松尾保育園	松尾城3796番地3	(社福)慈光福祉会	250	22-2244
上郷なかよし保育園	上郷飯沼2000番地1	(社福)たちばな会	170	22-2440
鼎あかり保育園	鼎下茶屋2242番地	(社福)萱垣会	80	22-2341
〔保育園合計(公立16園、私立17園、私立分園2園)〕			3,315	

- *平成15年4月1日 久米保育園を(社福)洗心会に経営移管。さくら保育園久米分園を開園。
 *平成18年3月31日 鼎西保育園を開園。
 *平成17年11月1日 千代保育園を(社福)千代しゃくなげの会に経営移管。千代保育園を開園。
 *平成18年4月1日 千栄保育園を(社福)千代しゃくなげの会に経営移管。千代保育園千栄分園を開園。
 *平成22年4月1日 松尾保育園を(社福)慈光福祉会に経営移管。慈光松尾保育園を開園。
 *平成25年3月31日 上郷南保育園、上郷北保育園を開園。
 *平成27年4月1日 上郷東保育園を(社福)たちばな会に経営移管。上郷なかよし保育園を開園。
 *平成29年4月1日 鼎東保育園と鼎幼稚園は統合し、(社福)萱垣会に経営移管。鼎あかり保育園を開園。

(6) 認定こども園

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
慈光幼稚園	伝馬町2丁目31番地	(学校)高松学園	180	24-0415
飯田ルーテル幼稚園	仲ノ町1丁目7番地	(宗教)日本福音ルーテル教会	66	22-2213
聖クララ幼稚園	松尾代田1420番地1	(学校)マリア学園	120	22-2916
入舟幼稚園・入舟保育園	宮ノ上4730番地	(学校)信濃キリスト教学園	110	24-5350
勅使河原学園	上郷黒田1881番地1	(学校)勅使河原学園	145	22-7720
ビバ・チャイルド	鼎上山1815番地	(社福)一陽会	45	48-6335
野あそび保育みつけ	北方3489番地132	(有)ネイチャーセンター	25	48-8007
〔私立7園〕			691	

- *平成27年4月1日、慈光幼稚園、飯田ルーテル幼稚園、聖クララ幼稚園、入舟幼稚園、勅使河原学園幼稚園が、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行。
 *平成28年4月1日、(社福)一陽会 ビバ・チャイルドを開園。
 *平成30年4月1日、(有)ネイチャーセンター 野あそび保育みつけを開園。

(7) 事業所内保育事業所

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
保育室コッコロ	八幡町592番地	ナビ・スタッフ(株)	10	24-6220

- *平成29年9月30日事業所内保育事業所に認可。

8 その他の子育て支援施設等

(1) 児童福祉センター・児童館・児童クラブ

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町2丁目113番地1	市	50	52-3463
座光寺児童センター	座光寺1726番地1	〃	50	53-2530
竜丘児童センター	桐林2451番地1	〃	50	26-8614
山本児童センター	山本竹佐693番地	〃	50	25-8835
鼎児童センター	鼎中平2451番地9	〃	50	52-0910
高松児童館	上郷黒田238番地1	〃	30	52-3485
別府児童館	上郷別府1195番地	〃	非登録制	24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町1丁目3503番地	〃	25	22-8656
橋南児童クラブ	追手町1丁目25番地1	〃	25	52-6135
松尾第1第2児童クラブ	松尾城4014番地	〃	100	52-6050
松尾第3児童クラブ	松尾城3800番地1	〃	40	52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平118番地1	〃	30	29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅7606番地	〃	10	29-7001
龍江児童クラブ	龍江3539番地	〃	25	27-4544
川路児童クラブ	川路3457番地1	〃	20	27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木3778番地	〃	20	27-2166
伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木1106番地1	〃	100	25-4222
切石児童クラブ	鼎切石4635番地1	〃	30	53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼3118番地	〃	40	52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平1958番地3	〃	30	23-2162
アイキッズスクエア	北方130番地	(社福) 白鳥会	30	23-5873
千代学童クラブ	千代932番地5	(社福) 千代しゃくなげの会		59-2144

(2) つどいの広場

名 称	所 在 地	設 置 主 体	規模	電話番号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	(NPO)おしゃべりサラダ	10	23-9666
子 育 て サ ロ ン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	(NPO)おしゃべりサラダ	10	49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 番地 時又保育園併設	(社福)松 美 会	10	26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 育良保育園併設	(社福)白 鳥 会	10	23-5873
ひ だ ま り サ ロ ン	鼎名古熊 597 番地 1	(NPO)ひ だ ま り	10	52-2239
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 千代公民館内	(社福)千代しゃくなげの会	10	59-2144
わ い わ い ひ ろ ば	松尾代田 610 番地 飯田女子短期大学	学校法人 高 松 学 園	10	22-0070 内線 193
おしゃべりポトフ	山本 3378 番地 山本公民館 大会議室	(NPO)おしゃべりサラダ	10	49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5501 番地 1 (めざこし子どもの森公園内)	環境文化教育機構株式会社	10	59-8080
ゆ る り 飯 沼	上郷飯沼 2241 番地 1 飯田市上郷地域休養施設	(公社)飯田広域 シルバー人材センター	10	22-8690
KanKan リトルジャイアント	伊豆木 5444 番地 1	感 環 自 然 村	10	49-8132
KanKan リトルスキッパー	龍江 7091 番地 14 太田下集会所	感 環 自 然 村	10	49-8132

*平成 19 年 6 月 12 日、アイキッズスクエアいくらを開設

*平成 20 年 4 月 1 日、カンガルークラブを開設

*平成 20 年 4 月 1 日、なかよし広場ぞうさんを開設

*平成 22 年 7 月 12 日、わいわいひろばを開設

*平成 23 年 5 月 13 日、おしゃべりポトフを開設

*平成 25 年 7 月 9 日、親子であそぼ♪森っこを開設

*平成 26 年 10 月 17 日、ゆるり飯沼を開設

*平成 26 年 11 月 6 日、KanKan リトルジャイアントを開設

*平成 28 年 6 月 1 日、KanKan リトルスキッパーを開設

7-2 介護保険事業者一覧

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

(H30.4.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	22-7271
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 30 番地 2	22-5260
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	22-3622
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	56-8130
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	56-8510
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	27-2208
ヘルパーステーションみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
ヘルパーステーション「りんご」	仲ノ町 1 丁目 2 番地	52-1651
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	22-1338
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
有限会社わくわく	松尾寺所 7041 番地	53-4335
ヘルパーステーションあぐり	高森町吉田 481 番地 1	34-3636
阿智村社協指定訪問介護事業所	阿智村春日 3291 番地 4	45-2113

2 訪問入浴介護

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
飯田市社協訪問入浴サービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
総合福祉ソクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1527
あったか伊那	伊那市御園 1293 番地 5	77-2131
ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田 2767 番地 1	77-3411

3 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地（飯田市立病院）	21-1299
飯田病院訪問看護ステーションたんぼぼ	大通 1 丁目 15 番地（飯田病院）	22-8620
輝山会訪問看護ステーション	毛賀 1707 番地（輝山会記念病院）	26-6677
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ふたば訪問看護ステーション	座光寺 3595 番地	59-7627
訪問看護ステーション affection	鼎上山 3756 番地	48-8124
訪問看護ステーション健和会	鼎中平 1936 番地（健和会病院）	21-4525
訪問看護ステーションわか葉	松尾寺所 7043 番地 1	49-8918
訪問看護ステーションわか葉上村支所	上村 846 番地	0260-31-0130
あち訪問看護ステーション	阿智村駒場 447 番地 2	49-0211
円会訪問看護ステーション	高森町牛牧 2468 番地 4	35-7550

4 訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市立病院	八幡町 438 番地	21-1255
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3115
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	24-6655
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511

5 通所介護（デイサービス）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	26-8820

飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	59-8510
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	56-4643
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1537
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
万民デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 2	33-7077
阿智村社協デイサービスセンター第二幸寿苑	阿智村春日 3291 番地 4	45-2111

6 通所リハビリテーション（デイケア）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市立病院上郷老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3116
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
かやの木診療所	中村 76 番地 1	25-8112
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525

7 福祉用具貸与

名 称	所 在 地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島 3158 番地 3	49-8214

株式会社介護センター花岡飯島店	飯島町飯島 2050 番地 1	96-0876
株式会社フロンティア長野営業所	松本市双葉 9 番地 26	0263-28-8823

8 特定福祉用具販売

名 称	所 在 地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2	25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	松川町元大島 3158 番地 3	49-8214
株式会社介護センター花岡飯島店	飯島町飯島 2050 番地 1	96-0876
株式会社フロンティア長野営業所	松本市双葉 9 番地 26	0263-28-8823

9 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

名 称	所 在 地	電話番号
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	北方 1558 番地	28-2551
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホームあやめ	川路 2682 番地	48-6972
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	49-5152
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	28-8110
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
グループホーム大門	大門町 22 番地	48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	25-0203
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	48-5460
グループホームみつばさの丘	龍江 4140 番地	49-5515
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	23-4552
グループホーム「わたぼうし」	羽場権現 1618 番地	24-2315
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405

10 特定施設入居者生活介護

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551 番地	22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	27-2208
介護付有料老人ホームコスモス松川	松川町元大島 3255 番地 5	48-6602
養護盲老人ホーム光の園	下條村睦沢 7103 番地	27-2246

養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 299 番地	32-2075
介護付有料老人ホームたまゆら(地域密着型)	北方 2688 番地 2	28-1416
わくわくホーム(地域密着型)	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335

11 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
ショートステイ上デイ	上村 844 番地 1	0260-36-2835
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	28-2885
ショートステイ姫宮	上郷黒田 2895 番地 1	21-7735

12 小規模多機能型居住介護

名 称	所 在 地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	48-0118
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	23-4006
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	25-0246
小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	24-0084

13 認知対応型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
飯田ケアハートガーデン グループホーム 北方の郷(共用型)	北方 1558 番地	28-2551
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
グループホームあぐり山本(共用型)	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホームわだの家(共用型)	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
宅老所 姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンター明美 1 階	21-7735
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	22-4758
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	24-8001
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446

14 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806
地域密着型（ユニット型）特別養護老人ホーム たまゆら	北方 3354 番地 1	25-3590

15 地域密着型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
あつとほむりハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	59-1150
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4339
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	48-0223
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	48-6069
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	49-0787
デイサービスいちばん星竜丘	時又 1034 番地 1	26-7221
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
デイサービスはなごころも	山本 6722 番地 151	55-1717
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	26-3410
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
リハビリ専門デイサービス殿岡のりんご	下殿岡 1584 番地 1	48-6970
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	53-4330

16 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	電話番号
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 1	53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市社協竜東介護相談センター	下久堅知久平 123 番地	29-8299
飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	21-1206
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	26-8111
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
えがお居宅介護支援事業所	三日市場 406 番地 1	28-2757

おいなんよ	桜町 1 丁目 9 番地 1	23-1803
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	56-2660
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	27-2929
介護のかふね居宅支援事業所	育良町 2 丁目 24 番地 2	48-0428
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	27-4102
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	24-8758
居宅介護支援「飯田病院」	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
居宅介護支援事業所あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	56-8525
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2099 番地 2	25-0029
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8641
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 552 番地 1	56-8113
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	27-5105
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
共に歩む会介護相談所	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1532
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
はなごろも介護相談センター	山本 6722 番地 151	55-1717
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	48-5343
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
ゆめの郷ケアプランセンター	松尾代田 910 番地 1	52-4653

17 介護予防支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 堀端ビル 2 階	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066

18 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3137 番地 2	23-7888
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	48-6640
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	28-2260
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	26-8700

特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910 番地 1	52-4657
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	53-6677
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806
特別養護老人ホームやまりきの郷	鼎下山 1206 番地	48-8300
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	27-4600
特別養護老人ホームあさぎりの郷	高森町吉田 481 番地 1	34-3630
特別養護老人ホーム赤石寮	阿南町新野 28 番地 4	0260-24-2316
特別養護老人ホーム阿智荘	阿智村智里 491 番地 41	43-2891
特別養護老人ホーム阿南荘	阿南町北條 2411 番地	0260-22-2171
特別養護老人ホーム第二光の園	下條村睦沢 7098 番地 8	0260-27-2271
特別養護老人ホーム喬木荘	喬木村 3286 番地 1	33-4433
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 773 番地 1	0260-32-3356
特別養護老人ホーム松川荘	松川町元大島 2965 番地 1	36-5200
特別養護老人ホームやすおか荘	泰阜村 7565 番地 3	0260-25-2331

19 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人龍川会西沢病院	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159 番地 1	36-2255
橋上医院	阿智村駒場 359 番地 1	43-2118

20 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870
長野県阿南介護老人保健施設	阿南町北條 2009 番地 1	0260-22-3800
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525

21 訪問型サービス A (ホームヘルプサービス)

(H30.4.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	22-7271
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	56-8130
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 2621 番地 6	37-1033
社会福祉法人 ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212

22 通所型サービス A (デイサービス)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	22-9111
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	48-0223
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
宅老所ふれあい街道ニイハオ	鼎切石 4080 番地 1	24-2180
あっとほーむりハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	48-6069

飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	52-5399
竜東知久平デイサービスセンター	下久堅知久平 781 番地	29-6117
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
介護センターあぐり	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
宅老所「ぬくもり」	山本 6722 番地 151	28-2280
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンター田中の家	龍江 3283 番地 1	27-4610
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	48-5460
万民デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4339
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	49-0787
ワンダフルデイ	北方 1270 番地 1	25-1968
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
通所事業者（かなえ〜る）	鼎西鼎 581 番地	48-5231
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	48-8911
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 2	33-7077
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172
どんつくデイサービスセンター	豊丘村大字河野 431 番地	48-6677

7-3 障がい福祉サービス事業者一覧

1 居宅介護

(H30.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	21-4655
ニチケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ニチケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ハートケア 訪問介護サービス	毛賀 1139 番地 1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1 丁目 19 番地 1 南ビル 2 階	52-1651
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568 番地	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503

2 重度訪問介護

(H30.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	21-4655
ニチケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ハートケア 訪問介護サービス	毛賀 1139 番地 1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1 丁目 19 番地 1 南ビル 2 階	52-1651
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568 番地	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525

ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	25-7738

3 行動援護

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
行動援護事業所 クローバー	座光寺 4753 番地 6	49-8143

4 生活介護

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904 番地 1	26-8820
指定障害者多機能型福祉施設サポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	53-2294
くれよんキャンパス（スペース Now）	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
地域活動センターみらい生活介護事業所	上郷黒田 2109 番地 1	49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552 番地 1	27-5100
紙ふうせんスマイル	上郷黒田 1469 番地 1	48-8860

5 短期入所

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
社会福祉法人 楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731
あさ寝坊	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
みらい短期入所事業所	上郷黒田 2109 番地 1	48-0794

6 同行援護

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	鼎中平 2276	27-7622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-7728
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	48-5643

ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503

7 自立訓練

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(宿泊訓練)くれよんキャンパス(みなりっち)	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
(生活訓練)いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	52-2458
(生活訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731
(宿泊訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731

8 就労移行支援

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	52-2458
ピカソ	座光寺 5806 番地	52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
障がい者多機能型事業所 おぶしょん+	上郷別府 745 番地 1	48-8148

9 就労継続支援 A 型

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351 番地 2	56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419 番地 1	56-1155
ハート	大瀬木 4338 番地 2	48-5671
ホット	松尾明 7770 番地 3	49-8448
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	48-5933

10 就労継続支援 B 型

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 L サポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	29-8776
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	52-2458
ホープ	大瀬木 4338 番地 2	48-5671
みらいわーくす飯田	上郷黒田 2109 番地 1	49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033 番地 1	27-5100
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	48-5933
障がい者多機能型事業所 オプション+	上郷別府 745 番地 1	48-8148

11 施設入所支援

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	26-9456

第二明星学園	駄科 2250 番地	26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066

12 共同生活援助

(H30. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム 天神	下久堅南原 1072 番地	48-0938
グループホーム 南原	下久堅南原 995 番地 4	29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984 番地 3	48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690 番地 3	22-8808
みち草荘	鼎下山 523 番地	52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4 丁目 5683 番地 5	23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242 番地 6	27-5105
柿野沢	下久堅柿野沢 3333 番地	29-8776
ほたる	下久堅柿野沢 3180 番地	29-6588
ひまわり荘	宮ノ上 3887 番地 1	23-4135
すみれ荘	旭町 274 番地 2	24-0531
ひいらぎ荘	大通 1 丁目 41 番地	22-5011
はなのき荘	丸山町 3 丁目 5955 番地	23-7855
やまゆり荘	丸山町 1 丁目 6567 番地 4	52-1039
北方のぞみハイツ	北方 68 番地 7	48-0885
北方日の出ホーム	北方 61 番地 7	48-8070
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179 番地 1	52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271 番地	53-0920
アシスティーさつき	大通 1 丁目 38 番地	22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1 丁目 1 番地 3	53-8150
アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2 丁目 199 番地 1	23-5617
さくらそう	鼎一色 31 番地 2	23-0910
新賀ハイツ	下殿岡 1469 番地 1	25-7185
ケアホーム ふうりん	山本 627 番地 1	26-9508
マイホーム	座光寺 5153 番地 13	48-0056

13 相談支援事業

(H30. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社福) 楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	24-3182
あした晴天にな〜れ	宮ノ上 3923 番地 1	24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109 番地 1	48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322 番地 1	21-0416
相談支援事業所エール	東栄町 3108 番地 1	53-2294

相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803 番地 10	28-8120
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
(社福) 長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	29-8744
ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325 番地	49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250 番地	29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250 番地	26-9456
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419 番地 1	56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296 番地 1	23-8994
指定特定相談支援事業所 輪(リンク)	松尾明 7770 番地 3	49-8775
まほろば相談支援事業所	長野原 131 番地 9	26-9508
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419 番地 1	48-6338
下瀬しあわせ村計画相談支援事業所たんぼぼ	下瀬 242 番地	27-5107
相談支援事業所 りんごの樹	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	24-7665

14 地域移行支援・地域定着支援

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社福) 楓会 一般相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	24-3182
一般相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150

15 移動支援

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056 番地 3	52-1591
(社福) ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
ヘルパーステーションみらい飯田事業所	上郷飯沼 3374 番地 1	49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	48-5643
はび・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503

16 地域活動支援センター

(H30.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	0260-34-2461
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242 番地	27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131 番地 9	26-9508
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	48-6338

17 日中一時支援事業

(H30.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851 番地 8	21-5070
ぴゅあ	上郷黒田 3325 番地	49-8307
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1F	48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	49-3211
丘のりんご	知久町 1 丁目 18 番地 1 2F	24-7665
児童・協働支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	52-1640
チェリッシュ	座光寺 4753 番地 6	49-8143
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
さくら	大瀬木 4338 番地 2	48-5671

18 訪問入浴

(H30.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ぼけっと	白山町 1 丁目 310 番地 1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター鼎	鼎名古熊 2295 番地 1 平ビル 1-2 号	56-0261

19 児童発達支援・放課後等デイサービス

(H30.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851 番地 8	21-5070
みらいデイサービス飯田事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	52-1640
みらいこども発達支援センター	鼎上山 3771 番地 12	48-0336
みらいデイサービス地活事業所	上郷黒田 2109 番地 1	49-8911
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1F	48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	49-3211
じょんのびハウス	上郷黒田 296 番地 1	23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	59-8014
ぴゅあ すくーる	上郷黒田 3325 番地	49-8307
ぴゅあ あんじゅ	上郷黒田 2089 番地 11	49-0138
児童・共同支援センターかでる	座光寺 1419 番地 1	48-6338
丘のりんご	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	24-7665
児童デイサービス てんとうむし	座光寺 4753 番地 6	49-8143
さくら	大瀬木 4338 番地 2	48-5671
オリーブ	知久町 1 丁目 18 番地 1	24-7665
A f t e r S c h o o l 虹	時又 329 番地	26-9208

20 保育所等訪問支援

(H30.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	59-8014

保健福祉事業の概要 平成 30 年度

平成 31 年 3 月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係